

## 第三章 中 世

### 第一節 鎌倉時代と郷土

#### 一、 鎌倉幕府の開設と郷土

鎌倉幕府の開設 源頼朝は平氏西走後も鎌倉にとどまり、在地の関東武士等との主従関係を深密に保ちながら武家による政治の基礎をかためていった。

幕府の機関は、治承四年（一一八〇）十一月侍所まじらいどころを設置して、御家人の統率を主な仕事として和田議盛わだぎもりを別当に任じた。それから四年後、公文所くもんじよを設け京都から大江広元を招いて別当に任じ、一般行政庶務を行なわせたが公文所はやがて政所まんどろと改名した。また問注所もんぢよを置いて執事には三善康信みやよしのぶが任ぜられて訴訟そじちを審理した。これらの機関の最終的権限はすべて鎌倉殿頼朝にあり、建久三年（一一九二）に開設した鎌倉幕府の重要な機関となった。

第三章 中 世  
頼朝は文治元年（一一八五）十一月 院の許可を得て国毎に守護、公領、莊園に地頭を置いて地方統治の万全をはかった。守護の任務は大犯三箇条といって、平時にあっては幕府にたいする謀反、殺害人などの重

要犯人をとり締る治安警察の業務や、いままで東国の武士たちが交替で京都御所の警備にあたる大番役、鎌倉の警備にあたる鎌倉番役の仕事に、御家人を催促して服務させる業務、次に国内の道路、宿駅などの整備も守護人の役目にした。また、ひとたび戦いがおこると直ちに国内の御家人をひきつれて戦場におもむく軍司令官の役目ももっていた。このような守護人には頼朝の重臣が登用されていた。

地方には多くの荘園や公領がおかれていたので、荘官職などの機構はそのまま認め、荘園領主の指揮のもとにあった荘官や、有力名主、官衙の官吏を御家人に採用して、そのなかより選んで地頭に任命し、幕府の権力が地方政治に行きわたるようにはかった。地頭の任務は、荘園領主の命により強盗を捕える警察の仕事や、土地の管理や年貢などをとりたて、中央の皇室や貴族および寺社などの荘園領主に送る仕事を委任させた。

地頭の得分は、土地一反につき五升の兵糧米ひんりやうまいをとりたてる権限が与えられた。地頭がとりたてる段別五升の兵糧米は、領主が取りたてる年貢の五分から一割に相当する分量に等しいものであった。

ところで、地頭がこのような全国各地に置かれることを猛烈に反対したのは、貴族や大きな寺院、神社であった。広い荘園をもって豊かな生活をしてきた身分がただちにおびやかされるからである。反対の強いところはいままで平氏の勢力の残っている西国、特に九州地方であり、野原荘の如きは反対の最もつよいところであったといわれている。

それ故、幕府も反対を押しきることもできず、頼朝は一步後退し、文治二年（一一八六）に兵糧米の取りたてを中止した。また、建久三年（一一九二）頼朝が幕府を開設して、各地に地頭制を布いたがそれにもかかわらず、野原荘には、地頭制は採用されてはいなかった。

こうして幕府の中央機関並びに地方における守護、地頭を統帥する将軍となった頼朝と御家人の關係はど  
うなっていたのだろうか。それはいままでの支配と服従の単なる服従關係であつたのでなく、所領の安堵（保  
証）と恩地の給与というような土地財産を基礎にしてなりたつていたのである。それ故、家人が鎌倉殿（頼  
朝）からうける「御恩」と鎌倉殿にたいしてなす行為は「奉公」といわれ、土地を基礎にして、武士階級に  
習慣づけられていくのである。この成長した精神を「武士道」というようになった。

幕府の九州対策　平家滅亡一年前の寿永三年（一一八〇）三月、頼朝は鎮西九国の住人らに早く御家  
人となり、平家を討つようにという通達をした。これは頼朝が九州に対する施策の最初である。それ以後、  
在地の武士が御家人に採用され、幕府成立後地頭に登用された。

在地の莊園におかれた地頭の主なものに、菊池氏をはじめ、文治二年（一一八六）正月、大江広元が山本  
郡山本莊（植木町）、建久四年（一一九三）大野国隆が玉名郡大野別符（岱明町）　建久五年（一一九四）  
源氏の後裔と称する源業政が詫磨郡六嘉莊（上益城郡嘉島町）源憑が益城郡味木莊（上益城郡御船町）、河  
尻実明が河尻莊（熊本市川尻町）の地頭職になった。

このように幕府の地方に対する基礎づくりは着々と実を結んではいたが、まだ心配の残る畿内に京都守護、  
世　奥州に奥州総奉行、九州に鎮西奉行において統治にあたらせた。これとともに文治二年（一一八五）頼朝は  
中　腹心の御家人天野遠景を九州の総追捕使に任じ統治にあたらせたが、建久六年（一一九五）からは天野に替  
って武藤資頼、中原親能、島津忠久を鎮西奉行にした。

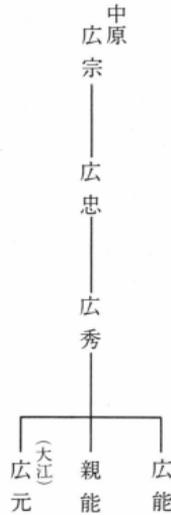
武藤資能には筑前、豊前、肥前及び壹岐、対馬の三前二島の守護職と、大宰少弐の府官の役職を与えた。



中原親能は京都の公家くげの出身で、大江匡房まさむねの孫、建保元年（一一二二）六月八日維光これみつの子として誕生、のち、明法博士中原広秀の養子になり、中原を姓にした。鎌倉幕府創立期、頼朝に招かれて、一族の大江広元らとともに関東に下り、その腹心になり、幕政に参与することになった。幕府の役人としての履歴は大略次のとおりである。

元暦元年（一一八四）公文所設立のさい、その寄人よりうど（奉行）に任命され、木曾義仲追討の戦いには源義経に従い上京、翌年、源範頼に従って豊後に出陣した。文治二年（一一八六）京都守護職を命ぜられ、さらに奥州藤原氏征伐に従軍。官位も齋院さいいん次官より美濃守式部大夫に昇進し、文治五年（一一八八）には掃部頭さうぶとうになり、建久二年（一一九二）政所の公事奉行、建久六年（一一九五）六月、鎮西奉行に任じられ、今回、

豊後守護職を命ぜられた。



当時、豊後の国内事情は平氏が滅んだとはいっても平静ではなかった。国内には「お国衆」と呼ばれる大野、緒方、戸次べつきらの大野一族らが朝廷・貴族らの旧勢力と結んで中原氏の上陸の前にたちふさがり上陸を妨

害したが、建久七年（一一九六）一月一門の総大将大野八幡大宮司、大野九郎泰基やすもとらの大野一族数千騎を大分県大野郡朝地町あさじ、神角寺山じんかくじに追いつめて滅ぼし豊後を平定した。（大分県の歴史）これは親能の養子大友能直であるという説もある。

親能は正治元年（一一九九）頼朝の死後に入道して寂阿じやくあと称し、將軍頼家・実朝に仕えていたが、六波羅



赤崎城の全貌

探題在任の承元二年（一二〇八）十二月十八日 六十六歳で卒去する。  
正五位が贈られ 掃部頭藤原朝臣親能法師法名寂阿と稱された。（『吾妻鏡』）

親能が豊後、肥後、筑後三国の守護であったため、その所領も以上の三国に多く、肥後国にあつては、飽田郡池田郷（熊本市）玉名郡久重村、長田村（玉名郡南関町）玉名郡大野下村尾崎（岱明町）筑後国では三池郡にあつたという。（『新撰事蹟通考』）

ところで『古城考』にかかれてある「下村古城」には、「下村古城は玉名郡下村（岱明町下村）にあり、齋院次官親能、当城を築きてここに抛り、のち、南田の新城に移る。」と書いている。南田は赤田又は赤崎の誤記で、新城は赤崎城のことであろう。

親能は齋院次官であつた頃の文暦二年（一一八五）一月二十四日より源範頼に従つて豊後に渡り、四月二十四日には再び京都に帰っている。肥後に出張する余猶はなかつたはずであるから、赤崎城の築城は中原氏の子孫か、隣国の大野氏か、将又、関東御家人の相良氏か小代氏であるのかははっきりしない。城のこととはあとで述べることにする。

**大野別符の地頭大野氏** 本町に隣接する大野別符は、一一世紀末にできた古代荘園の一つである。別符というのはさきにも述べたように荘園となる手続きの方法が通例の太政官令によらず別勅の令状（符）によ

つて承認された莊園のことであり、社寺領に多くみられた。

大野別符の莊園領主は本家を石清水八幡宮、領家は筑前の宮崎八幡宮である。それ故、八幡宮の末社に繁根木八幡宮が勧請される。当社の「社記」に「庄の政所の莊司大野菊麻呂紀隆村は、村上天皇応和二年（九六二）山城国石清水八幡宮を繁根木村に勧請し、繁根木八幡宮と称し、寿福寺を神宮寺にする」と書いてある。それ故、紀隆村は、大野別符の莊官であり、八幡宮の勧請をなした別当職であったのであろう。

本町永方信定寺の境内墓地に一基の石塔婆があり、信定寺初代禪念（俗名五郎兵衛）が慶長九年（一六〇三）父築地蔵之丞の歿年日と、築地家の由来を次のように記している。

我祖、貫行裔山城八幡宮別當紀清賢子

國隆、天徳中下二子當國一領二大野一住二于山田

高岡一、應和中葉根木本宮國隆勧請也。

國隆二男築地蔵人國秀齊清尚俗名兵

國於金山原戰死、其子築地蔵之丞遊二

于肥前一後帰二住于当地一。蔵之丞者我父也

慶長九年甲辰二月 釋禪念記之

法号 釋姓大信

俗名 築地蔵之丞

文禄二癸巳 三月廿五日歿

この大意は「山城国石清水八幡宮別当紀清賢の子国隆は、大野氏の家祖紀貫之きつとよの天徳年間（九五四―九六一）、以来当国を領し、繁根木八幡宮に勤め、山田高岡（玉名市山田）に住んでいた」という意のことである。

史実にいくらかの違いはあるが、貫之の末裔國隆が繁根木八幡宮の別当職べつとうをつとめ、山田高岡に住む在地豪族であったといっている。その後、國隆は御家人に列し、大野別符の地頭職に任ぜられ、大野氏を姓にするようである。

所領の管理経営にあたって國隆は、男子三人、女子五人に分割して統治させた。まず、男子三人には五十五町宛とし、嫡子中村太郎時隆には高瀬中村五十五町、二男築地二郎国秀（親）に築地村五十五町、三男大野三郎秀隆には大野村五十五町、そして五人の女子には入婿して中尾・山田・岩崎・尾崎・河崎を与えた。

これを大野八名衆と申し、三男大野氏か惣領職をついだといっている。（弘治三年三月清源寺文書）  
〔紀宗善大野家由緒書〕

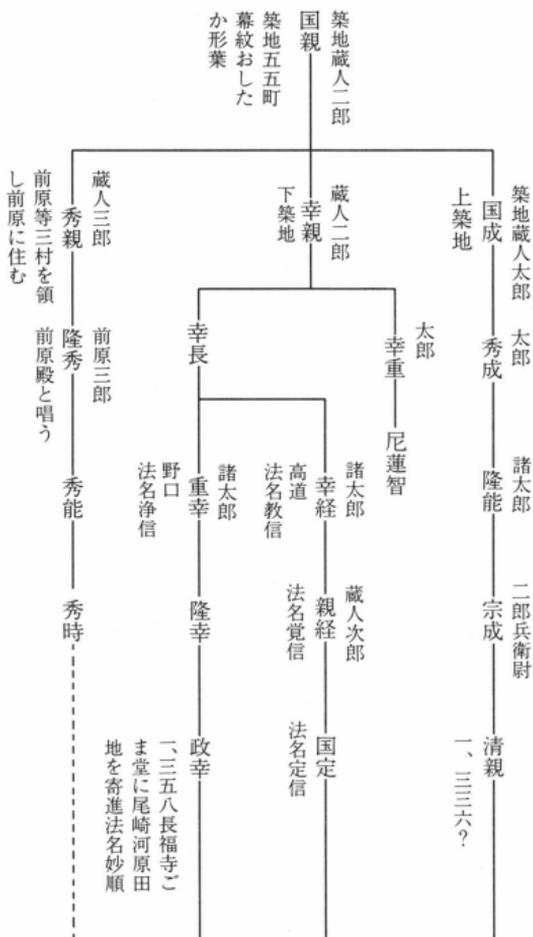
鎌倉時代には一族の長を家督または惣領と称し、他の庶子を殿または殿原といった。所領及財産はこれを分割している。このような方法を分割相続といった。しかし惣領は大野家のすべてを総括するので惣領とよび、この団結を衆、党の名を附し大野八名衆（党）、といつて武士団の名称にした。

それでは、大野一族がそれぞれの所領をどのように統治していったか、また、当時のわが長洲町の住民にどのようななかかわりを与えたかを知りたいものである。

中村太郎時隆の中村春出はるでの館は、いまの玉名駅の北方玉名市中村、当時は高瀬五十五町の地積があり、そのひろがり、中村、岩崎、河崎、繁根木、亀甲、富尾の一带であったろうといわれている。この地は有明海沿岸と菊池川の川口港の利用の便がよく、水軍活動や、海運業の基地としての港として利用したものと考

えられる。一族に亀甲氏かめこうや、河崎、岩崎氏も中村氏に所属したものではないかと思われる。この一帯は長洲地方とは隔絶して余り交渉はないが、隣地の高瀬町を中心にした一帯が菊池氏の所領であったので、菊池氏との関係は深くなってくる。

築地次郎国親の上築地の館は、玉名市上築地陣内にある。ここは小岱山南麓に開けた丘陵地の末端をなし、北辺と西辺に巨大な土塁と空堀によって一重または二重にかこまれて、当初以来の子孫と称する築地氏の住



家もある。居館の南は広々とした肥沃な平地になり、誕生院浄光寺や、北小岱山々麓の山田上馬場一帯は大野氏祈願寺吉祥寺きちじょうじが繁栄していた。

国親の所領は三子に分割譲与されていて、長男築地蔵人太郎国成に上築地、二男築地蔵人次郎幸親には高道、野口を含む下築地を三男前原蔵人三郎秀親には前原を分けあたえた。また、幸親の二子幸長の子諸太郎幸経は高道村、諸太郎重幸には野口村がそれぞれ分譲された。下前原にある幸親の陣内屋敷は、南を除く三方を土塁と堀にめぐらされていて館内にはいまも殿さん墓や、逆杖さかづえの椿つばきという大木や的場まじばの地名がこのつている。

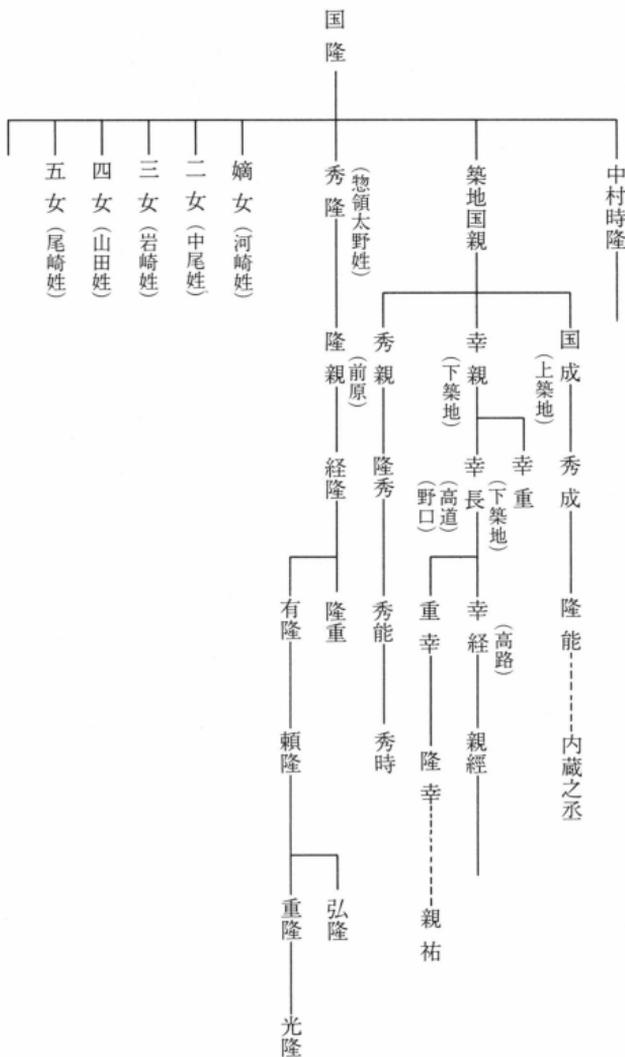
高路諸太郎幸親のいた高道城は、岱明町大字高道字城内という集落の一隅にある小高い丘陵が城址である。今は管原神社の社地になっているが、「城内」の北縁から西縁にかけて水濠がめぐり、まとは（的場）、きちまる（祈禱丸）の小名が残って、ここは弓の稽古や祭事、戦勝祈願を行なった跡ではないかと想像される。南北朝や戦国時代にかがやかしい戦史をのこした城である。

野口諸太郎重幸が抱った野口塚原の城は、南に有明海に接する位置にあり、「前原系図」に「塚原ノ惣領女ヲ娶ル塚原殿云々」とあるので、ここがのちには四女二塚姓との関係があるのではないだろうか。

以上築地氏の配地について述べたが、築地氏は菊池川右岸地区の小岱山より有明海に及び、長洲町六栄地区と境を接したばかりではなく、余勢は六栄区の永方、宮崎、金山、野原方面にまで及んでいた可能性がみられる。

次に、大野惣領家は岱明町上村、下村、開田、扇崎、鍋、大野一帯を所領したものと推定され、領内には

大野氏略系図



上村城、下村城、扇崎城、中土城等がある。  
 下村城は、岱明町大野下字内野にあり内野城の別名もある。「古城考」によれば、斎院次官中原親能の築

城といわれる、内野集落にいまなお長方形に縁どりして土塁、空堀、水濠、古井戸のあとがみられる。上村城は、同町上字馬場原一帯の集落一帯が城跡であり、堀道にそって土塁や二重の空堀がめぐった郭のなかに古井戸跡や祈禱場の跡と思われる土壇があり、城跡の北側に大野氏菩提寺平等寺跡墓地があり、南北朝の合戦で勇名をかせ戦死した城主大野光隆の墓もある。

中土館は中土にあり、広い大野丘陵の中央よりの位置、字地名「寺前」が館跡と思われる。八〇メートル方形の畑地のなかに土塁や周溝が平行にまわり、館を防護し、ここの土中より当時の青磁・瓦器、播鉢、釉陶の破片が出土している。また県道下に室町時代の六地藏塔もみられる。

扇崎字明神尾にある扇崎の館は、『玉名郡誌』によれば、扇崎北垣左京の居館という。左京は平安末期京都公家領の荘園の荘官としてつかえ、肥後国松尾村に移住し、さらに扇崎に移り大野氏の勢力下にいり、館の周囲を堀と土井でかためて住んだと伝えられている。〔岱明町史〕近世期にいり、鍋扇崎村庄屋荒木氏の祖はこの左京であるとも伝えがある。

以上、大野氏一族の荘内配置と、その領内支配の拠点となる城、館について述べてきたが、五人子女に入婿して分割相続したという河崎、中尾、岩崎、二塚、尾崎については明瞭な把握は出来なかったが、分割相続のおこなわれた中世初期の女子の地位は高く、嫡女は太子といわれ財産の分与も多く、二子、三子、四子、五子、六子ともにそれぞれの分与があったものであろう。例えばいままも衣裳給、化粧田という地名が残っているのは当時の女子給地の名残りとうけとつてもよいようである。

### 相良氏の所領

新補地頭としてはじめて肥後に下向したのは、相良一族である。相良氏の本籍地は、遠江

国榛原郡相良庄（静岡県榛原郡相良町）である。

養和元年（一一八一）三月、相良庄の相良頼景は平氏に属し、頼朝の命に従わず無礼の行為があったとして、肥後国球磨郡多良木庄地頭伊勢次郎にあずけられた。後年、頼朝の怒りもやわらぎ、建久八年（一一九七）三月の信濃善光寺参詣の随兵に加えられ、「吾妻鏡」、翌九年、頼景は多良木庄支配を許され、多良木東前に館を築いてここによった。「沙弥洞然長状」「蓮花院跡相良頼景発堀調査」

元久二年（一二〇五）六月、幕府が畠山重忠討伐を行ったとき、頼景の長子長頼は、北条義時に従って二俣川（鎌倉市）に向かい抜群の手柄をたてたので、七月廿五日 自ら望んだ人吉庄の地頭職に補任された。「吾妻鏡」その後、幕府勢力の混乱を知った朝廷は、後鳥羽上皇を中心に反幕派の公卿、西国の武士を集め討幕の計画をめぐらし、諸国の神社、仏閣に討幕の祈禱をさせた。野原荘においても八幡宮や正法寺も幕府覆滅の祈禱をした。

こうして承久三年（一二二二）承久の乱がおこり菊池能隆や葉室善賢が上皇方に味方し戦いに敗れ処罰された。野原八幡宮や正法寺も処罰をうけていたようである。幕府は敗れた上皇方の所領三千余か所の没収地に功績のあった御家人を地頭として送りこむことになった。これを新補地頭と呼び、承久の乱以前のものを本補地頭と呼んで区別する。

第三章 中 世  
本補地頭の収入や権限はそれぞれ個人差がひどいので、幕府はこれらの新しい地頭の権限や収入を定めた内容の法令を貞応二年（一二二二）発令した。それによると収入は一律に十一町の田地の年貢のなかから一町の年貢を地頭の収入とし、また荘園領主へ収める年貢のなかから田地一反ごとに米五升を加徴米という名

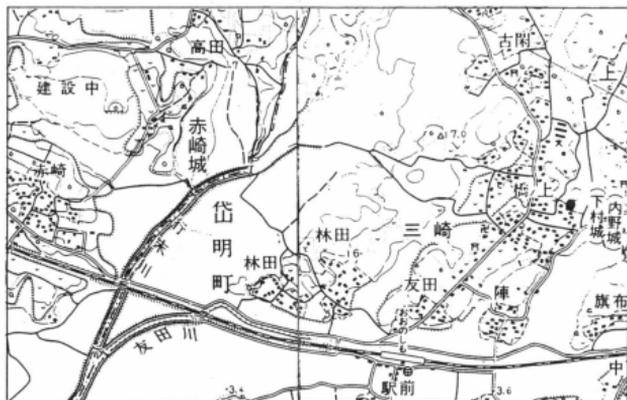
相良氏略系図



称で地頭に与える。これを「新補率法」と呼び、この地頭を「新補率地頭」といった。

「相良文書」によれば「長頼、宗頼、頼平鎮西に下向し、二男相良宗頼に山鹿郡宮崎荘の山の井村一丁、高橋村百丁、内田村六丁、同郡尾登利庄杉村十二丁、山下村六丁、山鹿庄小原村十三丁、玉名郡野原庄内大嶋村三丁、赤崎村四丁、山田村六丁、筑後国高橋村、大塚村三十三丁、ほか豊前、肥前の所領名があげてある。また弟頼平分は玉名郡山北郷三十五丁、屋気村十二丁、板井村三十三丁、筑後三池郡玉村、(玉川村?)今村、山崎村、中浦村(明らかでない。)が与えられた。(○印は筆者付す)

宗頼は、山鹿郡泉莊山ノ井(鹿本郡菊鹿町)に居館を定め、泉庄の所領を二分し「泉本庄」を長男頼元に与えた。頼元は山鹿郡宇佐村の村名を遠州本籍地の村名をとり「高橋村」に改めた。(現在の鹿本郡鹿本町)弟頼重は内田川沿いの若宮に居館を構え、本籍地内田村の村名をここに移し内田村に改めた。(同郡菊鹿町上・下内田)



赤崎城付近を示す地図

宗頼が野原庄の赤崎村（長洲町）大嶋村（荒尾市）大野庄山田村（玉名市）をどのように統治したか、いずれも明らかではない。

相良氏は、安貞元年（一二二七）三月、宗頼が死亡すると、相良氏同族間に争いがおき、所領は長頼に奪われ、その後も同族の争いは絶えず、住民も次第にはなれて、菊池氏が再び勢力をもり返し、相良氏はこの地方の支配力を失っていった。しかし赤崎地方の住民のなかには、「折地稻荷神社や天満宮は元久元年四月小代重俊が勧請した」といっている。これはこの地方が、元久元年以来相良氏に、支配されていたことを、子孫代々に伝えてきた大切な言葉であると思う。

幕府は、反幕勢力の強くなる肥後国に関東御家人相良氏や、評定衆の毛利禅門等を地頭として派遣していたものである。

赤崎村と赤崎城 文政年間（一八二〇頃）にかかれた「荒尾手鑑」に「赤崎村」は「高二八七石八斗六升、田一四町四反、畠八町七反、古新地の高一石二升、田六畝、畠一反があげてあり、竈数四三軒、人口一九五人」と、書かれている。

相良氏が、鎌倉時代受領した赤崎村四町と比較すると、後世には数倍に増加していることがわかる。これは後世の開墾や干

拓がなされたからであろうが、いずれにしても、赤崎村が経済的に裕福であったとはいえない。それなのに赤崎村のどんなことが重要であって相良氏に与えられたのだろうか。

鎌倉時代の赤崎村は、有明海の潟海を距てて、大野別符に接する国境の村として、防衛上の要素を持った村であったのであろう。

村内に「古城」という字地名をもったところは、赤田台地の南端に人の拳型こぶたに突きでた全長一五〇メートルの岬

をなした地形である。



赤崎城縄張り図

- |   |        |
|---|--------|
| 1 | 切丸塚丸居  |
| 2 | 堀三貝本鳥枡 |
| 3 | 二の丸    |
| 4 |        |
| 5 |        |
| 6 |        |
| 7 |        |

この台地は古くから「ふっじようさん」とか「赤崎城」とか呼ばれていた。城の縄張りは、北部の狭い部分を堀切り南の拡がった部分を地均して 本丸、二の丸、三の丸を設けている。「玉名郡村誌」によれば本丸跡 東西八間（一四・五メートル）南北十七間（三二・九メートル）二の丸跡東西二十二間（四〇メートル）南北二十七間（四九・一メートル）三の丸跡東西八間（一四・六メートル）南北二十間（三六・四メートル）となっているが、実測してほぼ一致する。また高低について東面の本丸跡は二の丸より三・六メートル高く空堀の痕跡が認められる。三の丸は二の丸より三メートル低い、城郭と平地の水田と接する崖面は除

しい削りおとしがみられ、その高さは一五<sup>トビ</sup>及至五<sup>トビ</sup>程度である。

城跡の一部に貝塚と称する貝殻を塚状に盛りあげた円丘があり、「古城宮菩提養塔」と墨書した木柱が丘頂に建てられ、塚前に室町時代の五輪塔二基と別石に「嘉永元年（一八四八）七月当村庄屋壽左エ門再建」と刻んだ石柱がある。城跡南端に明治四十一年十二月建てた石鳥居と、傍の石柱には「文政五天壬午（一八二二）九月十九日城戸主計守末流城戸姓十二人の名が刻まれ」ている。郡村誌の「元亀、大正の間（一五七〇—一五八五）龍造寺山城守隆信、兵を遣して当城を攻落す。この時は小代氏が出城なり」と記していることと関係があるらしい。このことで、赤崎城の始めを明らかにすることはできないが、おそらく中世期の相良氏時代より番城として利用されていたものではあるまいか。番城というのは戦時や変時の際ここに当番の兵が見張り、警固にあたった城のことをいったのである。

## 二、野原荘の地頭職

**野原荘の地頭** 承久の乱後評定衆の毛利禪門が野原荘の地頭職を命ぜられているので、幕府は荘園領主の反対をおしきって地頭制を採用したものと考えられる。

それから宝治元年（一二七四）三浦泰村が幕府に謀反をおこしたとき、小代重康が戦功をたてたため、同年六月二三日に、父の重俊が肥後国野原荘の地頭職をうけ、將軍藤原頼嗣から次のような下文が与えられた。

（藤原頼嗣花押）

下す、肥後国野原庄。

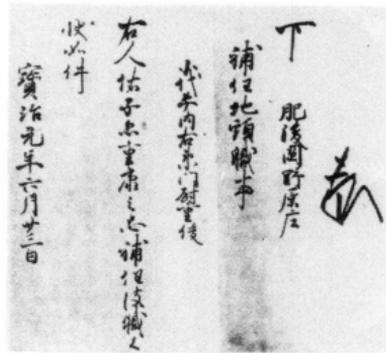


図 鎌倉將軍藤原頼朝下文  
(小代文書東大史料影写本)

地頭職に補任する事。

小代平内右衛門尉重俊

右の人子重康の忠に依り彼の職に補任する状、件の如し

寶治元年六月廿三日

小代氏は、武藏国入西郡（埼玉県東松山市正代）に定住している有力な武士団である。古い時代から清和源氏と主従関係が結ばれ、小代行平は源頼朝に仕え忠勤を勧んで信任が厚く頼朝が死んだ後も幕府に仕え、越後、安芸地方に地頭職を与えられていた。甥の俊平を養子に迎え小代郷の所領は、俊平より重俊が嗣いでいた。

小代重俊の所領は、度々の戦功で得た本領以外に、全国各地に所領を持つようになったが、それらの遠国所領の支配は地頭代に任せて、惣領はやはり本領に居住していた。

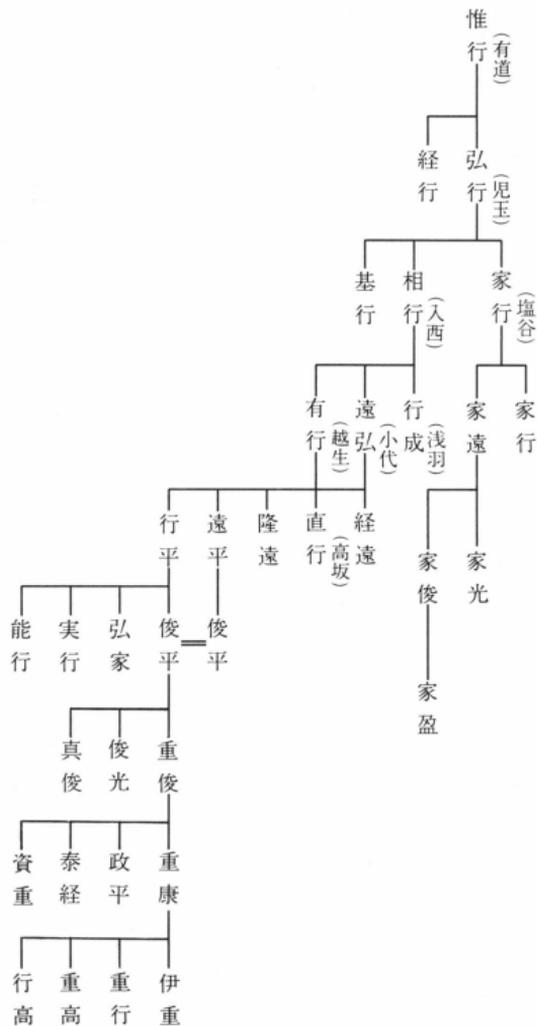
野原庄の地頭になった重俊は、地頭代に一族の塩谷左近将監家盈を派遣し野原庄の所領を、荘園領主と分けあうことに成功した。

こういつてしまえば簡単な話のようであるが、八幡宮の領地のなかに、地頭の領地をはめこむことは、當時のことばでいえば、荘園領主が支配している支配地に、「下地（よち）中分」といつて、領主の土地（下地）を分けてもらうことである。いわば、武士が幕府の命令によって領地を侵略するのであるから、決して穏やかに事がはこぶ筈はない。それでは野原庄が東、西両郷に分割され統治されることについて述べよう。

四郎丸資継 四郎丸資継は、東郷地方に多くの名田なまのゑんをもち、武力を備えた名主なかしゅである。折地に四郎丸、

腹赤はらあかに小野四郎山の字地名が、いまでも残っているが、ここがそれに該当するかどうかははっきりしない。

四郎丸は、弘安六年の『惣検注田目録』（東郷の検注田参照）に示すように、各種の給田、神供田しんぐりだん、講經こうきやう免田めんてんの作職けしきや、下作職げさくしきをもつ東郷地方の実力者である。「石清水八幡宮文書」には、文永年間から弘安二年（一



二七九)にかけて、在地勢力で安幕神田の知行者であつて四郎丸資継の乱暴行為を、預所成美すけみの代官坂上助光が告発する争いが書かれてある。

それは、資継の祖父の時、庄の政所に供出する出挙米すいこま二石の質物として、所有の安幕神田一町を手放していたことが明らかになった。このことをもつと詳しく述べると、名主四郎丸の屋敷のなかには大きな倉庫が建てられていて、百姓たちから徴収した年貢の米、麦、大豆、小豆などはみなこの倉庫にしまいこまれていて、その一部分が端境期はながきを食いつなぐ食料として、あるいは春さきの種モミとして、倉庫から百姓たちに貸しだされ、秋には利息づきで返済される仕組みになっている。これは、古代に稲粟や財物を貸し付けて利息を取っていた方法で、これを「出挙すいこ」と称し、わが国では「日本書紀の天武四年(六七五)四月九日の詔が初めてあり、税として農民からとりたてたものを、貧乏な農民の再生産の維持のために採用された善政であつたが、四郎丸は庄の政所より預っていた出挙米を無断で農民に高利で貸付け、不当の利益を得、いざ政所に返却せねばならぬための出挙米二石の質物として、所有の安幕神田一町を手放していたことが明らかになつた。この神田は、東郷の祭「放生会ほうじょうえ」の祭費にあてるためのもので、この神田をめぐつて資継の悪行が続くために、放生会の神事に支障を来し、莊園領主側で問題になつた。

弘安二年(一二七九)八月、庄の預所成美はこのような資継の非道不法七条をあげて非難しているが資継は召換状も無視し、安幕料田の刈田をし、横流し私腹を肥していた。その上守護にへつらい、成美を幕府へ訴えた。人々は四郎丸資継の横車を阻止そししようとする者はなく、かえつて、庄の所司、神官等は、資継に同調して、莊園領主に反抗した。このような乱暴行為は数回に及んでいた。(野原庄預所坂上助光申状『石清水文書』)

そこに、新しい支配者である地頭代左近將監家盈が有明海の海上より、意気揚々と上陸を開始した。素朴な住民は土下座をしてこれを迎えたが、資継らは、野原庄政所の庄官や、野原八幡宮の神官等を従えて、反抗的な態度にてきた。当時、幕府の命令にそむいて反抗する行為を、悪党行為であるといっていた。こうして、この解決は両者が武力抗争によって決着をつけねばならぬところまで進行していた。

地頭代は、四郎丸資継らが、小代氏よりもさらに下級小規模の名主的武士であったので鎌倉幕府の権力を背景に、莊園領主の旧体制に楔を打ちこんで、武家勢力を巧妙に導入して庄の治安を保持しつつ圧迫を加えていった。

莊の中分　莊園領主が支配する莊園に新補地頭が割りこむようなことは、当時の制度とはいえず、どこでも流血の惨事が起こっている。野原庄においても、二大勢力の正面衝突が懸念されたが、地頭は領家の権利を必要以上に犯さぬように定め、領主側も反動的な悪党行動をなす名主層を抑え、土地を両者の間で折半し、そのおのおのの領有を認め、互に他を侵さぬように契約した。〔『石清水八幡宮史料』〕

線引きは、両郷の境界記録がないので明瞭ではないが、筒ヶ嶽から硯川、菜切川の東側を東郷（宮方）、西側を西郷（武家方）の支配に分割統治することを定めた。このようなやり方を「下地中分」といっている。「下地」というのは、年貢をとりたてることのできる土地のこと、「中分」というのは、土地を二分することである。

第三章　中　世  
西郷方で記録されている『野原八幡宮祭事簿』弘長二年（一二六二）の条に「御中分の歳」と記載されているので、野原庄にいる小代氏の地頭代によって、庄の中分が行なわれたことを知ることができる。また、



野原荘中分の図

赤、沖洲、清源寺、折地、赤崎、向野、宮崎、永方、高浜、塩屋、梅田、長洲、菰屋、川登、野原、杵、金山、牛水東郷。西郷地方（地頭方）は、府本、平山、井手、万田、荒尾、宮内、宮内出目、水島、小野、増水、一部、蔵満、牛水西郷の村々であろう。

困難なことを考えられていた下地中分が、僅か十六年の短期間に、流血の惨事をみずスムーズにおこなわれたことを幕府と、荘園領主間に何かの契約がなされていたのではないかとという人もあるが、考えられないこともない。あったとすれば領主側が、庄内における治安確保と、年貢のとりたてを地頭小代氏に契約させた「地頭請」のあったことも考えられよう。

あとで記載する東郷方「惣檢注目録」の存在によって、右に述べた両郷の区劃線が推測されるのであるからこの記事は信じてよいと思う。

中分された両郷の村々を上図で見ると、東郷地方は今の玉名郡長洲町と荒尾市の一部分を占める地方であり、西郷地方は荒尾市の府本以西の荒尾市一帯であるので、一応行政的にはいまの長洲町と荒尾市が漠然とはしながらも誕生したことになる。

下地が中分された野原荘を近年の行政区で次のように表してみた。まず、東郷地方（荘園領主方）は、腹

この頃の地頭の職務は、荘園内の警察権をもって治安の維持にあたり、荘園領主のために農民から年貢をとりとる徴税権や、荘官、名主の任免権だけに限られていたが、新補率法地頭には警察権だけに限られ、任免権、徴税権はなく、従って農民に対する支配権は余り強くなかった。地頭のなかにはこれを不平不満におもい、領主との間に紛争をおこすことも多かった。

地頭は「地頭請所」といって豊年、凶年にかかわらず領主に対して一定の請料の年貢を出すかわりに荘園の支配を任せてもらい、役人の任命、税のとりたて、そのほか農民のさしず一切を思うままできるといいうくみを設置して、その解決法にあたり、武士による支配を一そう強めていった。

小代氏が野原荘の地頭職に補任されたのは宝治合戦で戦死した野原荘地頭職毛利禪門の後任人事というわけで、合戦の功を賞された小代重俊に与えられた人事であると云われているが、実はそのような簡単な理由によるものではなかったようである。

宝治の乱がおこった十三世紀後半の日本のおかれた世情は大陸における蒙古の勃興による危機が次第に近づきつつあったことである。殊に九州はアジア大陸に隣接し政治的位置は重要であったが、いまなお平氏の勢力が強く幕府の威令も侵透していない状況であった。それ故緊迫した世情打解のために幕府がおこなった政策のあらわれであったのであろう。

**蒙古襲来**　小代重俊の所領は本領のほか越後えちごや安芸あき並びに土佐とさの国にもあり、今回野原荘など、西国に

所領をもつようになり、その所領の支配は地頭代に任せて、惣領はやはり本領に居住しつづけた。ところが文永八年（一二七一）九月十三日幕府はつぎの「関東御教書」を小代重俊子息らに発して蒙古人襲来に対す



蒙古の領土の広がり

る防禦と、領内悪党鎮圧のために早速自身で野原荘へ下向するように命じた。

「蒙古人襲来すべきの由、其の聞え有るの間、御家人等を鎮西に差し遣わす所なり、早速自身肥後国の所領に下向し、守護人に相伴ない、且は異国の防禦を致さしめ、且は領内の悪党を鎮むべし。仰せに依り執違件の如し。

文永八年九月十三日 (北条時宗)

相模守 (花押)

(北条政村)

左京権大夫 (花押)

小代右衛門尉子息等

この時、重俊はすでに高齢であったので子息の重康兄弟に対して下向を求めたのである。

地頭重俊は家督を相続した重康とその兄弟を下向させ、自分分は武蔵国に残留していたが、弘安四年、武蔵国の本領で死去している。

文永三年 (一一六六) 蒙古は第一回の使者を派遣したあと、

出陣人可襲来と出有を聞  
 間可襲来と内家人等お鎮西  
 自を自下下向肥後國可領  
 相伴守護人具令改國  
 防除具の鎮領内之思慮首  
 依作揚をり  
 文永十一年九月十三日 ね 松 彦 彦  
 小代前門のあふ

関東御教書（東京大学史料編纂所蔵影写本）

前後六回にわたって使節を送ったが、朝廷も幕府もその都度要求を拒絶したので、文永、弘安の役という二度の蒙古の襲来をみることになった。

文永十一年（一二七四）十月三日、蒙古・高麗の連合軍は合浦（慶尚南道馬山）を出発し、五日には対馬に上陸し、十四日に壱岐を襲い、十月二十日には博多湾西部の今津、百道海岸に上陸、肥後勢と激戦をしたが、東部の多々良川から上陸した蒙古軍は背後から箱崎、博多を攻撃、日本軍は夕刻に水城まで後退した。上陸した蒙古軍も仮泊中の船に引き揚げたが翌二十一日になると暴風雨の来襲によって九百隻の蒙古の大船団は博多湾内からその姿を消していた。その夜、湾内に沈んだともいい、帰国の途中逆風に遭難したとも伝えられ

るが、合浦にたどりついた船は少なかった。

弘安四年（一二八一）、国号を元と改めたフビライは、再度の遠征軍を送って来襲させた。六月十五日、志賀、残島を占領した元軍は、一次と違って石塁を築いて上陸を防いだ戦法と小舟に乗り込んで夜襲をかける日本軍の果敢なゲリラ戦術に悩まされた。その戦闘の様様を書いた「蒙古襲来絵詞」には、肥後、肥前、筑後、伊予武士の活躍が描かれている。そのなかの「絵詞11」に隣国大野別符大野氏と詫磨氏の活躍が書か

れてある。

「…(前略) 肥後国たくまの別当次郎時ひで大野小次郎くになか、そのほか兵船まわしたりし人々をひかるといへども…(略)」と、これは、詫磨別當時秀の船に乗った大野小次郎国隆が、敵襲を行なう場面である。詫磨時秀の所領が大野別符の尾崎村にあったことより二人の接近はほほえましい戦場風景がつくられていた。

この両役は元の寇あだといつて後世「元寇」と称し、この役を通して大野一族は、大野惣領のもとで前原、野口、高道、築地、田添の庶子家が軍功をたてていた。

**元寇と住民** 日本は国をあげて国難にあたり、文永の役の大勝後も幕府は蒙古の再来を予想して、戦闘準備を急ぐとともに、自ら諸経を血書して敵国降伏と、国土安泰を祈ったが、幕府は挙国一致の国民の結集力と逆襲の計画をたてて異国征伐の号令を出し、領内の船の大小、梶取かじとり、水手かこの氏名や異国へ渡る時、上下人数年齢、兵具等について報告を求めている。(建治二年三月「異国発向用意条々」)

県内には井芹秀重いせりや山室やまむろの尼の報告書がある。しかし、異国征伐は都合により中止されて、博多湾を常時守備する「警固番役けいこばんやく」を定め、石塁を築いて水際で撃退しようという発想で、文永の役後一年半後の建治二年(一二七六)三月に着行した。この工事のために鎌倉幕府は、九州所在の地頭、御家人、九州に所領をもつすべての武家や、公家や社寺にその所有する所領にに応じて、石塁築造のために働かせた。石築地は高さ二メートル、上幅一・八メートル、下幅三メートル、所領一反に付一寸の割合である。

この工事は、博多湾岸十六キロメートル乃至二十キロメートルを東から西に九州九カ国で担当 肥後は生の松原いさ一帯を分担

した。九州各国の武士たちが、その割当地域で石塁構築を競いあつたさまが「北肥戦記」には、「鎮西の輩、各、人夫を具して博多湾にむかい請取の役を定め、他の石築地を普請す」とある。この工事に住民が船を仕立て、僅か半年の間に石築地を完成したという。多分記録には残されていないが、一反一寸の分担は、小代氏の場合は百二十トル、大野氏の場合は七十五トルを築いたことになる。これがいま博多湾にのこる「元寇防塁」であり、この修理は元弘二年（一二三二）の頃まで住民をつかつて行つたといわれている。（菊池三代）また東郷地方から年貢の所当米が、宇佐と京都に送られていたのが、警固期間中博多の沖で航行を差しとめられ、米は軍用米に供せられたといわれている。

次に各地の寺社に於て、異国降伏祈願が朝廷と幕府の命令で行われた。そのうち関係資料のなかに権大納言藤原房明が伏見宮御綸旨「異国降伏祈禱勤行の定め書」を肥後の円通寺僧中に伝えた。また、幕府は同様の定め書きを、東国御教書として荒尾市樺の賀庭寺に送り届けている。その内容は「異国降伏の祈禱を自四月一日乃至七月晦日まで勤行せよ。内容は、千手供養の際は千手陀羅尼百遍、尊勝陀羅尼百遍、法華経普問品三十三遍であると命じている。（『国郡一統志』）

このことから朝廷、幕府は全国の公領、荘園の寺社に対し、蒙古退治祭、元寇穰いの祈禱を命じたことがわかる。

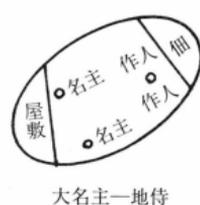
小代氏の菩提寺浄業寺の創建も「肥後国誌」に書かれているような菩提寺的なものではなく、文永の役を終つた小代重康一族が国家鎮護と敵国降伏の祈願のため創建したとみるほうが妥当なものであろう。

### 三、東郷地方の中世の村

中世の村 鎌倉時代に入ると作人たちは、土地を切り盛りし、用水をひいて追などに新田を開発し自立して下人を従え、百姓となるものもふえてくる。あるものは、土地の開発名主の名田のなかから独立して屋敷を構え作人を従える名主もあらわれてくるようになる。名主のなかには自分の屋敷を土居（土壘）や堀で囲み、百姓、下作人を住ませ、領主の佃や名田、免田、給田を耕やして次第に地方豪族の仲間入りをするようになり、そのなかには武士に昇進するものも現れてくるようになった。

名主屋敷 折地村には秋丸、四郎丸などの中世名主名をもった字地名がある。秋丸屋敷は六反九畝余り、四郎丸屋敷は一町六反五畝あまりがあったといわれている（検地帳）

四郎丸屋敷は、その四周に空堀を繞らし、このなかに弥生時代のカメ棺や古墳時代の墳丘があったといわれているがさだかではない。数年前土地の造成によって空堀も殆んど消滅しているが、阿弥陀寺の傍にその一部が残されている。この堀跡をみればかなり壮大なもので、当時は環濠百姓村をなした地方豪族の屋敷であったと想像される。



さきに四郎丸資継のことを述べたが、資継は父祖の代から野原八幡宮放生会の料田や出挙米の管理などをもち、小代氏地頭代の入国を妨げるほどの武力を有する在地豪族であったというので、この頃は武士化していたものであろうか。また、屋敷の一隅に観音堂があったというので、これが天正の兵乱で焼けた阿弥陀寺の前身であったの

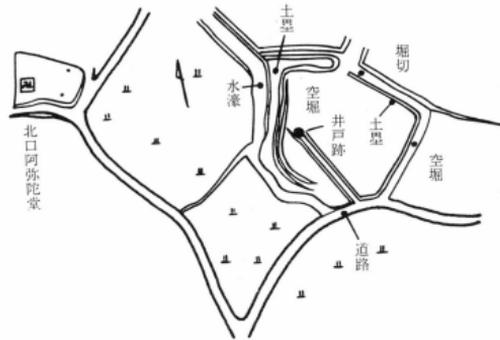
であろう。

四郎丸屋敷に隣接して秋丸屋敷、松浦屋敷、松尾屋敷がある。秋丸には天満宮、松浦には稻荷神社があり、天満宮は元久二年（一一〇五）に建てられたといわれる。松尾にも宝珠庵という堂宇があつたというので屋敷の持仏堂であつたのであろう。

腹赤地方は風土記に鱧の邑として景行天皇ゆかりの地である。天皇の行在所跡と伝えのある深田浦は古市氏の古屋敷である。「玉名郡誌」によれば「古屋敷はもと名石大明神（社掌古市家）のもと屋敷である。古屋敷を古庄屋敷というのは、戦国時代、大友氏と阿蘇氏との争いがあり大友氏の家臣であつた古庄對馬が戦いに敗れてこの地に逃れ、古市九郎兵衛宅に奇遇する。古市氏は家人同様に待遇し社殿の傍に一屋を構えて古庄對馬をここに移し、自分に代つて神事を司らせた。天正一七年（一五八九）託宣により社殿を沖洲に遷し古庄氏もともにここに移つた」とある。「豊後遺事」によれば古庄家の祖は、齋院次官中原親能の孫古庄重能が大友家に仕え、大分県直入郡直入町を賜つていたといわれる。古庄家の後裔古庄九郎左エ門の手記文によれば、古庄家は右京一左京一自分一九郎左エ門と代々鱧村庄屋を請け、元和三年（一六一七）名石大明神神拜殿の完成をみて沖洲に神霊を遷し、古庄氏も共に移つた。古市九郎兵衛もその子るとき、古庄の姓に改めたと誌している。

通稱古庄屋敷というのは、古屋敷、浦畑、大辻一帯の古庄氏の名田、小辻、元徳もこれに属する百姓名の屋敷、それに陣内という中心的位置を占める一区は古庄家の屋敷地ではないかとも思われる。屋敷の周辺には空堀が設けられ、大濠の地名を道路敷に残し、中世の風貌がみられる。

第三章 中世  
昭和五九年三月廿三日より浦畑一帯の地形測量を実施したが、浦畑は地名から判断しても面白い地名であ



小野四郎山居屋敷図

方形の地形に空堀と土塁をめぐらし、西側水田と接する所に水濠をほって二重堀をなしている。南側の道路はもと水濠の跡と思われる、いま水田灌漑に利用されている。

北側の堀割は最も重要な要害をなし削り落しも急であり、土塁も最も壮大で幅三メートル、高さ一メートル、長さ一五メートル末端は北にある名田に通ずる小径と接してきれていて、名田と屋敷を連絡する小径の虎口の部分にあたる。埋積している泥土を除去すれば、その要害の規模も明らかになるのではないだろうか。

る。北半分は台地、南半分は窪地で、この窪地は深田浦の深い入江の部分に築堤をほどこして、溜池を構築したが、のち、堤防が人為的か自然現象によって破壊し、湛水が破損部より流失したため池水は枯渇し僅か片隅に溜池の痕跡がのこり水田に灌漑している。この溜池の設置の時期は行末干拓により深田浦が港湾の機能を失った慶長九年（一六〇四）以降、安政二年（一八五五）までの間であろう。

古庄屋敷の北西に小野四郎山がある。山の名称がつくから畠地であったのであろうか。地積も三町五段六畝余りあり、その南に小野四郎山居屋敷四段二畝余りがある。名田の大部分は腹栄中学校校々に転用され、東縁にあった空堀は失われている。（地籍図）

小野四郎山居屋敷は、小野四郎山の南裾の微高地を堀切り、稍、



小野四郎山居屋敷北側の堀切

火災に依り焼失し、いまは小堂となったが、往時の北口阿彌陀寺の跡である。

#### 四、莊の支配

東郷の支配 国土を支配する前には地籍の調査が行われていた。

「国土の自然的な実態を科学的に、明らかにし、国土をより高度に、かつ合理的に利用し、しかもその保全を図る目的で調査すること」が今日の地籍調査の目的といわれ、一筆ごとの土地について、所在、地番、地目、所有者、境界の確認などが基礎調査の対照になる。現在実施している地籍調査の概要は以上のようにあ

西側の空堀も大部分泥土が堆積し、土塁の土も削られて原型をひどく失っている。

それ故この屋敷跡は、周囲を土塁と堀でかこむ要害をなした居館のあったところである。西寄りの中央部には慶長七年（一六〇二）十月十七日夫婦の不仲により不遇の死を遂げた柳河藩主立花宗茂の室閨千代（ぎんちよ）の巨大な墓石が建っている。この墓石のある位置が当時の井戸跡である。それゆえにここは中世の居館の跡であったのである。（古庄文書）江戸時代には庄屋屋敷ともいわれていたそうである。

西側の水田地帯はとん屋敷（殿の屋敷）と伝えられ、その西側に小堂があり、木彫り阿彌陀如来像、十一面観音座像が安置されている。慶長七年

る。江戸時代にはこの調査を「検地」と称し、中世の頃は「検注」といつていた。

さきにも述べたように、莊園領主である宇佐宮弥勒寺喜多院が、中分前に調査した莊の面積は「七百町、実面積は八百町」といつているが、元寇が終った弘安六年（二二八三）十二月調査した「野原莊惣検注田の目録」によれば、東郷地方の総田数は二百八十五町あるというので、莊全体の四十パーセント乃至三十六パーセントがわが東郷地方の総田敷である。

野原庄東郷の検注帳から地籍の内容をみれば

(一) 除田 一一町三反中

(注) 水害、旱害、虫害、寒害による被害地のこと。

(二) 現作田 二七四町六反三杖中

(1) 除田 三九町七反

馬上免 一九町八反二杖中

石代 一五町

神供田 四町八反二

(2) 作田 二五四町八反一杖

(イ) 給免田 三九町二反

講経免 一四町八反

井料免 四町

佃免

三町

御器免

三町

給田

一〇町八反

(口)所当田 二二二町九反一(七〇六石四斗八升)

一斗代

二反二

一・五斗代

四町一段中

二斗代

二八町二反三

二・五斗代

三町一

三斗代

一四五町五反中

四斗代

一町

新田(四・五斗代)

六町五反四

五斗代

三三町一反一

総田数 二八五町九反四杖

(注)一反は五杖、中は二分一杖

第三章 中世

この検注田目録により、荘園領主が東郷地方をどのように政治支配していたかをみてみよう。まず、惣田数は「除田」と「現作田」の二部からできているが、「除田」十一町三反(約四パーセント)は(注)に不作、

河成とあるので「水旱虫霜」のこと。水害、旱伐、病虫害、霜害によりその年の収穫高が標準以下の田地の

ことである。

次に、耕作可能な田地である「現作田」にも「除田」三九町七反余りがあるのは、現作されて、領家の宇佐弥勒寺が公事や年貢徴収の対象にしない。年貢免除の田地をさすもので、馬上免、石代、神供田をさす。

次に、作田は給免田と所当田の二種類に分けてある。この場合「給免田」というのは、次に掲げる講経免、井料免、佃免、御器免、給田の五種があげてある。概略を述べると次のようになる。

「佃」は領家の直営地のことで、全収穫を領家が取得し、公事徴収の対象地から除外された土地のことである。「給田」は、荘園現地の管理者や、大工など特殊技能者、僧侶、神官等、現地荘園の仕事にたずさわる荘官たちに支給する給田である。

「井科免」は、用水口、井手、井堰等の灌漑用水管理費、維持費用に宛てる土地のことであろう。次に「講経免」と「御器免」は、荘には野原八幡宮とその神宮寺があり、年間にはそれぞれ各種の佛神事が行なわれる。寺院の講経料、神前の供饌料の経費をまかなう免田のことである。さきに説明をのこした馬上免、神供田は寺社の営繕管理の経費であり、この種のものとは似て非なるものであることがわかるようである。それ故、この経費は庄にとって最も重要な経費の財源となるものであることは、あとで説明することにする。

「所当田」というのは「年貢田」のことである。庄園の年貢（所当）は、田地一段あたりの玄米収納高のことを「斗田」という。段当一斗の年貢をとる土地を「一斗代」、「三斗を」、「三斗代」以下「五斗代」の地という、中世荘園の段当収穫米や斗代の量は荘園によって異なり、枘も種々の差異があった。野原庄東郷では、五斗代から一斗代まで八等級があり、そのうち、三斗代、一斗代が全体の七十八割を占めている。これを建

長三年（一二五一）調べ「甲佐社領檢注帳」の総田數三百八拾貳町九反四杖、不作、河成貳拾貳町八反三杖、現作田三百六拾町二反、斗代は一斗代から五斗代までの五升き、ごみ四段階になっている。この兩者をくらべて、それぞれに小差はあるが、殆んど変わらないといつてよいだろう。

これを後年永享六年（一四三四）「肥後北小河の佃請作」が一反に一石と比べると、收穫量に甚だしい差がみられるのは、やはり農業土木技術が未熟であつたことにもよるのであろう。

この頃、「井料」のことがみえるのは、灌漑設備が整いつつあることの証明であらう。これに比して、兩者とも「不作、河成」の比率が相当高いのは、「水旱虫霜」の災害に対しては、時代、場所のいかんを問わず、無防備、無処置の状態におかれたもので、このような天災に対しては、全く手の施す術を知らなかつたのであろう。それでは当時の農業一般についてみていこう。

農業の發達　この頃の農業は米、綿、冬の麦の二毛作が行われていたこと、綾、八丈、綿衣、白布、唐絹、紗などの庸調的な工芸品が生産されていることが「阿蘇文書」でみえる。鎌倉時代末頃の農業生産活動の向上は次第に顕著となり、相当広域な新田の開発がみられ粟、大豆、菜種子の生産があつたとしてある。

第三章 中 世  
（「熊本県史」）私たちの東郷地方にも四・五斗代の新田六町五反四畝が弘安四年の檢注帳にあげてある。わが国の麦作は奈良時代から始まっているが、鎌倉時代には米の裏作として麦作が西国に普及していることも記録されている。すなわち「二毛作」が行われていることは日本の農業の歴史の上で画期的なことであつた。文永元年（一二六四）鎌倉幕府は百姓が稲を刈り取つたあとの田に麦を蒔いたものに課税してはならぬと命じたこともあつた。

この頃の農民の生活は、春の野良の仕事からはじまる。まず代かきにはじまり、牛馬や犁などの農具が重要な役割を果たしている。そのほかクワ、スキも重要な農具となり畜力が農耕に利用されてくるが、どのようなクワ、スキがあったかはその頃のものがなかったので想像するほかに、形は同じでも技術の進歩とともに次第に鋭利なものになってきたことであろう。

播磨や備後地方の記録によると、それらの農具は貴族や大寺社、在地豪族が殆んど独占的に所有し、一人の農民たちには縁遠いものであったとされる。代かきには西国地方では、馬より牛が農耕に多く使われてきたようである。種蒔きは前の時代は直播きも行われていたが、鎌倉時代には苗代をつくり、種モミは一定時間水につけておいて発芽したものを蒔き、苗を育てて田植えをするようになった。次に水は稲作にとって大切なものであるので、各種の用水施設がなされ用水の適切配分がされていただろうが、既述のほかはあきらかではない。

栽培期間中心配されることは、水旱虫霜の被害を予防する処置、さらに肥料をやる仕事がある。とくに二毛作などで農業が集約になると、土地の瘠せ方もはげしいので、それを補う必要も大きくなる。牛馬が普及するにつれウマや肥の利用(『沙石集』)人糞尿が肥料となることも、二条河原の落首のなかに「肥桶」のこしばがあり、草木を焼いて灰を撒くことや有明海の稚貝を細く砕いて海の泥にまぶし畑にまく肥貝の施肥は本町独特のものであった。

このような労働の日々を送り迎えてやがて刈り入れの時がくる。刈りとった稲は稲こき、モミすりが行われ、モミすりに石臼や木ウスを使用することは稲作民族の本能的なものであったようである。

この頃になると貨幣経済の流通もみられ、野原八幡宮神事供物四斗糶のかわりに鳥目ならば四百文とか、正月祭に一貫文としてあること、またこの頃より港や、村の辻などには市が開かれ、西郷地方の荒尾に「市屋」、平山に「市場」の地名があらわれてくる。

**東郷の年貢** 野原荘の荘園支配の責任者は預所である。『石清水八幡宮史』によれば、預所法橋上位という僧位をもった前預所河合法橋が、宇佐弥勒寺喜多院に止宿して、野原には下知状を以て庄の支配をおこない、野原の政所には、書生、公文、図師の荘官がいて、現作田二百七十四町六反余のなかから、所当田二百二十一町九反、収量にして千七百六石四斗八升を荘園領主の取得分とし、これが宇佐の領家と、石清水の本所に鯨の梶取より送られていたものと思われる。勿論、預所もこのなかに取得分の給田が与えられている。また、野原に在住する庄官である書生の取分は一町五反、公文は一町、図師は七反二杖であり、その割合は六対四対三である。（『石清水八幡文書』）

このような年貢負担は農民の最下層の下作人や作人の労働によったもので、その負担額は全収穫の30乃至50%に及んでいるといわれる。この時代には荘園によってまた、用いられる場合によっていろいろの容量の違う枵きりが使われていたために、一反当りの収穫高を正確に算出することも、年貢の率を知ること也不可能なことであった。

第三章 中 世  
農民の負担はそれに加えて多くの名目で付加米がとられ、畑からは麦、アワ、大豆等の雑穀を納めなければならなかった。このほかに公事くじといって農業の副産物であるワラ、ヌカをはじめ麻、桑、果物などの山野の産物、あるいは農民の手でつくられたいろいろの織物類、炭、薪、海産物にいたるまで、時期と所によつ

ていちいち数えあげられない雑多なものがあつた。

また、夫役おとやくがたいへんな負担であつた。そのなかに領主が直營する莊園内の佃せんや、社寺の神仏料田の耕作や、道路、用水施設などの工事人夫となつたり、領主や地頭の旅行のさいの荷物の運搬や、かごかき、貢租の運搬、領主屋敷の警衛や掃除、水汲みのような雑役などもしなければならなかつた。

このような労役は名主（地主）の下に働く百姓、作人に肩代りさせられる。この外百姓作人は名主に加地かじ子しという小作料も支払わねばならなかつた。

幕府は、領主、地主のもとで苦役に苦しむ農民を護る施策としていろいろな政令をだし規則をつくつていゝるが、その運用の点には問題が多くひどい仕うちが多く発生していたが農民の大部分は無学文盲であつたから、為政者の仕打ちは記録として残つていないことが、二、三の例外を除いてはあつたようである。

#### 西郷の支配

小代重康兄弟も戦地より帰り野原莊に永住することになり、重康は府本村梅尾館に、弟政平は増永村、泰経は荒尾村、資重は一分村にそれぞれ所領を配分され、その地に館を構えて居住した。

その後、第二次の分割が行なわれ伊重の弟重行が平山、重高が宮内、行高が蔵満の村々に所領をうけていゝる。また、弘安四年当時、関東の小代郷では惣領家が肥後へ移住したにもかかわらず、庶子家が残留していたが、鎌倉時代の末から南北朝時代にかけて順次一族の移住がおこなわれ、西郷の村は勿論のこと東郷地方や、有明海沿岸の河内浦、玉名郡北部地方にも移住したようである。

以上のように小代氏の肥後国野原莊移転は重康兄弟によつてはじまり順次一族の移動が行なわれた。この際見逃すことのできないのは一族的な統整が強力にたもたれて、東国武士団の培つちかつてきた惣領制を西国の地



地名は梅尾城下「フモト」「麓」より起ったものであり、館下に「家中」と称す士族屋敷や「会下」に宗善寺、権現山に熊野権現社が鎮座、城下より社前に至る馬場を設け、広大な田園地に百姓村が点在していた。

重康の弟政平は増永村の堀ノ内に居館を構え、天満宮を勧請した。浜戸という港は一部村を所領する資重とともに共同使用し強力な小代水軍を養成した。資重の大園山居館は増永台地に二重堀を施した要害で宮内城とともに有明海方面に備えていた。

蔵満村を領した行高は美名尻みなじりに築城、対岸の小野城とともに浦川水道の咽喉部をおさえる要害である。領内は開拓が進み肥沃な耕地には多くの名田が開けていた。また四ノ宮八幡宮を勧請し、弥五郎丸屋敷に延慶三年（一三二〇）浄光寺も建てられていた。

泰経が所領した荒尾村や重行の宮内村は、荘内最古の村として知られ、野原八幡宮も一時はここに鎮座していた。小代氏は一族をこの村に配置し、屋形山城、宮内城を築き、有明海方面に備えた。また宮内城下の宮内出目には小代家の菩提寺浄業寺が建てられた。

最後に、筑後口に備えるため平山城を築き平山氏を置き、袴嶽にも袴嶽城や筑後境に田次郎丸館を構え一族を配し、万田村陳内には小代氏の惣領が移っていたこともあった。井手村には一族か重臣が配置され井手城に拠った。井手村も古い村で三ノ宮井手八幡宮の所在地である。平山村はもと二部村といわれたが、のち、水嶋村が分村した。

**鎮守社の祭祀** 領主が領国を支配する方法にはいままでのべたような政治的支配とこれから述べる鎮守社の祭りをとおしておこなう宗教的支配の二つがある。莊園をはじめた領主は神をまつり莊内の五穀豊穰と、

莊内安穩を祈った。その神は地主神の場合もあるが、領主が頼みとするゆかりのある神を勧請する場合が多い。野原莊においては石清水八幡宮の末社野原八幡宮が莊園の鎮守社としてまつられた。

神社に対する莊内住民のよせる崇敬の念は、そのままの姿で必ずしも永続するとは限らない。社会勢力の転換やその子孫の没落する場合が生じると、新興の勢力にかえられる場合が多い、鎌倉中期関東御家人小代氏の入国により下地は中分されたが、八幡宮の信仰に変化はなかった。しかし、崇敬の形式である祭礼には莊園領主東郷方の祭礼と地頭西郷方の祭礼の二つの祭礼に分かれて実施されている。このようなことは他の莊にはあまりみられないことである。以下両郷の祭礼について述べることにする。まず、東郷の祭礼を述べてみよう。

祭礼の財源　東郷地方がうけもつ八幡宮の祭の財源はどうなっていただろうか。さきに提示した弘安六年「野原庄惣検注田目録」をひらいて戴きたい。

表中の「除田」・「給免田」は八幡宮、靈験寺でおこなわれる年中仏神事の経費にあてられる田地である。そのためには庄内東郷地方に御供田が準備され、莊民により収穫し、政所に納付されたものが祭礼の財源となっていた。

世　まず、応神天皇、神功皇后二柱の祭神のために、大宮餅料田二反、大宮燈油田三反、大宮仏性料田三反、  
中　若宮仏性料田九反、御前香花料田九反、御輿修理料田一反三杖中がある。このなかに住吉大神のための料田  
が見当たらないのは、この神の併祀が弘安六年以後であるためではあるまいか。

第三章　次に、高浜の八幡二の宮のための御料田に一町、修理田肆段（四段）があるが、八幡三ノ宮、八幡四ノ宮

に対する供田、修理田が見当たらないのも、この年には下地中分により、莊園領主側から離れ、西郷方神事に移っていたものであることは、「西郷の祭」の項で述べることにする。また、境内末社の金社八幡宮のための御料田は、五反があてられている。

そのほか、観音堂、薬師堂の料田や各種の講経免がある。観音堂壇供料田一反、同供養法料田六反、薬師堂灯油料田五反のほか、菩薩装束料田六反、仁王講僧供料田三反、長日仁王講料田三反、自在王講料田六反、新金剛般若料田三反、積善大般若料田三反、得吉大般若料田三反、快得三昧料田三反、香丸三昧料田三反、実与三昧料田三反がそれぞれである。

このような神供田や仏講免田は、豊富な神事や仏事の執行のための財源措置であり、往々、各地の仏神事執行が名儀上行なわれるものとは異なり、これらの財源をもとに、仏神事が實際勤行されていたことは、次項「東郷の祭」で述べることにする。

**東郷の祭り** 東郷莊園領主方の年中神事は左表のとおりである。それによれば、神事は莊の農業に関するものが主体をなし、正月一日より三月十五日の節の神事は国家静穏、厄難消除、五穀豊饒が祈願される。ことに十五日には境内末社の金社八幡で武射が行なわれる。（『祭事簿』）豊年祈願の春の祭や彼岸会、四月の御田祭は八幡神に対する一種の農業祭ともみられる大切な神事である。これらの神事に要する経費は御供田が準備されている。

八月十五日に盛大におこなう「放生会」は八幡宮独特の仏神事である。これには一町二反の御供田と安幕料田、早馬神田が準備され、その料米により東郷最大の仏神事が営まれる。これには西郷地頭方も御供をそ

## 東郷方の神事と西郷方の神事

神 事	東 郷	西 郷
	弘安6年	永正~天正
正月一日	○	
正月二日		○
正月三日	○	
正月七日		○
正月十五日	○	
正月十七日		○
春の祭	○	
彼岸	○	
三月三日		○
四月三日	○	
五月五日		○
夏越祓	○	
放生会	○	○
九月九日	○	
幡の祭		○
御供頭 小節行事		○
十二月初卯	○	

東郷の御供田と  
対応する年中神事

神 事	御 供 田
正月一日	3反
正月三日	3反
正月十五日	3反
春御祭	7反2杖中
彼岸	1町
四月三日	6反2杖中
夏越祓	3反 別に夏越浮殿 御供田3反
放生会	1町2反 別に 安幕神田1町 早馬神田2反
九月九日	5反
十二月初卯	5反
毎月朔幣	6反
宇佐下符	7反2杖中

なえていたが、<sup>げんこう</sup>元亨元年（一二三二）頃よりみられなくなった。放生会というのは、元正天皇養老四年（七二〇）日向、大隅の隼人<sup>はやと</sup>の乱の際に宇佐軍が交戦しこれを殺傷した。この年九月宇佐において放生会を修し、のち石清水八幡宮に於ては毎年八月十五日に執行し、いけにえとなった生物を弔い、捕えていた生物を放つ仏神事が行われた。

東郷の祭には庄内の名主、農民は神供田、講經免田の下作職をもち、定められた神料米を政所方に納付すればよいのであり、神事はこの神料米が神官、社僧に引渡されて執行されるので、莊民は一応神事とは無関係である。

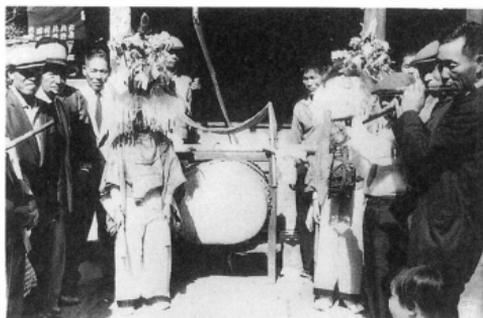
野原八幡宮の仏神事に勤仕する社家は、勸請の八幡宮の社司、神官である宇佐か、紀氏の末裔があたつて  
 いるようで、繁根木八幡宮在住の紀氏家大野氏が奉仕し、社僧には宇佐神宮寺より派遣された、靈驗寺住僧  
 があたつていた（「祭事簿」）

野原風流 野原八幡宮東郷方の芸能である。芸能にたずさわる村は、野原八幡宮に近い菰屋村、野原村、  
 川登村の三村民に限られる。演者は宰領、打手といわれる稚児一人、太鼓持二人乃至四人、笛六乃至七人（謡  
 手を兼ねる）鉦もち一人で構成しているが、昔はこれにかっこ（楽器の名）数人、謡手を加えていた。

主演する打手という稚児は七才乃至十歳の男の子から選出され、打手の稚児二人のうち、年少者は小太  
 鼓、年長者は大太鼓の役をうけもち、勤める年限は約六年間のならわしになっている。祭礼日は八月十五日  
 （旧暦）である。江戸時代頃より十一月十五日、西郷の大祭日に行なれていたが、今は十月十五日の例大祭  
 日に、西郷方の節頭差立て神事に引き続いて行われる。

祭礼の行なわれる数日前より、頭家では注連縄を張つて「メ卸し」、別火の齋戒にいり前もつて準備して  
 いた和紙、数色の色紙、割竹、麦わら、扇子二本、麻緒、朱呂の皮、糊などを使用して、稚子がかぶる獅子  
 頭をつくる。この仕事は師匠、弟子、手伝いの数名で実施され、「笠切り」といって神事芸能の大切な仕事  
 であるが、あくまでもワキ役である。

師匠が枕という笠の輪、御心という長い棒を中心に、五色の色紙をつかつて御幣をつくる。各この割当て  
 で、獅子の二本の耳、はちの巣と称する眼、舌、歯が製作されてやがて枕にとりつけられる。笠の頂点に鋭  
 く光つて天を摩す御心は、矛が象だらけ、風流の起源が悪魔退散にあるという伝承は、この矛のなかに秘め



正装した稚児



稚児がかぶる笠の御心

られているのではないだろうか。(『荒尾風流』) 稚児が頭につけた獅子頭は古代の伎楽ぎがくに用いた、木製の獅子頭とは全く異質のものである。

祭礼の早朝、稚児は父に伴なわれて付近の清流で「みそぎ被い」をなし、仮の上着をつけ、頭家に入り、下着に着替え、その上に着、狩衣、踏込み(袴)を着用する。頭に頭巾をかぶり、鉢巻をしめ、足に白足袋たひ、草鞋わらじを履き、獅子頭をつける。衣裳はすべてカラフルである。

準備が整うと、頭家に於て、「出立」の式が行われる。関係者一同祝膳につき、そのあと、稚児は笠をつけ、小太鼓を首につり、「打込み」と称して一舞い、それから大人たちで道楽を奏し、地区内の神社に一舞奉納する。

稚児がうつ小太鼓は、皮面を垂直にし、胸に付けて両手の桴ぼちで打つ、その様は、手を直線的に動かして打つので、地元では風流とか、風流楽といっているが、一種の舞いではないだろうか。小太鼓は二人の大人が棒を担たかって移動するが、稚児が風流を演じるときには、地面に据えて、両手の桴ぼちで打つ古風な芸態である。

謡が歌われる間は、笛を吹くのをやめ、小太鼓も打つのをやめ、大太鼓が時々歌謡の間を埋めて打たれる。土地の古老は、この芸能を「風流」のほか、俗に「ドン・デン・ヒャー」といつてきた。「ドン」は大太鼓の右桴ばちの音「デン」は同じく左桴ばちの音、「ヒャー」は笛の音からでたものである。

八幡宮の鳥居前で、菰屋、野原、川登の順に行列を整えてから、鳥居をくぐり、本殿に参拝して各組がはが鉦かねを一本づつ戴いて戻り、西郷の節頭が参内したあと、百間馬場（参道）に入る。

馬場は一の鳥居から二の鳥居まで百間あるのでそういうのであろう。次に述べる箇所きしよに棧敷せきぢがかり、ここで風流を一舞演じていく

- ① 馬場氏の棧敷前（東郷方長洲町の有志）
- ② 柵山賀庭寺棧敷前（東郷方有力寺院）
- ③ 野原山靈験寺棧敷前（両郷の神宮寺）
- ④ 小代下総守棧敷前（西郷方の有志）地頭
- ⑤ 楼門仁王前（神社の守護神）
- ⑥ 同所矢五郎丸前（全）
- ⑦ 応神天皇御前（神殿の祭神）
- ⑧ 神功皇后御前（全）
- ⑨ 住吉大明神御前（相殿の祭神）
- ⑩ 新宮御前（八幡大菩薩の神像）

この日に謡われる各村の歌詞は次の二通りがある。

風流楽歌【菰屋区】

君が代はなすとも月の華衣はなえ ならずとも月の華衣

はなやかなりし 影に住む 影に住む

民のかまどもにぎわひて 今静かなり 冬ざりの

菊の盃 とりどりに とりどりに

めぐるやためしなるらむ めぐるやためしなるらむ

【野原・川登区】

榊葉さかばの霜はあやたびの色そえて 霜はあやたびの色そえて

月影清き小夜神楽 小夜神楽

太刀も袖も ふりはえて

見るやさながら天人の 天人の

奏では変らざりけり 奏では変らざりけり

世 以上、概略を説明したが、野原東郷の芸能は、大太鼓を打つ風流の系統のもので、舞楽の大太鼓を打つ所作から発展してきたものと考えられ、その大太鼓を打つ舞いという観点からすると、野原風流は上代の舞楽の雄大な振りの長所を残しながら、外来の舞楽とは異なる日本固有の振りを大胆に組みこんで大太鼓を打ちながら舞うという、新しい様式の芸能を創造している点で、芸能史上画期的なもので、熊本県民俗芸能重

第三章 中

要文化財に指定されている。

### 西郷の祭

西郷地方に入国した小代氏は、惣領、庶家、郎党及び在郷の名主、名子なご一丸となつて野原八幡宮を尊崇して、荘内平穩を願うとともに、小代武士団の精神的結合をはかるのが、その目的であつたようである。そのために、祭礼神事は神官、社僧が司祭する東郷の祭礼とは違って、大宮司職を宮内家、奉行職を一分家の小代庶子家が世襲し年間の神事は「国方の神事表」に示したように実施した。

それによると、正月二日祭、正月七日祭、正月十七日祭、二月三ノ宮祭、三月三日祭、五月五日祭、十一月八日の幡はた(旛)の祭、十一月十五日に御供節頭ごくせう及大行事、小行事の祭が行われた。

御供節頭ごくせうの語がはじめてみられるのは、永正十四年(一五一七)、ここでは「御祭礼御供節頭」と記して、これ以前には「御祭礼頭人」「御祭頭人」といって、延文五年(一三六〇)に「御祭礼、頭人宮内殿分万田原之法蓮」と記してあるのがはじめて、記事としては最も古い、宮内殿は大宮司家であるが、宮内殿



舞流風する舞乱

と敬称で呼ばれる小代庶子家が、西郷方(国方)野原八幡宮神事を中心であつたと推定される。それゆえ、宮内にある宮内氏が祭礼の主体者であり、その所領の内にある万田の有力農民の原万田の法蓮が節頭になつたということである。このように、御供節頭ごくせうには領内の各殿原(小代家の一族)や有力名主が輪番をきめて勤仕した。御祭礼御供節頭という役は、毎年十一月十五日の大祭に神前

に御供物を供える大宮司の助役（鋪設役）である。

大行事と小行事は、十一月十五日大祭における神事の頭人と副頭人であり、御祭礼の節頭が鋪設者である。対して、これこそ神主として振舞うものである。

稚児が白粉と紅で美しく化粧をし、きらびやかな衣裳をつけ、神馬にまたがるのは、その職務の神聖さを象徴するもので、稚児が神主であるとともに、神性を備えているという信仰にもとづくものである。稚児神主の選定は各村の有力者から選ばれる。国方の大行事を勤める村は、平山村（水嶋村を含む）井手村、万田村、蔵満村（牛水村を含む）小行事の村は荒尾村、増永村（堀内を含む）一部村（猫宮を含む）、この村々のうちより各一組、それに東郷方より一組が、それぞれ定められた輪番にしたがって勤仕する。（『祭事簿』）大行事、小行事の記載は、建長四年（一二五二）にはじまる。行司はこの時期から少年稚児神主であったかどうかははっきりしないが、文永九年の宮方大行事を「三郎火寸子息十郎」が勤仕している祭事簿の記事をみれば、稚児神主であったかも知れない。祭事簿をみると中分以前は大行事、小行事を、宮方国方と組合わせており、中分以後天正初年までは、国方大行事小行事、宮方大行事小行事と隔年制になって勤めている。では十一月十五日に行われる行司差立行事はいかなるものであったか、その形態の概要は今日のものに大差はないが、その内容はいまのお祭り気分ではなく、武士が戦場に赴く威風があつたであろう。しかもこの定役はその所領内に所職をもち、比較的蓄財が豊かで、社会的地位の高い武士階級か、名主階級のものであるので、自己の「物と人」を惜しみなく供出して、定められた神事を実行することを家門の誉とした。当時の風俗からしてみれば、祭礼日こそ、自己の偉大な力量を、世間に示す好機会とし乗馬して行列を整え、

八幡宮にむかう道中を、「ヘーロイ、ヘーロイ」と交互にくり返して歩いた。これは佐賀県小城町須賀神社すか祇園会ぎだんの山挽やまひき神事の記録に、「千葉元茂が扇を開いて兵士を励まし、ヘーロイ（兵来）ヘーロイ（早飛来兵）と声を掛けたという。千葉氏も小代氏も関東出身の武者である。当時、指揮命令の暗号が、祭祀に使われることは、不思議なことではないだろう。

幡はたの御祭は、十一月八日である。この祭は石清水にも宇佐にも見当たらない、国方くにかたのみの祭として行ったのではあるまいか。それは、十一月十五日の大祭が、東郷、西郷合同で神事を行うので、その前に西郷だけ水入らずに武士及農民の手による独特のお祭であるということができるだろう。『祭事簿』によると、永正十年（一五一三）よりはじめられたようである。

正月祭は東郷の祭日をさけて西郷方の祭日が二日祭、五日祭、七日祭、十七日祭として行われる。供物くもつと頭役の村は次表のとおりである。（「国方の神事」）

正月二日祭は水嶋、平山があたり、水嶋の村では二町分、迫丸、六郎丸、大島屋敷、土井丸、次郎丸、小屋敷、小土井丸の八ヶ所、平山村は道坂分、元村、矢五郎丸、十蓮寺、城、上庄山、中尾、祢宣ねぎ、下庄山九ヶ所の屋敷があたり、水島、平山の両村が一年ごし、十七年毎に廻ってくるようになってゐる。

正月七日祭は、蔵満と牛水の隔年交代で、屋敷は、蔵満が弥次郎丸、清太郎丸、松丸、次郎丸、太郎丸、森次、別当の七ヶ所、牛水は彦四郎丸、輪板、四郎丸、犬次郎丸、犬丸三郎別当、下内、兵衛三郎、上妻の九ヶ所、それ故、両村一年越、蔵満屋敷は十七年廻り牛水屋敷は二十一年廻りである。

正月五日祭は、前者が荒尾村、後者に一部村が定められ、これを定役といっている。

国方の神事

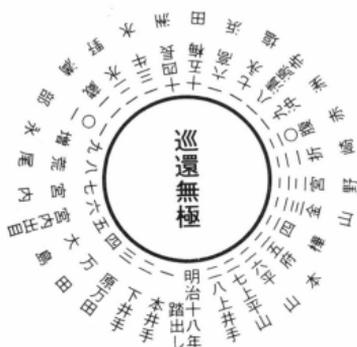
神事名称		供物	頭役の村
正月二日		斗入2、瓶子1具、鯛1掛、芋籠5献、 (8升酒と用途分) 900文	水島―平山
正月七日		同 右 900文	蔵満―牛水
正月十七日	武射	同 右 900文	
二月	金社	同 右 1貫文	
三月三日	三宮	斗入1、瓶子1具、鯛1掛、餅、芋籠5献、 5升入1、肴3献	庄山
五月五日		斗入1、瓶子1具、鯛1掛、 4斗稗(鳥目ならば400文)	一部
八月十五日	放生会	5升入1、餅50、種々5献	
十一月八日	幡の祭	斗入2、瓶子1具、鯛1掛、餅100、 芋籠、3升入1、8升酒、鳥目500文	井手―上井手―下井手
十一月十五日	御供節頭	斗入2、瓶子1具、鯛1掛、餅、芋籠5献 400文(道宗定役、餅飯の代り100文)	原万田―万田
	大行事	斗入2、瓶子1具、鯛1掛、餅100、芋籠、3 升入1、種々9献、鳥目350文(近代は2貫)	井手―万田― 平山―蔵満
	小行事	同右 鳥目2000文(近代は1500文)	荒尾―益永―一部
正月二、三日	三宮	1斗入、鯛1掛、餅、芋籠5献、約料として薪1駄、 橙のス、ツルノハ、注連上下しの米1斗2升	庄山
十一月十七日	四宮	斗入1、瓶子1具、鯛1掛、芋籠5献 酒3斗6升、36膳	庄山

以上の、中世農村を構成した屋敷の基盤は中世末、永正の頃に、惣村制の発達とともに農村社会が整備し、以前の地侍中心から屋敷単位の祭礼へ、惣村組織による農民組織による農民の祭礼へ移り、小代氏武士団の組織が解体すると、農村における農民の営む祭りにかわっていく。

加藤氏、細川氏によって完成した肥後藩の藩政のなかにあつて、野原八幡宮にも社人、社司による神事組織が定まり、神事頭人の受持ちが村規約として強固に守られ、八幡宮の神事が実施されていた。

例えば三ノ宮八幡井手八幡宮の祭礼は正月二日、三日に山添<sup>よじん</sup>神人が勤仕し、一月一五日、野原八幡宮の祭典に引き続き、三日目（十一月十七日）に大行事と小行事が参拝するのが例となっている。四の宮については霜月（十一月）十七日に庄山神人の勤仕によって祭礼が行なわれるほか、野原社大祭の四日目（十一月十八日）三ノ宮の翌日に大行事と小行事が参拝して神事を行う。東郷に属する二ノ宮八幡高浜神社の場合は記録が残っていないので明示することができないが、ほかの宮の場合と等しく二日目の十一月十六日大行事、小行事がそろって参拝した。

西郷と東郷の分割奉仕が、弘長二年以前の昔のように一体化したのは、明治十八年神仏改めの政令か下付された時からである。すなわち、この年の十二月、旧荒尾手永郷社野原八幡宮に全郷民代表者が集会協議し、十一月十五日の郷社大祭には、旧荒尾手永二八カ村中より一村に神馬一頭、節頭一人仲間役四人を出し、毎年循環的に、三村宛で神事にあたることになったのである。それによれば、東郷の村は十四番長洲より四番樺までで、他は西郷の村々である。この循環は現在に至るまで実施されている。また、八幡宮地もとの野原、川登、菰屋の三カ村は、上記の節頭に参加せず、毎年風流を別に勤仕している。



野原八幡宮礼勤仕表  
(玉名郡誌)

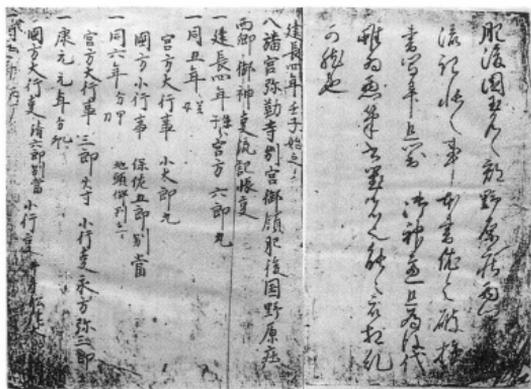
なお、西郷方の祭礼勤仕は別記する野原八幡宮祭事簿に記録されているが、東郷のものについての記録はない。東郷において、莊園領主石清水八幡宮、宇佐八幡宮の規制力の強い時期には、野原八幡宮の専門神職による神事奉仕が続けられていただろうが、寛永十一年に東郷社人九郎太夫ひとりの名のみが残っている。これは、室町末期頃には領主方の没落とともに、残存した社家、社僧が東郷の村々の支持によって、頭人巡廻りで座の神事を執行していたのである。しかし、その実態は全く知ることができない。

ちなみに明治十八年神仏改めにより、大祭日を十一月十五日に定めていたが、昭和初年、農村の不況期に玉名郡の祭礼日を十月十五日「玉名郡祭」の一環として実施したことに、今日の大祭日の十月十五日が採用されているのである。

(註) ここに使用した明治以前の暦日はすべて陰暦である。

**野原八幡宮祭事簿** 祭事簿は、小代氏下向後の建長四年(一二五二)から明治三十五年(一九〇二)までの六百五十一年間の西郷方神事勤仕の頭人名を連続記載しているもので、その扉に、「肥後国玉名之郡野原西郷之村流記帳之事」と書かれてある。

小代氏が野原荘地頭職に補任され、地頭代をおくり、現地名主層との間に年貢取りたてなどで強い接触もち、傍らには在地勢力と対抗して、その勢力を植えつけたのは何よりも一族子弟を在地に分散配置して、



野原八幡宮祭事簿 (一部分)

府本の小代惣領家を中心に統治する政策をとるようにした。

さらに、旧来から莊園鎮守神である野原八幡宮を氏神として崇敬し、協力心のよりどころに祭祀行事に従事させ、惣庶關係を緊密にしたばかりでなく、在地の名主層と血縁的体制を組織して、周辺諸氏と対抗し得る武士団をつくりだしたのである。

この祭祀頭人の名簿をみて中世に限って言えば、建長から天正十七年(一二五二—一五八九)八月小代親泰が加藤清正によって芦北郡津奈木城代として転封させられ、三百四十年間の野原莊在住に終止を打つこととなった。この間、世の中は鎌倉中期から南北朝、室町期を経て安土桃山時代、肥後に於ては近世大名の成立に至るまでの間における、地頭小代氏とその一族、武士、名主、百姓、そして、村へと祭事勤仕の変る現象を、具体的に物語っているものといえよう。それ故、祭事簿は、中世における、莊園（なまきり）、名体制の解体と、鄉村制の変遷の問題についてのも、一つの資料となりうるものと思う。さらに、又、祭事簿の記事のなかには、補注的ではあるが、菊池氏との關係、祭祀節頭、行事に対する記事は、野原莊の社会経済事情を知る上から極めて興味をひくもので、本町史にも、資料として転載している。

## 五、鎌倉時代後期の郷土

御家人の困窮

蒙古(元)

軍撤退のあと、幕府の命令で戦闘に参加し、勲功をたてた武士への恩賞は国

内戦と違って外敵の侵入を撃退した戦闘であったため、じゅうぶんに武士たちの期待を満たすことはできなかった。例えば大野氏の場合、岩崎太郎に肥前国神崎郡神崎庄の田地五町、屋敷一、畠二段一杖、田添幸隆に田五町、屋敷一、畠二段、詫磨時秀には田地十町、屋敷三、畠地四反が与えられた。それらの武士たちは、物心両面を惜しみなく投じて外敵の侵入を撃退した戦いであっただけにこの恩賞は武士たちの期待をじゅうぶんに満足するものではなかった。また、敵国降伏を祈った社寺の労にたいしても、その要求を満たすことができなかった。

このような武士の不満は、彼らの経済的な困窮に原因が多かったので、御家人の窮状を救うために、永仁五年(一二九七)「徳政令」を公布した。この徳政令というのは、「土地の売買、質入れを無効にし、無償で取り戻すことの法令」である。この法律は中国ではこれを善政として、時局救済の良法として執行した。次の例話は大野氏が売却した田畑を徳政令により取返した文書の概要である。

「肥後の国玉名西郷大野別符のうち、鍋村西山田寺半分の地頭職は、関東の安堵の御下文並びに新封の讓状迷惑の間、相伝の旨に任せて、売券を相添え弥王丸に譲り渡す。」(深江文書)

これは、元寇が終った四十年後の元亨元年(一三二一)八月、鍋村の西山田寺の半分の地頭職を惣領の有隆の子弥王丸(頼隆)に譲ったことである。文書によると鍋村西山田寺の半分は人手に売り渡されていたの

を、永仁の徳政令によって取り戻し、その時の売券を添えて子供に譲り渡したものであるといっている。

ところが、皮肉なことに、この徳政令で土地は戻ったが、相変らず懐は苦しいから、その土地を抵当に金を借りようとすると、今度は徳政令にこりた金融業者から嫌われた。徳政令で救われる筈の御家人が一番苦しみ、法令は翌年廃止された。

今一つ御家人を窮乏におとしたものに、元亨元年同月の頼隆関係の文書がある。

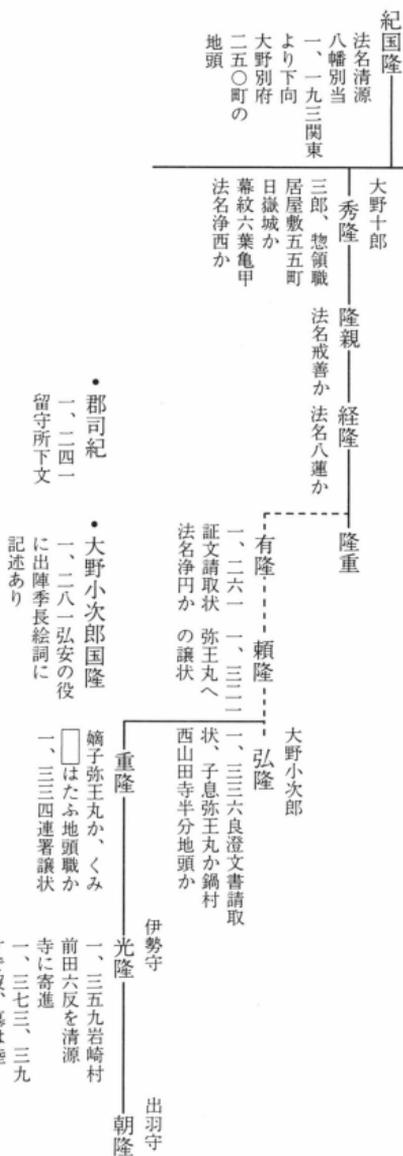
「肥後国玉名西郷大野別符<sup>はたぶ</sup>旗布の地頭職の事右件の所領は、頼隆重代相伝の私領たるによって、本証文を相添え、子息弥王丸に譲り与える。四至境は本証文にみえたり仏事本公役を先例にまかせて、勤仕すべし。譲状の旨のとおり、他の妨げなく知行すべし残りのこどもは弥王丸が扶持すべし」(深江文書)

文の大意は、玉名郡玉名西郷大野別符<sup>はたぶ</sup>旗布の地頭職を子供の弥王丸(弘隆)に譲るということであるが、旗布の地というのは今の国鉄<sup>キ</sup>大野下駅北方一帯の地である。「この地は大野家代々相伝の私領であるので、本証文を添えて渡すが、これ以後の庶家はお前が扶持するように」といつている。

大野家はいままで八人で分割相続して統治してきたものが、鎌倉末期よりは経済的な困窮や、一族内の対立がはげしく、家の維持が困難になり、惣領の単独相続にかわり、選ばれた長子が惣領となり、弟妹を扶持するようすが窺われる。こうして一族が惣領を軸にして結束し、その支配のもとに協力すべきこと、および所領の保全を一族で守り、いささかも不行届きのないようにと、行き届いた注意がきである。

以上、二葉の文書により大野家の実情を紹介したが、これは大野家に限らず、鎌倉時代の末頃から、南北朝争乱期におけるわが国の武家の実情であった。

大野惣領家系略図（岱明町史所収）



祭事をめぐる軌轢

菊池氏の勢力が野原庄に入るのは平安時代である。初代菊池則隆は延久二年（一一七〇）野原庄大島や玉名郡高瀬、伊倉地方の経営をはじめた。その後、菊池隆直は寿永の乱（一一八五）に敗死、菊池能隆は承久の乱（一二二二）に敗退し、野原庄の権益を失っていたが、再び高瀬庄、伊倉保を足がかりに大野氏と提携し大野氏が有している野原庄の利権を得ようと、激しい執念を燃やしてきた。

菊池氏が拠る高瀬庄は、大野国隆の嫡子中村時隆が分領していたところであるが、「吾妻鏡」によれば、文治二年（一一八六）一月十一日の條に「高瀬庄の武家の狼籍を停止せしむべく」とあることから、当時は既に立庄していたとみてもよいが、莊園領主等は明らかでない。くだって建武中興の論功行賞の際、菊池武吉に与えられていたことは、建武二年（一三三五）三月十八日〔阿蘇文書〕阿蘇山衆徒連署書状〕にみられることから、鎌倉時代には菊池氏との関係があつたようである。

小代氏の野原莊支配がはじまると、菊池氏は筑後、筑前、肥前方面の進出がさまたげられ、また、高瀬、伊倉両港の経営がおびやかされる心配もでてきて、大野氏と連合して、大野氏が持っている野原八幡宮の「祭司権をはじめ」、各種の利権と思われれるものの獲得に心を注ぐようになった。その好例の一つは、

野原八幡宮の神事勤仕は郷民の大切な勤めであるが、その祭司権は玉名郡大野莊の地頭兼別当である紀氏家の子孫である大野氏にゆだねられていたがこれに小代氏、菊池氏が関与してきた。

建長四年（一二五二）は、国方の祭礼勤仕のはじめられた年である。それ故、従来の祭事の司祭を莊園領主がしていた印象をうち消す意味から、地頭小代氏は佐五郎を別当とし祭事を勤めるよう、その令状に地頭の捺印を附して送つていたことが、祭事簿に「地頭在判」と記して西郷の祭事である印象を深めた。

これに対し菊池氏や大野氏のとつた処置を祭事簿記事の条条より抜き書きすると

正元元年（一二五九） 宮方小行事 藤原行俊

文永五年（一二六八） 此年、東郷小行事、菊池太郎忠一人渡国人

これは、幕府が蒙古人襲来の防衛について山陽、南海の守護人に対して用心を促していた時期であつたの

で菊池氏も北九州に出張し駐在していた。そのなかに菊池太郎忠もいた。この人はさきに述べた藤原行俊とともに「菊池系図」のなかに見出すことはできないが、野原莊東郷内に地頭職をもつ「菊池一族の一人であった」といわれている。

祭事簿記事の内意は、菊池太郎忠がこの年の宮方小行事の頭役を勤めるために、博多湾の異国警固の重要任務を離れ、小行事勤仕のため東郷に帰国し無事にその任を果たしたといっているのである。太郎忠にとって祭事勤仕は、国の大事より重要であったのである。

東郷方の司祭する重要な仏神事のうち放生会ほうじょうえがある。放生会の頭役は本来野原八幡宮社僧が勤めていたが、文永三年（一二六六）以降、国方も放生会大宮司役を定めて、その頭人が勤仕するようになった。（『祭事簿』）ところが、正和五年（一一三六）と、文保元年（一一三七）に東郷と西郷間には、放生会大宮司役をめぐる争い、放生会が中止になった事件があった。

その後、元応元年（一一三九）同二年にも、玉名中務（菊池氏一族）の沙汰によって放生会が中止された。また、大野氏一族米生大野の名も菊池氏と同調していたことが祭事簿にみえる。

祭事簿正中元年（一一三四）の条には、小代地頭方が、「宮方大行事役に、水嶋一阿弥陀仏」を選んだところ、莊園領主方は、「水嶋一阿弥陀仏は西郷方の出身ではないか」と異論を申したて、「勤むべからざる御仁なり」といっている。これに対し地頭方は、「水嶋一阿弥陀仏は、八幡宮の廻廊、側板を造り替え寄進した者で、この役を与えたのだ。」と反論し、水嶋一阿弥陀仏の頭役を決定した。

祭事簿に記述された以上の実話は、八幡宮の祭司権をもつ大野氏の尻馬に乗る菊池氏が小代方の祭司権の

拡大を怖れ、頭役を与えないようにし、自己勢力の拡張を懸命にはかっていた。

このような神事支配の主導権争いは次第に露骨化し、東西両郷の住民を巻きこんでくるようになる。このことについては次項で述べることにする。

**東郷政所の内紛** 鎌倉時代後期を迎えたと道義の紊れは中央といわず、地方といわず各地でひろがりをみせていた。

野原庄東郷内においても、政所の最高責任者であり、庄内秩序の維持者でもある書主、ツシ 凶師、くもん 公文のなかから香しからぬ事件がおきている。庄の凶師職にあり、綿丸名の名主である綿丸兵衛尉重政が、本所石清水八幡宮の進用米を送らず、且又、殺人の重料もあつたと、正和五年（一三一六）七月、書生道蓮が、宇佐の領家に訴えた。そのため重政は凶師職を剥脱され、綿丸名田島も領主側にとりあげられてしまった。（『野原庄書生沙弥道蓮請文』石清水八幡文書）

ところが、道蓮は、「自分は領主のために忠実に働いているので、當荘の支配を仰せつけられ、綿丸重政の所職（役職）と田島の処分を私に与えて下さい。」と要請した。その後道蓮は、荘内の罪科人に対し、彼自身が検断（裁判）人となり、検断物の三分の二を預所分、三分の一を検断人の得分として要求したり、旧政所敷地も検断の対象物として、自分に賜わるよう要望している。（『前出石清水文書』）

このように政所役人や地頭及び武士たちが、実力によって荘園領主に納める年貢を横領し、土地の管理権を奪うようになると、かかる横暴の背後には必ずといってよい後楯がある。道蓮の違背行為は菊池氏を後楯にしたものといわれている。（『荘園勸請神から武士団の氏神へ』杉本氏）

それでは綿丸名の重政は誰を後楯にしたのだろうか。当然小代氏を後楯にしたことであろう。この頃になると小代氏の郷内統治も一応地についたところで、莊園政所のこうした乱脈行為にも関係があったものと思われる。

綿丸重政について綿丸名は祭事簿文永十一年（一二七四）綿丸和与が宮方として祭事を勤める東郷内在地名主である。この度、重政が莊園領主に違背行為をとっていたというのは、すでに小代武士団に編入されていたとみても差支えはないようである。それは重政の子重覚が、応安三年（一三七〇）領家預所教阿弥と、激しく相論することから察して、重覚は小代武士団の一員として領家側と対抗していたのであろう。

こうして、東郷内の勢力は、書生道蓮のような親よ菊池氏派か、莊内の検断といわれた刑事裁判の権利を強化することによって、自分自身の強大化に努め、その手段に大野氏、菊池氏の力を借りることになる。一方、綿丸派は、菊池、大野氏と対応する実力保有者小代氏に肩をよせるのは当然である。こうして、東郷内には両派の対立が生まれ、小代氏の圧力は宮崎村にあった清源寺が対岸の清源寺村に移転するということになるのである。

東国御家人と在地御家人 東郷地方における菊池氏と小代氏の対立は、両氏の単なる利害得失のみではなかったようである。元寇を契機として幕府は東国御家人の西下を促し、鎮西探題の指揮下におき、その支配を強化した。

いままで肥後に下った東国御家人は中原親能の子孫にあたる神藏莊の詫磨氏や鹿子木莊の鹿子木氏、およびその本家の大友氏や、肥後の各地に所領をもつ相良氏や、野原莊に下向した小代氏であった。これ等の御

家人のなかには北条時政のように阿蘇神社の社領から預所職を得て地頭職を兼ね、強力な支配力を握っていた者もいた。

もともと九州の在地勢力は平家方であったという事情にもよるが、幕府は反対派。在地勢力の所領の没収をしないものの広範囲に亘ってそれらの監督と統制を行った。それゆえそれらの東国御家人を在地地頭の国地頭にたいして惣地頭といっていた。惣地頭は国地頭の本領の支配権を侵害することではなく、監督を嚴重にした。（「御成敗式目三十八条」）

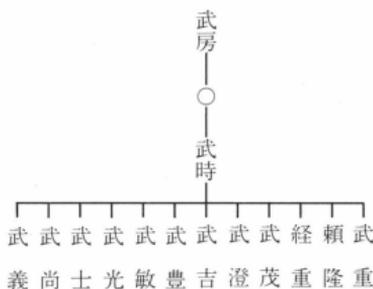
こうした施策は平氏支配が強く残り、元寇のおそれのある当時の九州にとられた幕府の施策であったが、戦後は、わが東郷地方にもみられるように菊池氏と小代氏の対立紛争は熾烈化して南北朝動乱期を迎え、国御家人が倒幕勢力となり北朝勢力の足利幕府に反抗し、激しい動乱時代を出現することになる。

## 第二節 南北朝の動乱と郷土

### 一、宮方・探題方の対立

中興政治と肥後 元弘三年（一一三三）護良親王の鎌倉幕府追討の令旨（皇太子の命を伝える文書）を受けて五月二十二日執権北条高時を鎌倉で亡ぼし、諸国にあった一族の守護や探題もあいついで討たれるなかで、九州探題もまた没落の運命にあった。

菊池氏略系



建武新政を迎えて新政府ができたが、諸国の武士たちが期待した政策は示されず、軍功への恩賞も不公平で、たちまち武家の反感をうけることになった。菊池氏の軍功は第一と褒められ本領を保証され、武重は肥後守、武澄は肥前守、武敏は掃部助、武茂は対馬守に任じられ、「広福寺文書」武吉には高瀬庄が与えられた。また、肥後の豪族阿蘇氏は鎌倉幕府よりしいたげられていたが、朝廷から、本領阿蘇庄の領有が承認されて、大宮司惟時は武重とともに新政府に用いられた。

また、楠木正成、新田義貞等とともに忠勤をばげんだ名和長年は伯耆守に任じられ、子の義高も肥後国八代郡八代庄の地頭に任じられ、その代官が赴任し古麓城に拠った。そのうち義高の子孫は八代に下り名和氏を稱して永住

した。

建武二年（一一三五）武家の信望を得ていた足利尊氏は、関東の兵乱を平定する名のもと鎌倉に入り、乱を平定したのち朝廷にそむき征討に向った新田義貞、菊池武重の軍を敗って京都に攻め入ったが敗れて九州に下った。

尊氏九州に下る 翌三年二月、九州に下った尊氏は、少弐頼尚や詫磨氏、三池氏、小代氏らの御家人に軍事催促状をおくった。九州の御家人は軍勢を率いて長門国赤間関（山口県下関市）に尊氏を迎えた。

尊氏の九州下向によって南北両朝対立の動乱時代の幕が切られ、わたしたちの野原荘にも、西郷の村々に

分家していた小代氏の一族たちは、府本の物領家を中心に尊氏の軍事催促に応じ、隣国の三池氏、詫磨氏ともに筑後に攻め入り、朝廷側の菊池氏などと戦い、尊氏の九州入りを容易にした。

一方、菊池氏は、はやくから東郷地方の地頭職を得て、野原八幡宮の祭司権をもつ大野氏とともに武家方に対抗して尊氏の九州入りを阻害しようと北九州に兵を進めた。斯うして東郷内においても小代派と菊池派の対立は中央情勢の動きとともに激しさをましてきた。

菊池の留守を守っていた菊池武敏は、阿蘇氏と連合して筑前に進出、赤間関に向いて不在となっていた少貳頼尚の大宰府の館を焼き払い、さらに頼尚の父妙恵入道貞経の有智山城（大宰府市内山）を攻め陥した。貞経は尊氏のために用意していた武器もろとも、城に火をかけ炎のなかで自刃した。武敏は父武時の博多探題邸で憤死した恨を晴らし、博多（福岡市）の町へ進出した。

尊氏は九州の武将らに迎えられ、筑前芦屋あしやの津より宗像むなかたに入り、三月二日、菊池武敏、阿蘇大官司惟直の連合軍と多々良浜（福岡市）で戦った。小代一族の小代光信も詫磨貞政と出陣した。多数をほこつて戦いに臨んだ菊池阿蘇連合軍は大敗し、武敏は逃げ帰り、大官司惟直、子惟安父子は肥前小城の千葉氏の襲撃にあい、郎党百六十余人と共に自刃した。

その後、九州を平定した尊氏は、九州探題に一族の一角範氏を命じ、少貳頼尚等九州の軍勢を引きつれ、四月三日博多の港から京都をさして出帆した。四月十三日菊池勢が再び蜂起し大宰府を奪還しようとしていて聞き、仁木義長を九州に向かわせ、小代、詫磨、三池の諸将に軍勢を催す御教書を船中から送った。

#### 小代氏の参戦

小代氏の一族宮内重峯は尊氏の軍に従い、湊川合戦で楠木正成勢を敗り、新田義貞勢を

追つて京都、比叡山の合戦で戦功をたてた。また、郷里をまもっていた小代光信は詫磨宗直とともに、高瀬庄に攻め入った菊池武敏の軍を、玉名郡稲佐（玉東町）安楽寺（玉名市）の原において破り、さらに探題勢に従つて合志郡鳥栖原<sup>とすばら</sup>で戦つたが探題勢は敗れて退いた。

五月に入ると菊池勢は筑後に進出、探題勢を敗つて筑前に攻め入り大宰府に侵入しようとしていたので、小代光信は仁木義長の軍に従い、三池一族とともに敵陣を急襲して陣営を焼き払い、さらに進んで、筑後鳥飼（三井郡北部町）でこれを敗り、敗走する菊池勢を追い菊池市大琳寺<sup>だりんじ</sup>に追い込んだ。武敏は猛攻をうけ背後にそびえる深葉山に身を隠した、光信は武敏を追つて山中深く攻めいつたがその行方はついにわからなかつた。

この頃朝廷は都を京都から吉野に遷し王政の挽回<sup>げんか</sup>のために、懐良親王らの皇子を奥州、越後、九州などに派遣して将来にそなえた。一方、武家方の尊氏も武士による統一政権の樹立を進め、光厳天皇<sup>こうごん</sup>を奉じ大義名分を明らかにし、南朝に対抗する北朝を京都に樹立した。これから諸国の武士、公家、社寺も南朝方、北朝方にわかれて対立し、異常な内乱時代の幕が開かれようとしてきた。

九州における両勢力は一色氏を中心に少弐、大友、島津の九州三人衆、東国御家人の血をひく相良氏、小代氏、詫磨氏、三池氏が北朝方、一方、南朝方は、菊池氏を中心に阿蘇氏、大野氏、名和氏に大別される。また、京都で活躍していた阿蘇惟時、少弐頼尚、小代重峯は相次いで九州に帰つてきた。

九州武家方の最高指揮者である一色範氏は九州各国の兵を招集し、仁木義長と交替して入国した今川助時を大將軍に任じ、肥後国飽田<sup>あきた</sup>国府に駐在させ、菊池氏にそなえた。助時は肥後の川尻に上陸し肥後国府に在

陣した。小代氏もこれに従い市田口の関所を警備した。

当時の国府は、鮑田郡宮寺村古府中、いまの熊本駅東「二本木」一帯にあったといわれる。また、ここより北にあたる熊本市本山町に市田口の関所はあったといわれている。

今川助時の在陣は六月廿七日から七月十六日までに及んだが武敏はついにあらわれなかった。戦雲は八月に動いた。助時に率いられた小代光信、重峯の小代一族、詫磨宗直の兵は託磨原から合志にて、白川右岸の唐川（菊池郡菊陽町辛川）の河原で、菊池、阿蘇連合軍の迎撃をうけて敗退した。

連合軍は探題勢を追って筑後国に攻め入りいまの八女市の北方広川町の豊福原の六段河原で、探題勢の小代吉宗、詫磨宗直らの軍勢に敗れ、再び菊池に逃げ帰り寺尾野城に拠った。しかしここも攻略されて矢筈嶽に逃げこんだ。

菊池武重が京都から帰ってきたのは菊池家存亡の時であった。武重は菊池家の惣領として庶子や武士、領内の名主を統制し、阿蘇氏等と陣容をととのえ、緑川の犬塚原（御船町）に出撃し探題勢と戦った。探題勢は敗れて範氏は川尻から乗船し肥前に逃げ帰り、弟頼行は戦死した。

南北朝初期の戦いはわが肥後の各地でおこなわれ、戦争を知らなかった住民に恐怖を与えたが、長洲地方では菊池・小代両軍の軍事的な行動はみられたものの戦はおこなわれなかった。

翌年の建武四年（延元二年一三三七）肥後の戦況を心配した尊氏は、菊池武重討伐のため武家方に軍忠催促の御教書を送ったと見え、次の文書が野原八幡宮祭事簿に書きとめてある。

建武四年四月十三日二本社ヨリ下サレ候 菊池武重以下凶徒等打出スベキノ由 其ノ聞ク有ル由 早二一

すみか

族ヲ催シ 陣ヲ警固致シ 軍忠ヲ抽ンジラルベシ 仍ツテ執達件ノ如シト文書ヲ傳ヘラレ候  
とある。

九月から十月にかけて、菊池勢は南筑後に進出してきたので、一色範氏も高良山に陣を張り肥後の武士を動員して菊池勢と戦わせたが、「小代氏麾下の武士たちは、生活のささえがない上に、戦争が長期化して戦にはあきあきした。まず恩賞を下さい。できないといったら戦場を離れるものがふえ、戦争の続行ができない（「小代文書」といって範氏を慨かせた。やがて、範氏も京都の尊氏に書面をだして探題職を退かせて戴きたいと願ひ出たが、尊氏は今が一番大切な時期だ、心を弛めず南朝勢にあたるよう励ましたと記してある（小代文書）

士気のおとろえは探題方ばかりでなく、菊池氏の場合も同じであった。武重は三カ条の置文（遺書）を認め血判を押し、近くの若宮八幡宮に起請し一族の奮起を求めた。この置文は後世「菊池家憲」といわれた。興国二年（暦応四年一三四一）武重が病歿し、弱年の武士が家督をついだが、一族の統一に失敗し、器量ある人材の登用が必要ということで、庶子家の武光が選ばれて家督をつぎ、肥後守護職についた。

こうして、武重歿後八年間は菊池氏は惣領権が不安定で、今まで惣領をたすけてさかんに軍事活動にはげんだ武敏や内政の充実に盡した武茂も歿し、菊池本城深川は合志氏により占領されるなど不遇なときに武光の器量が惣領に登用されたのである。

二、清源寺の創建と高瀬移転

最古の石造物

昭和五十一年九月、長洲町塩屋在住竹本益雄翁が、同町西屋敷にある浄土真宗光正寺境内

に於て、二基の五輪塔地輪を発見し、そのうちの一基に次の銘がほつてあつた。

□和四乙卯四月十三日

(梵字) ア W (蓮華座)

沙弥全□ (不明)

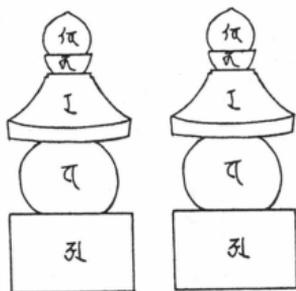
別の一基の地輪には文字を彫つたあとはないが、幅五二・五センチ、高さ三六・〇センチ、比高(幅に対する高さの割合)六九で銘文のある地輪と同底同高のものである。二基とも、碑面は磨耗したり、欠け落ちたりしているが、描かれた梵字や蓮花座の形や彫りには、鎌倉時代後期から南北朝前期の特徴がみられる。年号のはじめの文字を欠いているが、正和四年(一一三二)乙卯とみられる。

この二つの地輪から、在りし日の五輪塔を復元してみると左図のように堂々と並びたつ夫婦の墓が想像され、子供たちによって立塔し追善供養がなされたものと推察される。この塔の在りし日の姿は、総高一五〇センチ程で、長洲町内最古の石造物である。

この塔の主人は誰か、恐らくこの地方の有力者であり、寺院にとつても檀越



光正寺五輪塔銘 (拓本)



正和4年双塔



光正寺五輪塔梵字拓本

であったのではないだろうか。

檀越という仏教用語は、寺院の建設や、供養に物心両面の布施のできる、土地の豪族であり、檀那とも施主ともいわれる人のことである。

**清源寺の建立** 光正寺は、慶安四年（一六五一）長洲町西光寺隱居庵となり、そののち寺号を与えられた新しい寺院である。明治時代に書かれたとおもわれる「光正寺由緒書」の事項に「光正寺の往古は、禪宗清源寺と申す寺跡にて……」と書いてある。ところが、光正寺の寺域は東西七間南北十三間四合、面積三畝四歩（九四坪）という甚だ狭いところで、ここが中世清源寺のあったところとは考え難い。むしろ、西方高台の広福寺跡という天台宗寺院のあったところが清源寺跡にふさわしいのではないだろうか。

宮崎村の広福寺は、伝えられるところによれば、「その後、玉名郡石貫村に移り紫陽山広福寺と称した」と『肥後国誌』にもかかれてある。ところが、石貫村の広福寺は正平十二年（一三五七）菊池武澄の発願ほつがんにより、未亡人めいろうじん了悟りょうご尼ににより建立された（文中二年「武安書状」広福寺文書）のが正しい史実であるので、宮崎村の広福寺の石貫移転はあやまりで、もし寺院の移転が真実であれば、それはここに建てら

れていた有力寺院の清源寺であったのではないだろうか。

宮崎西屋敷の古寺が清源寺であったかどうかは、先年 本町文化財保護委員越智春一氏が、隣接中央大神宮の祭神天之御中主神あめのみなかぢのみかみの背面にかかれていた墨書銘を調べ、「尊容、爰仍清源納□□」（不詳）とある重要な筆跡のあることを発見した。なお： 欲をいえば墨書銘の全解ができればと望まれる。これは大永三年（一五二三）の戦災をうけた時の記事であるため墨書の薄れはやむを得ないことである。

墨書にみられる大体の意味は「この祭神の尊容を、ここに清源により納む□□」と読めるようである。この「清源」というのは、大野氏の家祖大野国隆の法名「寿福寺文書」である。このようにみていけば、宮崎村に大野家の家祖国隆の菩提寺清源寺を建て、隣接して国隆がまつる祭神を中央大神宮と名付けて建てたものであろう。

当時この地方は、大野氏の支族築地氏のさかえた地盤であったところでここに大野氏の家祖大野国隆の菩提所清源寺が建てられていたことに何等不思議はないであろう。

また、築地氏は地頭請を強力に実施する小代氏の圧力に耐えかね対岸清源寺村に移したことも空虚な話ではないようである。「肥後国誌」にある広福寺が高瀬に移転した説は、ここにあった清源寺が、対岸の清源寺村に移ったことをいっただけであろうという推定も可能なことである。

清源寺の高瀬移転 宮方と武家方が激しく戦っているさなかに玉名郡清源寺村にあった清源寺を、正平二年（貞和三年一三四七）一月さらに高瀬町にある高瀬武尚（存ひき）の保多木城（ほたぎ）に移した。清源寺は大野氏の祖大野国隆（法名清源）の菩提寺であり、もと本町宮崎村にあったものが清源寺村に移り、このたび大野莊中村

(玉名市)高瀬保多木に移ったのである。(推定)清源寺が高瀬町に移ったはつきりした理由はわからないが、一般には小代氏の攻勢にたえかねて移転したといっているのははたしてそうだろうか。「国郡一統志」によれば、菊池武尚は、保多木城内に清源寺敷地を寄進し、江崎入道宗正父子が寺院を建立し、臨濟宗五山禪林門派の東福寺聖一派固山一鞏(佐賀の人)を招いて開山にしたといっている。

このことについて、大野氏の一族中村壱岐守輔重が一族にのこした寄進状に注意すべきことをかきのこしている。「清源寺文書」

寄 進 状

肥後国玉名郡大野莊内中村の敷地は、輔重か先祖代々相伝の私領である。これを清源寺の敷地として寄進し奉る。その趣意は、天下安穩を祈禱し奉るとともに、輔重の菩提のためである。子々孫々はこの意をうけて違乱することなく、若し過を犯さば、不孝の罪に対して、それ相当の沙汰がある筈である。

以上、今後の証拠として、寄進状を書きのこすものである。

貞和五年二月八日

壱岐守輔重(花押)

この後、正平六年(観応二年一三五一)四月には後村上天皇の綸旨、同年一月には征西將軍宮の令旨が、清源寺長老鞏山一固におくられて、国家安穩の御祈禱が行なわれている。「清源寺文書」

以上のことをとおして、推察されることは征西將軍宮を迎え、九州宮方にとって大事なときであったので、惣領武光は弟武尚に高瀬の地を与え、武尚も高瀬氏を姓にしたのである。また、大野氏も菊池氏の支族であ

る高瀬武尚と同盟し、清源寺を氏寺にし、菊池氏の勢力に入り、菊池氏の一族的結合に参加するようになった。いわば、大野氏は自家の衰退を救済するためには、菊池氏に吸収されていった方がよいという考えにもとづいて、清源寺の高瀬移転に応じたのであろう。

**清源寺の遺領** それでは清源寺村にあった清源寺が高瀬町保多木移転後の寺跡はどうなったのであろうか。「正福寺文書」によれば「清源寺が高瀬町に移転したあとには、地藏堂をたて地藏菩薩を安置した。」と記している。その後、慶長年間、大恩山正福寺が建てられ今日にいたっている。（「正福寺文書」）

寺院に所蔵される「正福寺資材帳」により、敷地の坪付けをみせてもらったが、数筆に分割、分散された土地の総面積は寺の敷地も含めて二反余りに過ぎない。これは中世有名寺院の敷地としてはあまりにも狭すぎる。あとで述べる慶長十二年検地帳には、清源寺屋敷跡と思われる大女屋敷七反二畝二二歩、その近傍の馬場居屋敷二町八畝二七歩がみえる。「大女」という字地の地名のおこりは清源寺跡地に建てられた大恩山



正福寺にある宝篋印塔

正福寺の山号「だいおん山」を「だいおんな」と訛り、<sup>なま</sup>「大女」の漢字があてられた（寺院篇参照）とすればこの大女居屋敷が清源寺の寺跡を含む居屋敷と考えてよいのではないだろうか。

肥後の国では、南北朝前にあった寺院名、又は、寺領の所在地は近世期の村名になっている場合が多い。それ故、長洲町にある「清源寺」の村名は、古い時代にあった寺跡であり、

村内にかなり広大な寺領があったことも推測されるだろう。旧清源寺村の村内に馬場居屋敷二町八畝二七歩という広大地積がある。或はこれは中世の清源寺寺領であったのではないだろうかと思ってみた。『大日本地名辞典』の著者吉田東伍は、「今、腹赤村に清源寺の大字あるは、その寺領なりしならん」といっていることはそのことをいっているのではないだろうか。

正福寺境内には、清源寺の実在を証明するものはみられないが、境内の一隅におかれてある宝篋印塔には、何か南北朝の風貌が感じられる。また馬場屋敷の小堂には中央に観世音菩薩、左に不動明王、右に毘沙門天を安置してあるのは、古い天台宗派の仏像配置の名残りであるのに心がひかれた。

『叡岳要記』によると慈覚大師円仁が唐国より帰朝の海上で暴風雨に遭い、観音経を誦えたところ、毘沙門天が出現して難を救った縁によることになっている。不動明王は大峯修験の根本仏であり、毘沙門天は葛城修験の本地仏である。この信仰は慈覚大師の弟子最栄が阿蘇の西巖殿寺をひらき、三尊仏を本尊としていたことが、県内に広まりをみせている。

清源寺の宗派を「光正寺由緒書」には禅宗といっているが、「正福寺由緒書」には、「清源寺は天台宗なり」といっている。

### 三、宮方、武家方、佐殿方の争い

懐良親王肥後入国 これより先、延元三年（建武五年一三三八）の秋九州にむかった懐良親王は四国の忽那氏のもとに数か月とどまり九州のようすを窺っていたが、菊池武光が肥後守護職になったことを喜び、

興國三年（康永元一三四一）五月忽那氏の援助のもと熊野水軍に護衛され、瀬戸内海を西進し薩摩国に入り、重臣中院義定を肥後国に先発させた。

正平二年（貞和三年一三四七）肥後入国を決意した懐良親王は、菊池氏と連絡をとり十一月薩摩国谷川を發し、海路八代海に入り宇土半島をめぐり、十二月十四日宇土郡住吉すみやしに到着、出迎えの菊池武光、中院義定を従え、宇土から緑川をさかのぼり御船上陸、ここから菊池の隈部山城だまりせの内裏尾の居館に入った。京都を發つて十三年親王はすでに二十歳を迎えていた。

この頃野原莊一帯も菊池氏に制圧されていたことが次の正平四年（貞和五年一三四九）菊池武光が大野氏一族の野口大膳に与えた書状でみることが出来る。

「正平四年放生会料米小代宮内左衛門尉跡西郷分二相懸之由社家ヨリ申し候、先規ノ段、相尋ネラレ、執行サル可キ者也（切断不明）月十九日と武光御判アリ、裁判野口大膳殿へ下サレ御書ナリ」（「祭事簿」）

とあるので、文意からみて菊池、大野両氏が正平四年八月十五日に野原八幡宮で執行される東郷方の大祭放生会執行にあてる料米（経費に充当）を、小代宮内左衛門尉跡西郷分より出すように」と要請したものである。これには菊池武光の御判入り、野口大膳（大野方）の裁判と仲々念の入った書状である。これをもつても、菊池、大野宮方が強固な足場を東郷地方にかため、正平元年以来じわりじわりと菊池氏が西郷方をしめてつけていたことがわかる。

このような情況下に清源寺村の清源寺の高瀬移転がなされたのであろう。

三派鼎立てび時代の郷土 南北両朝の対立は一三三六年から一三九一年まで五六六年の長期に亘り、「一天両帝、

南朝	北朝
延元 1	建武 3
延元 3	暦應 1
興国 1	暦應 3
興国 3	康永 1
興国 6	貞和 1
正平 1	貞和 2
正平 5	観応 1
正平 7	文和 1
正平11	延文 1
正平16	康安 1
正平17	貞治 1
正平23	応安 1
建徳 1	応安 3
文中 1	応安 5
天授 1	永和 1
天授 5	康暦 1
弘和 1	永徳 1
元中 1	至徳 1
元中 6	康応 1
元中 7	明德 1

菊池武光が菊池家の惣領になると懐良親王の入国を容易にするため玉名地方を制圧していた。ところが足利直冬が京都より肥後に入り九州の武士たちに大きな動揺をおこした。この事件の発端は、京都の室町幕府に於て將軍尊氏と副將軍直義兄弟が不和になり、貞和五年（正平四年一三四九）直義の養子であった中国探題の足利直冬は尊氏方に襲撃されて、九州に逃げ肥後川尻に着き、河尻、詫磨両氏に迎えられ、「將軍の命をうけて下向した。」という触れこみでまたたくまに一大勢力をつくりあげ、「左衛門佐源直冬方」略して「佐殿方」を組織し、尊氏側の「武家方」から分離し、「宮方」にも対抗し、ここに三派鼎立するという異常な対立時代がつくりだされた。

南北両帝」といわれる異常な内乱の時代であり、使っていた年号も両朝がそれぞれ右記のように異っていた。玉名地方では山鹿市、三加和町、南関町、三池及び荒尾地方が北朝圏に属し、これより以南の長洲町、岱明町、玉名市、等は南朝圏であった。殊に長洲地方は小代氏と菊池、大野氏両氏に挟まれて絶えず両氏の影響をうけていた。



浄業寺にたつ鎌倉三代將軍塔

大宰府にいる少貳頼尚は平素から一色範氏がもつ九州探題の地位をのぞみ、直冬の九州下向をよろこび大宰府入りを歓迎した。直冬も肥後においては自分の大望は果されないため頼尚の誘いを飲こび、河尻、詫磨氏を従え玉名郡一带を征服し、筑後、筑前の宮方、武家方を従えて大宰府の少貳の館に入った。

尊氏は九州情勢を心配し、直冬の気げんをとり、一色範氏がもつ鎮西探題の職を直冬に与えると、直冬は直ちに各地の武士たちに人事権、行賞権を濫発し、貞和六年（正平五年一三五〇）四月、小代重氏の弟政氏に山鹿庄志々岐今村六町を宛行い、小代孫次郎隆平には武蔵国入西郡吉田村を宛行い、また、肥前の籠造寺家平には野原莊増永名迫村を宛行っている。小代隆平に与えた武蔵国小代郷吉田村一町の田地は、隆平のかつての旧領地であった。

情勢をみた尊氏は南朝に帰順し、貞和六年（正平五年一三五〇）二月二七日元号を観応かんのうに改めたが、直冬はこれに従はず貞和元号を改めなかつた。尊氏は観応三年（正平七年一三五二）二月直義を殺し、北朝に復し九月二七日元号を文和元年に改めた。

直義の死とともに直冬は勢を失ない十一月武家方、宮方の連合軍に攻められ九州より逃亡し、三年二カ月の滞在を終った。これで三派の鼎立した混乱はひとまず終った。しかし後遺症は各地にのこっていた。例えば、三池を中心に活躍した藤田村の石工藤原助継は、助次、介嗣の名で九基の石塔を刻んでいるが、このなかに誌るされている年号には貞和

六・七年がある。この年号は南朝年号でも、北朝年号でもないので、この年号を「直冬年号」と称して、「南朝年号」「北朝年号」と區別している。

どうしたことか、東郷地方では、北朝年号観応が文和と改元されても観応の年号をかえず延文元年になってはじめて改元しているがその理由はわかっていない。このような三派の鼎立は、深刻で根深いものであった。それでは小代氏がうけた影響はどうであっただろうか。

まず、小代氏の場合、小代氏の菩提寺浄業寺に「鎌倉將軍三代塔が建てられている。

「肥後国誌」によれば「源頼朝 頼家、実朝の鎌倉三代將軍の供養塔といっている。」これを、「国郡一統志」には「貞和六年正月十一日左衛門尉重氏が菩提寺浄業寺を増改築し、寺領をまし、本尊仏を莊嚴した。」と記しているので、重氏は南北朝の動乱期に対処するためには家臣団の団結や、住民に対する関東御家人の権威を示す必要があるとして、源家三代の巨大な五輪塔を造建したものであろうといっている。

直冬が去ったあと九州は安静を保ったかのようにみえたが、一色範氏がもつ九州探題の職をめぐって小代頼尚が範氏と争いをおこし、頼尚は菊池武光の援助をうけ、正平八年（文和二年一三五二）範氏を九州より追いだした。頼尚はまもなく南朝を脱退し北朝方に帰り九州の実権を握るための準備にとりかかった。小代氏はこのような情勢下で菊池氏に属していた。

第三章 中 世  
古い諺に「鶺鴒いっぴょうの争い」「漁夫の利」ということばがある。鶺鴒は鳥で蚌は貝である。干渴の上で口を開いていた貝をみつけた鳥は柔かい肉をつついてたべようとしたところ、貝は蓋を閉じて鳥の嘴くちばしをはさんで離そうとはしなかった。通りかかった漁夫は勞せず二つの獲物を得たという諺である。

武家方が争っている三年二カ月の間、菊池氏は着々と勢力をあつめ飛躍する力を蓄積し九州における実権を握っていたのである。

**守護大名の台頭** 鎌倉時代の守護の職権は「大犯三方条」である。このような動乱の時代を迎えると、幕府の一番の課題は、全国的にひろがっている南朝勢力をいかに鎮圧するかであったが、この解決には諸国の武士を統率す守護を強力なものにする必要があった、その結果育てられたのが守護大名である。

守護には謀叛鎮圧の職務があるとはいえ、相次ぐ戦斗に常時強大な勢力を保持せねばならぬ必要から、幕府は「預け置き」という形式で、守護に兵糧料所の配分権をあたえた。そこで文和元年（正平七年一三三二）幕府は半済令を發布一年を限って近江、美濃、尾張三か国の寺社本所領の年貢の半分を兵糧料として守護が武士たちに配分することを認め、やがて全国の守護たちも都合のよい法律によってさかんに半済法を利用し、半分どころか全部を、ひどい者になると荘園をそっくり取りあげて自分の領地にしてしまった。

守護のこのような行動は自分の守護国のみにとどまらず、隣国を侵して分国もつくり、もし必要ならば皇族、公卿、寺社などの荘園の年貢の半分をせしめとる押領おしりょうなどの、合法、非合法の両面から守護領は増加した。このような守護を「守護大名」と呼ぶようになった。

守護が領主になることを幕府は厳しくおさえるようになったが、時勢には勝てず、將軍義満時代になると守護の交替はおこなわれず世襲化してしまった。西国においても中国の大内、九州の少弐、大友、島津、菊池の各氏は守護大名として領国を支配し、小代氏などはいままで幕府の御家人といった呼び名から守護大名大友氏の国侍、または国人、複数の国人衆略して国衆といわれるようになり、荘園社会も守護大名の領国と

して早いテンポで破壊されていった。

#### 四、今川貞世の下向と官方の衰退

征西府の変遷 征西の宮を奉ずる菊池武光は、正平一四年（一三五九）八月六日、筑後平野の大保か原において、少貳勢を敗り、さらに筑前に攻めり少貳、大友勢と戦ってこれを破り、正平一六年（一三五九）大宰府に征西府を移した。そのあと文中元年（応安五年一三七二）までの十二年間、この地が征西府の本拠地となった。

応安四年（建徳二年一三七二）今川貞世（了俊）が新探題となり九州に下り、北九州の官方をしだいに制圧して大宰府、高良山をおとした。この戦いで菊池武光、武政は戦傷死し、幼少の武朝が家督をつぎ官方を指揮した。

応安六年（文中二年一三七三）七月、両軍は矢部川畔で激突し小代左近将監重政の二子左衛門尉秋重と兵庫助氏重は、瀬高町本郷の戦いで壮烈な戦死を遂げた。敗走する大野勢を追った重政は今川仲秋の先導をとり、金山原より西照寺を経て、下村城、上村城をおとし、大野の物領大野伊勢守光隆が守る高道城外で戦った。光隆は大太刀を振りかざし戦い壮烈な戦死をとげた。時に文中二年八月廿三日、行年三九才、岱明町ぢらあひ陸合上大悟山平等院跡に墓がある。

文中三年（応安七年一三七四）十月に探題勢の隈部山城攻撃が敢行された。小代重政の率いる水軍に護衛された今川勢は伊倉港から菊池川をさかのぼり菊池城外に達し、了俊りよしひらの率いる本隊の到着をまつて翌永和元

年（天授元年一三七五）七月、菊池の外城水嶋台城を攻めたが敗れて肥前に逃げ帰った。

懷良親王は、征西將軍の職を良成親王に譲って隠退し、ひたすら神仏に武運長久を祈願した。武朝は良成親王を奉じ菊池、阿蘇連合軍を率いて肥前に攻め入った。これを迎える肥前軍のなかに意外にも筑前の大内義弘、豊後の大友親世の軍勢がいた。両軍は国府一帯で激戦をくりかえし、特に千布、蜷内（佐賀郡大和町）は激戦地であったといわれる。菊池、阿蘇連合軍は大敗し、一族の重臣、菊池武義、全武安、阿蘇惟武を失ない宮方の将来に大きな暗雲をのこした。小代氏の一族も探題方で参戦、惣引の戦いで重政の弟三郎は戦死し、武朝は將軍と共に菊池に逃げ帰った。

勝ちほこった今川了俊は肥後の国境を越え白間の莊津留の白木原（南関町）で、菊池勢と戦い双方多数の戦死者を出した。敗退する菊池勢は態勢を整え隈本に進出し、両軍は託麻が原で戦い探題勢は敗れて肥前に退いたが再度、永和五年（天授五年一三七九）六月、隈部山城の總攻撃を開始した。

玉名に進出した今川仲秋の部将深堀時久の軍忠状には「山鹿にでて、諸城を攻め、陣を前原（岱明町）に進め、野原庄小代山筒が嶽に陣をとり、軍評を行ない、八月四日に高満城（高道城）より鬼羽山（繁根木山）城、円城（開田城）伊倉城の宮方勢を敗って、同年十一月に千田原（玉名市）に陣をとった。」と、大会戦の軍勢がわが郷土の近くまで迫っていた。

こうして、頑強に抵抗する菊池勢の反撃に一進一退をしながら、永徳元年（弘和元年一三八一）六月隈部山城は陥ち、將軍宮は金峰山中の嶽村に入り、武朝は所在不明となっていた。

南北兩朝の合体 明徳三年（元中九年一三九二）八月、良成親王は名和氏の居城八代古麓城に移り、最



明德碑東面偲文



長洲町明德の持塔

後の抗戦をはかったが空しく降伏した。

この頃、京都においても、南朝の後龜山天皇が京都に戻り、北朝の後小松天皇に神器を譲り渡し、両朝対立の異常事態が解消し、十月に両朝の合体が成立した。

一方、野原荘内にも平和が訪れ、この戦いの勲功を賞された小代重政、広行等には、永徳三年（弘和三年一三八三）五月以来小代惣領家が東西両郷全域の地頭職を得

て、家督の単独相続を強化した。そうして南北朝合体以来、菊池氏は小代氏の野原荘全域の知行を保証した。そのあと、これと併せて嘉慶二年（元中四年一三八八）以後大野伊勢守所領二五町並びに伊倉港の使用権もみとめられ、小代氏の海外貿易の道もひらかれることになった。（小代文書）

**宝町の明德碑** 南北朝の戦乱も終りを迎えた明德二年（二三九一）長洲町二丁目六地藏敷地に一基の石塔婆が建てられている。石の基壇の上に二個の地輪と二個の水輪を無造作に積んで五輪塔（長洲町文化財指定名称）といったり、町民のあいだでは「がらんさん」とよんで崇拜している。

基礎の四面に碑文が彫ってあるが、磨耗したり、欠落したりして充分な読みは出来かねていたが一応『法華経』の經文の一部をほったものと思っ

たので、本町清正寺菊川泰潤師に御援助を求め、次のように解説することができた。

(東面) 法華經如来寿命品 自我偈

今此三界 (今この三界は)

皆是我有 (皆これ吾が有するところ)

其中衆生 (その中の衆生は)

悉是吾子 (悉くこれ吾子である。)

(註) 「三界」は、衆生が生まれかわりする世界……欲界、色界、無色界、または、三界を家にたとえてもよい。

「吾子」とは、私の子供即ち佛の子である意

(南面) 法華經如来品 「破地獄」

每自作是念 (常に自らこの念をなす)

以何令衆生 (何をもつてか衆生をして)

得入無上道 (無上道に入りすみやかに)

即成就佛身 (佛身を成就することを得んや)

妙法 蓮花經

「每」は常である。如来が法を説く毎の意

「無上道」とは仏道のこと

「即」は「速」と同じ意で「すみやか」のこと



玉名地方でみられる宝塔

(北面) 法華經方便品ほうげんほん

十方佛土中じゅうほうぶつとちゅう (十方仏土のうちには)

唯有一乘法ゆいういちじょうのほつ (ただ一乗の法だけであるので)

無二亦無三むにやくむさん (二乗もまた三乗もない)

除佛方便説じよぶつほうべんせつ (ただ、佛の方便の説は除く)

明德二辛未年

八月廿日天

稱衆

「一乘法」一つの乗りもの、「法」は法華經、衆上を救う經法は法華經(一乗經)あるのみ

「十方」は四方(東西南北)四維(北東・東南。南西・西北)天・地を十方ということであらゆる場所、方

角のことである。

「除佛方便説」嘘も方便という言葉があるが佛様だけは衆生を救うためには嘘をついてもよいが、俗人は嘘も方便だからといって使ってはならないという意である。

「稱衆」は法華經を讀誦する講の衆徒のこと。

碑石の四面に刻まれた佛の有難い四句の言葉は西面を除いて以上のように解説することができた。この碑がた

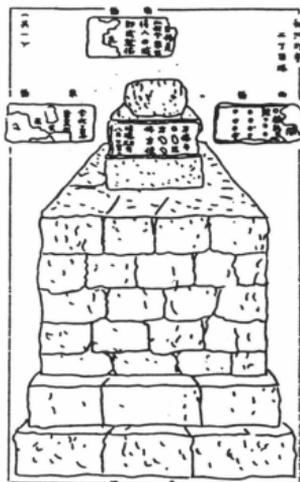
てられるまでに、人々は講をつくり、法華経を五百回乃至千回または五千回誦どく誦して、平和を願ったものであろう。

戦雲は去り、満願を迎えた明德二年（一三九一）秋の彼岸日に、功德行を後世にのこすために建碑したものであろう。この碑は四王子神社の西百五十メートルほどの十字路の「六地藏屋敷」に六地藏石幢せきとうとともにある。明治十六年調「肥後古塔調査録」によれば「長洲町字二丁目、官有地、反別二五歩、六地藏敷地」となっている。

筆者がこの塔のことを知ったのは昭和三九年長洲に赴任し、清台寺を訪れ、故清住尊義先生著『長洲郷土物語』を戴き、先生御研究の次第をよみつけけるうち、「長洲の古塔」の項に「……これらは珍らしい塔であるが、現在は痕跡もなく残念ながらどうなったかわからない」と書いてあったので探してみたところ、下宝町の地藏屋敷に安置されていた。

この石塔をみているうち、二つの問題があることを知った。その点について述べてみよう。

まず、この石塔は五輪塔でなく法華経を奉唱する講衆が満願を迎えて建立した記念の供養塔であり、その形は宝塔の類ではないだろうか。清住師は『塔婆には仏舍利ぶつせりを納めるものと、別に仏舍利を納めず単に記念に建てたものに区別する。後年は小形の供養塔を造ることが流行し、経文、仏爪ぶつこま、佛髮、鉢、衣、及び小石に経文を書いて数千個納めた上に、塔を建てるのが日本紀に見ゆる。』といっている。全くその通りである。それでこの塔は稱衆によって建てられた一種の供養塔又は記念碑であるので、その碑の形は、下より基礎、塔身、かさ石、露盤、相輪をつみ上げた五つよりなりたっていたと考えられる。玉名地方にはこの碑



明治初年の明德碑（古塔調査録）

に似た別掲の塔のようなものが多くみられる。

次に場所の問題である。この碑の所在地は明治初期にはここを「上二丁目千九拾番地」県庁よりの距離十里三丁と云う、長洲町の行政区では「下宝町」であり、ここを「がらん」ともいつているのは俗称であろう。本来、「がらん」は伽藍と書き、七堂伽藍のことであり、お寺の建物のことやお寺のことである。または石塔のことを「がらんさん」と呼び、石塔の所在地を「塔の下」ともいつている。それ故、ここを「がらん」というのはここにお寺が建っていたのではなく、石塔がたつたためであろう。地藏屋敷にはいま六地藏、龍護さん、明德碑が寄せてあるところから、この地をがらんといつただけのことであろう。

清住師は明德碑が建っていた場所を長洲二丁目である中今町か東町をあて、特に東町は大明神に至るまで墓地があり三間町Ⅱ参詣町といわれる寺町筋であり、現在、寺は二ヶ所あるが、昔は高山の正禪寺と東町の観音堂があり、下東町の観音堂の前には享保九年（一七二四）全十六年の笠塔婆がのこっている。

高山の正禪寺は飽田郡柿原村（熊本市）天福禪寺の末寺である。天福禪寺は永禄年間（一五六〇頃）の建立といわれるので、この碑をみるかぎりにおいては長洲大明神近くに天台宗系、または禪宗系寺院が建てられていたことも推測される。正禪寺は小代氏の保護をうしなつた江戸時代の正保年中（一六四五頃）火災にかかり衰えて、明治初年廃寺となつた。その間にも長洲町は火事に見舞

われ、明德碑も散逸状態になっていたので明治初年地蔵敷地に移したものであろう。別掲の明德碑の描図は明治初年県庁職員の調査による手書きである。

## 第三節 室町時代の郷土

### 一、探題下向に反発する菊池氏

南北朝対立の余塵　南北両朝の和議が成立し、都では五十余年つづいた戦乱が終ったというのに、九州では、なお、両朝の武士団の対立と戦いがくりかえされていたところもあった。

応永二年（一三七五）　今川了俊が、九州探題を罷免ひめんされ京都に帰ると、探題の後任をめぐって大内義弘、少弐貞頼、大友親世ら守護大名の策動がはげしさをましてきた。幕府は、菊池武朝の実力を戦後処理に利用しようとして、了俊の子貞臣がもっていた肥後国守護職を武朝にあたえた。

武朝は、父祖の地菊池に帰り隈部城に入った。斯うして隈部くまべの城下はこのときから、第二五代菊池きくち武包むかほが、大友重治のため隈部城を奪われる永正一七年（一五二〇）二月まで、肥後国の首都隈府くまふと呼ばれて繁栄した。ところが、幕府は翌三年（一三七六）四月　洪川満頼を九州探題に任じ、大内義弘に探題の後援を命ずるとともに、京都にいた日野資元を玉名郡白間野荘地頭職に補任した。これより先資元は応永二年十二月大津山に下向し、本年藪あまつらが嶽が藪が嶽が城（別名大津山城）を築いてここに拠り、日野姓を大津山姓に改めて、

探題方の一勢力になった。（「南関紀文」）

このような幕府のしうちに武朝は、少弐貞頼とくんで探題に反抗し、筑後に兵をあげた。これにたいし、大友親世は新探題を肥前国綾部城（佐賀県三養基郡中原）に迎えるとともに、阿蘇大宮司惟村、隈本城の詫磨満親、三池南郷の三池康親、野原荘の小代広行を仲間にあそい、翌四年秋、高瀬の城にたてこもっていた菊池武朝一族を八代に追いおとした。

その後、武朝は、少弐貞頼とはかり筑後国矢部大<sup>おほそま</sup>杣に移り住んでいた。後西征將軍宮良成親王らと兵をあげ探題勢と戦った。

応永五年（一三九八）十月、幕府の命をうけた大内義弘の弟盛<sup>もろはる</sup>見は、大友勢とともに太宰府を攻め、さらに、肥後の隈本城、八代城を攻め陥した。

**戦乱下の東郷** 北九州を舞台にした戦乱を対岸の火事と見ていた東郷地方も、ついに菊池氏と小代氏の両勢力の戦乱の渦中に「つ、まれてしまった。その争乱の実際を「祭事簿」には次のように述べている。

「応永六年（一三九九）小代方、菊池殿ニ召サレルニヨリ、御敵勢仕ル時、社頭ヲ破ラレ候。時ニ大野方<sup>せんじん</sup>神人<sup>じんじん</sup>又傷ニヨテ、御神事留リ候畢。」

世と。この戦いで、菊池勢の主力となった大野勢のために、野原八幡宮の社頭が狼藉され、神主が負傷する不祥事をおこし、神事がとまったということである。

中 この事件から考えられることは、この頃、小代氏が東郷地方の野原地方を占有していたので、菊池・大野の連合軍は絶えず攻め小代氏との衝突をくり返していたので住民たちは、その都度戦禍を蒙っていた。

東郷地方が戦略上重要性をましたことで、幕府方も菊池方の攻勢を憂慮し、三池康親に筑後国分寺村の兵糧所を預け、小代広行に筑後国三池郡南郷内にある二分村、藤田村（大牟田市）の二村を預け、ともに今後の忠節を盡くすことを期待したものであった。また、広行には、玉名郡地方の菊池氏に備えるため肥後国大野伊勢守の遺領と、伊倉莊小原村、豊前国野仲郷内安於曾木村が、応永八年（一四〇一）將軍義満の下文によりおくられている。

**米生合戦** 暫らく平静を保っていたが応永十二年（一四〇五）武朝と相良氏の肥後勢は探題勢を肥前の千栗（佐賀県鳥栖市）で敗り、三月にはその本城綾部城を攻めおとした。大友氏に協力して少弐勢と戦っていた小代氏は敗れて野原に逃げ帰った。

こうして、野原を中心に肥後、筑後両国には戦雲がただよってきた。翌一三年、態勢を挽回した洪川満頼は筑後に攻め入り、肥後国野原莊袴嶽城（万田城）を本陣にしていたことを「祭事簿」には次のように記している。

「探題袴嶽ニ御陣召サレルコトニヨリ」と記している。

袴嶽丘陵一帯の地は関川を隔てて筑後国三池郡南郷米生の丘陵地帯に備えて、袴嶽城、井手城、平山城を嚴重にかためた。この年、探題勢は菊池勢とこの丘陵地帯で激しい攻防戦を展開した。高瀬を出発した菊池勢は東郷地方を制圧して西郷に入り、小代の諸城をおとし袴嶽城に迫り、米生の山野で烈しく戦い小代広行の弟・片山越後守親行は悲壮な戦死をとげた。戦禍は野原莊の東西両郷から、筑後国三池郡南北両郷にまで及び、菊池氏の勝利となり、野原莊の東西両郷は菊池氏によって占領された。

武朝は翌十四年三月十八日病死し兼朝が第十八代守護職をついだ。室町幕府においても將軍義満が翌十五年五月病死し、義持が第四代將軍職をついだ。

菊池氏の筑後攻め　この頃の九州情勢は、幕府から探題の後楯をたのまれた大内氏と、大友氏の主導権争いを軸に、少弐氏・菊池氏・相良氏などの諸勢力が、地方国衆を組みいれて複雑にからみあいながら年を追って烈しさをましてきた。

菊池氏の一族高瀬相模守藤原武楯は、応永三二年（一四二五）米生の戦いで小代氏から占取した筑後国三池南郷藤田別符の田地の内三町を阿蘇上宮に寄進して、筑後の地盤をかためていた。

応永三五年は四月二七日に正長元年（一四二八）と改り、翌二年九月五日、永享元年（一四二九）と改った。永享三年（一四三一）一月　菊池兼朝が筑後攻めの兵を進めて、野原莊筒が嶽にいたことが「野原八幡宮祭事簿」に

「つつのたけに菊池より御あがりによりて八幡宮の行事とまり候」と注記してある。

また、筑前に深く進入して戦っていた大内盛見が糸島で敗死し、その後継をめぐって、盛見の子持世と弟持直が争い、將軍義持が支持した持世が家督を嗣いだ。このようなお家騒動は大友家にも、少弐家にもおこったが、肥後の菊池家においてもおこっていた。

菊池家の一族のなかには、幕府方と戦う非を知り、親幕府の方針をとる兼朝の子持朝に、家臣団の支持が集まり、反幕府を唱えていた兼朝が失脚して後退することになった。

## 二、小代氏は菊池氏の国人

## 筑後守護職

第十九代肥後守護職をついだ持朝の代は、大内氏に接近し幕府と協力的になりその信頼を

高めたが、未だにお家騒動をつづけている大友親繁は失脚し、筑後守護職を剽奪はくたうされ、永享四年（一四三二）十月將軍義持は大内持世を豊後守護職、菊池持朝を筑後守護職に任じた。それで隈部くまべの城下は肥後と筑後の両国の首都となり、大いに栄えた。この頃から小代氏も大友氏をはなれ、菊池氏に近づいていった。

永享五年（一四三三）四月 幕府は大内持世、菊池持朝に大友持直、少貳満貞の討伐を許したので、翌六年（一四三四）筑後守護菊池持朝は兵を率いてまず、筑後境の袴嶽城（荒尾市万田）に拠り、ここに本陣を定めたときのことを「祭事簿」に

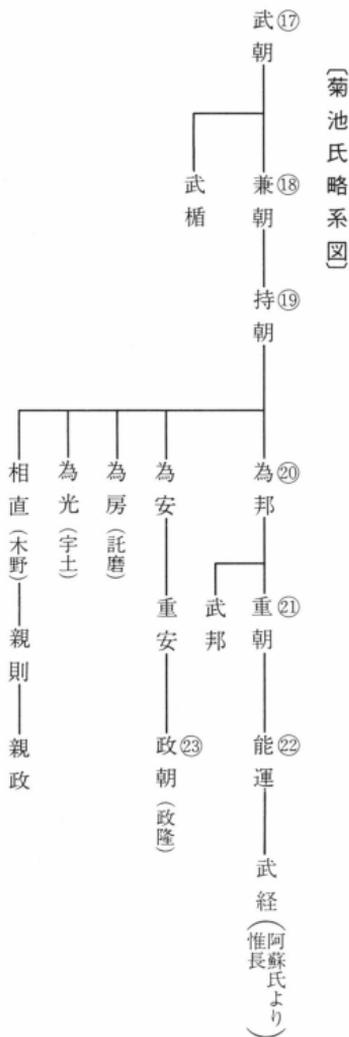
「菊池の大カミ 御阿かりによて」

と簡単に注記している。持朝の率いる菊池勢は、筑後の各地で戦ったが戦い利あらず、敗れて肥後にひきあげた。長洲地方も菊池氏の本拠地となっていたので戦禍をうけた。

この戦いは、永享八年（一四三六）の大友氏の本拠豊後攻撃へと発展するが、小代広行はこの年病死し、小代兵庫助政行が小代家を相続した。また、持朝も文安三年（一四四六）七月三十八歳で病死し、為邦が第二十代の肥後と筑後両国の守護職をついだ。

## 小代兵庫助の戦功

このような平和は長くはつゞかなかつた。持朝が手に入れた筑後の国のうち、上筑後の地を寛正三年（一四六二）外交上手な大友親繁の子親治に奪われた。これを為邦が承知する筈はない。



小代氏略系図



寛正六年（一四六五）二月 弟の為安を筑後に出陣させ、強大を誇る大友勢に戦いを挑んだ。

ところが、かねてより大友氏の仕うちになんげをもつていた国人衆のうち、下筑後地方の黒木越前、三池玄蕃允、川崎、溝口の各氏及び肥後の小代兵庫助は、菊池氏に味方して大友氏にそむき兵をあげたが、大友氏輩下の蒲池繁久をはじめ、五条、星野、草野、門註所、津江の大友グループの国人衆に攻めたてられ、為安は高良山別府で大友勢と戦い敗れて戦死した。（寛正七年四月廿日「徳丸寄進状広福寺文書」）また他の説によれば、筑後国溝口で敗北したとも伝えている。墓は玉名市石貫の安正寺墓地にある。小代兵庫助も奮戦したが敗れて野原に逃げ帰った。この戦いによって菊池氏は下筑後守護職を失ない、全筑後国の守護職の地位をうしなつた。

戦後、小代兵庫助には菊池武為より野原庄東西両郷の地が恩賞として与えられることになった。その安堵

状は次のとおりである。

(小代文書)

菊池武為安堵状

肥後国野原東西郷事

任左記例御知行否可有相違状如件

(寛正七年)

六月十七日

武為(花揮)

小代兵庫助殿

これから小代氏は大野氏にかわり東西両郷の知行権をもち、野原庄全域の支配を達成し、菊池氏の筑後に備える防備力となった。東郷地方が小代氏の統治にはいると大野氏との間には境界問題が起り、これが戦国時代に両家の紛争をひきおこす原因ともなった。

かくして、翌、文正元年(一四六六)為邦は敗戦の責を負い、家督を重朝に譲って隠退することとなった。

長洲、はらかの古歌 鎌倉時代のはじめに流行した連歌れんがは、京都・鎌倉を中心に盛んになっていたが、室町時代をむかえて全国に広まりをみせるようになった。

中 連歌というのは「つらね歌」のことで、和歌の五・七・五・七・七の上の句五・七・五をつくれれば、他の一人が七・七・七、別の一人が五・七・五をつけて、五人が互に読みあい、五百句をつくる仕組みである。たとえば

(発句) 鳶の羽も かいつくろひぬ はつしぐれ

(脇句) 一ふき風の 木の葉しずまる

菊池重朝は文明八年(一四七六)一千句の連歌会を藤崎八幡宮の境内で行いこえて十二年(一四八〇)には連歌の第一人者といわれる宗祇が九州を訪れ、九州の連歌熱は非常に高まり、翌十三年八月一日重朝は隈府において、一万句の連歌会を催した。会に参加した者は二十の会場に分かれて一カ所で五百句ずつ作るわけである。このように会の規模も大きく、参加者の出身地も城北七郡のすべてにわたっていた。「菊池万句」玉名地方の連歌について記録された資料はないが、宗祇が玉名路を経て菊池に入り、次の歌を詠んだという伝承が残っている。

南関町松風の関を越えたあたりたらのせに龍瀬川があり、この川の下流は関川又は諏訪川ともいっている。古歌に  
肥後の国 万里の森より西にある

たつの瀬川や松風の関

また、長洲の浜の雄大な景観を歌ったという

肥後の國 墨する川や硯川

ながす はら川 浦つゞきなり

また、柁村硯川柁山賀庭寺の学僧坊を詠じて

硯川、わたれば文字のおそれあり

いかなる人のふみおこなうらん



長須浜の景（大崎玉水氏筆）

というのも伝えられている。

飯尾宗祇（一四二一—一五〇二）は、応永廿八年（二四二二）近江国に生まれ、応仁の乱をさけて関東に行き、川越の館における千句の席に列し、文明二年（二四七〇）連歌の学書『吾妻問答』を著わし、翌三年より全国を遊行し、連歌の発展に努力した。

文明十二年、博多より日向を旅行したが、肥後を訪れたことはなかった。明応三年（一四九四）『新撰菟玖波集』を撰集した。このなかに人吉城主相良為統の句が五句えらばれているが、「ながすはら川……」の

歌は載ってはいない。

宗祇の友人、兼載（一四五二—一五一〇）は会津の人、『兼載名所方角和歌』の著者である。しかし和歌集はいまはなく、その写本が長崎県島原市の「松平文庫」に所蔵されている。この内容は標題にあるように、各地の名所を尋ね、和歌形式にして名所を詠んでいくものである。このなかに掲載されている長洲・腹赤の歌に

肥後の国、墨する川や硯川

長洲、つら川浦つゞきなり

というのがあるが詠者は不明で、「詠み人知らず」としてあり『肥後国誌』には、倭歌としてあげてある。

ここに、二三注釈を加えるが、歌詞のなかに「墨する川」というの

がある。これは「墨摺山」の誤りである。小岱山は古名を筒が嶽と称している。これは、山を筒つづま男命の山即ち住吉の神の靈山をみたて、「住吉山」と称していたらしく、ここより「墨摺山」の古名が生じたと古老はいつている。

「硯川」は、小岱山西麓七面山に源を發し樺村、野原村を経て菜切川に合流し、長洲町清源寺浦に注ぐ川である。この一帯の須恵がまからは「風字硯」などの硯石が出土している。(古代篇参照) 硯川の語源がいつ頃から呼ばれるようになったかは明らかにされていないが、硯川の地名は古い時代から云いならされたものである。

また、歌詞に「長洲、つら川」とあるのは、「長洲・腹赤はしか」のあやまりであろう。とにかくも、昔の長洲・腹赤の浦は美しい海岸美が風流を友とする佳人には目をひいたことであろう。

## 第四節 戦乱の世と郷土

### 一、大友氏の支配

肥後の戦国時代 重朝が家督をついだ翌年の応仁元年(一四六七)京都に巻きおこった応仁の乱の余波は、九州でも大友親繁・親治親子と少弐教頼、政資親子が、筑後平野で激突し、その余波が肥後にも波及してきた。

それは、八代の支配をめぐって人吉城主相良（たぬか）が統と、八代城主名和顯忠（あきたか）が争っていたが、阿蘇氏のお家騒動を巻きこみ、さらに菊池重朝もその渦中にひきこまれ、文明一七年（一四八五）矢部の幕の平（上益城郡矢部町）で戦って、相良勢のため敗れ、重朝は悶々（もんげん）のうちに明応二年（一四九三）冬十月二十九日病のためたおれた。

肥後の戦国時代もこの頃より各地にひろがり、菊池氏に心を許して安穩をむさぼるわけにはいなくなってきた。

重朝の死により十二歳の宮園丸が家督を嗣いだ。これが第二十二代肥後守護職菊池能運（のりゆき）である。補佐の任に老臣隈部忠直、側近にその子運治（のりはら）が仕えた。菊池家の危機を心配していた菊池傘下（かさか）の国人衆の若者たちも能運のもとに集まっている。小代家においては小代貴弘（たかひろ）の弟重行（加賀守忠弘）が、この年（明応二年）十一月十五日に勤仕する野原八幡宮御供節頭の大役を捨て菊池へ馳せ参じている。（「祭事簿」）

心配されていた菊池氏の危機は平穩に過したが、明応七年（一四九八）能運は肥後、筑後、豊後三国の兵を率いて八代城を攻め落した。この頃、菊池武邦の弟為光は宇土に入籍し、本家の守護職を欲しがり、文亀元年（一五〇〇）五月十五日、菊池の隙をうかがい攻め入り城を奪った。

能運は玉名に遁れ保田木城主高瀬武基、筒ヶ嶽城主小代貴弘、忠弘、忠吉兄弟らに迎えられ、宇土勢と烈しく撃ちあったが敗れ、貴弘は戦死、能運は僅かな家臣団に護られ肥前国高木に落ちていった。

文亀三年能運は有馬氏の援兵をひきいて玉名市高瀬に上陸、迎える隈部運治、高瀬武基らの菊池家の遣臣や小代貴弘の義兵は宇土為光の大軍を玉名平野で破り、敗走する宇土勢を宇土城に封じこめ、為光は城を脱

走したが発見されて討たれた。この戦いで高瀬武基は戦死し、南北朝以来の名門高瀬氏は滅亡した。能運もその後、永正元年（一五〇四）正月益城郡豊福城の戦いで戦傷を負い二月死亡した。これで菊池氏の正統は絶えた。

能運には嗣子がなく、為邦の弟為安の孫政朝が、後継者に定まった。第二十三代の当主政隆である。ところが永正二年（一五〇五）九月家臣団より排せき運動がおこり阿蘇大宮司惟長これながを肥後守護職に迎えるという謀議がさだまり、惟長は弟惟豊に大宮司職をゆずり菊池に入り、第二十四代菊池武経たけつねと改めた。

怒った政隆は翌三年三月、阿蘇勢を支援する大友勢と戦って敗れ、各地をさまよひ、永正五年六月筒が嶽に抛り、更に高原を経て八代市二見に逃れ相良氏をたより、さらに筑後におもむき大内氏のもとによった。

永正六年（一五〇七）八月十六日 政隆一行が筑後より大津山関を越え臼間庄豊永（玉名郡南関町）にきたとき、大友勢に迎撃された。筒ヶ嶽城主小代貴弘は援兵をさしむけたが、政隆は桜ノ馬場で捕えられ、菊池に護送される途中、合志郡久米原（菊池合志町久米）の安国寺境内で自害して果てた。

阿蘇大宮司惟長は大友義長の援助によって肥後守護職におさまり菊池武経と称したが、やがて大友義長は武経を憎み、菊池家の重臣赤星、隈部、木野氏等や領内うらみにある内空閑うちくわが、大野氏等の国人衆の信用を失い、ついに菊池を去り矢部に帰り、弟惟豊と争い、大宮司職を奪いとった。

惟長が去った菊池家では元老たちが、菊池家の庶家詫磨別当武安の子宮松丸を第二五代肥後守護職として迎えた。これが菊池武包たけかほである。惟長より大宮司職を奪われた惟豊は大友氏をたより惟長と戦い大宮司職を奪いかえした。



筒が獄の遠望（南方より）

筒が嶽城の戦い 重朝・能運のあとをうけて、肥後の守護職は、政隆・武経を経て武包たけかほが嗣いだ。その間、豊後守護職大友義長は肥後に侵入し、その子義鑑に「肥後国・堅固の覚悟を以て菊法師丸の入国に心を添えられるよう」と訓示し、野原の小代刑部大輔重忠には「野原の東西両郷は、菊法師丸の所領であることに相違あるまい。」とおとし状を送った。

永正一五年（一五一八）義長が死去し、義鑑よしあきが家督をつぎ、大友菊法師丸は菊池重治と改名し、隈本城主鹿子木親宣ちかのぶに迎え入れを頼んだ。菊池方では、武包、基興もとむね等兵を集めて、翌一六年（一五一九）隈本城を攻め、菊池重治迎え入れを妨害したが、かえって攻めたてられて、筒が嶽城にこもった。

筒が嶽城攻防戦は三月から七月までつゞき基興は戦死した。翌年二月重治は武包を隈府の館より追いだし、肥後の守護職となった。これが第二十 六代菊池義武である。（菊池伝記）

この頃から長洲地方に戦国時代の幕がおろされる。

永正十八年は八月廿三日大永元年（一五二一）に改められた。武包が逐おわれた二年間の様子は明らかでないが、大永三年（一五二三）旧臣を集めて小代刑部大輔重忠に救援を求めた。重忠は武包を援けて筒が嶽に據った。

（『事蹟通考』）

武包挙兵の報をうけた大友義鑑は阿蘇大宮司惟豊よしのぶに筒が嶽を攻めさせた。惟豊は甲斐親宣あかのぶに命じて城下を焼き、城攻めを行い、城兵も城門を開いて

戦ったが敗れ、武包は夜陰に乗じて肥前国高木に遁れた後、有馬公の庇護をうけ再起をはかったが、天文元年（一五三二）二月病に罹り異境で淋しく死亡した。

この戦いで野原東郷地方も田園の青麦は刈りとられ、民家は焼かれ、宮崎西屋敷にある宮崎中央大神宮も兵火にかかったことが、祭神天御中主神の御神像に「大永三年癸未春の戦災により罹火の厄により焚失す」と墨書され、当時の戦禍の惨事を物語っている。

新しく肥後守護職になった菊池義武は政治にあき、菊池家の四天王、五家老といわれる重臣たちから嫌われた。なかでも木野親則は義武の乱行を諫めたため手討ちにされた。その結果義武排斥の声がたかまり、義武も居たたまらず天文三年（一五三四）菊池の館を逃げ出し、二十六代つゝいた菊池家の肥後守護職は終わりをつけた。

肥後守護職が二転、三転して遂に大友氏という強力な戦国大名の手に移り、野原庄には最も心配されていた戦国時代の波濤が押しよせようとしているからである。それについても和戦の鍵を握っている小代氏の動向が新たに注目されるようになった。

小代重忠大友氏に帰属 天文年間になると大内氏、大友氏は豊前一帯で激しく対立していた。小代氏は永い間大友氏と不和となり大内氏に心をよせていた（天文二年七月二日「陶道き書状」小代文書）が、天文二年（一五三三）十一月義武事件がおこると、大友義鑑は小代氏に心をよせてきた。小代氏にしても強大な戦国大名である大友氏と隣接する弱小な国衆である小代氏の生きる道は、遠い大内よりも隣の大友に従って、その力を利用して生きることが、戦国時代における小国の賢い生きのび方であると悟り、大友氏に隷属する

ことになった。

義鑑はさきに重忠より奪った野原庄を返すとともに、新たに次の尨大な土地を宛行い、肥後北西部の要とした。

大友義鑑宛行状（『小代文書』）

一所 玉名 三百五拾町

一所 石貴 貳拾五町

一所 河徳 拾貳町

一所 上長田 貳拾五町

一所 下長田 拾五町

此前領掌 不可有相違之状如件

（天文二年）十一月十日 義鑑（花押）

小代刑部太輔（重忠）殿

世 小岱山の東麓石貴、川徳（川床）それに白間庄の一部の計三百貳拾七町が与えられたことを考えると、小代氏が義鑑にとつて如何に重要な国人であるかがわかるようである。

重忠、武弘戦死 天文八年から九年にかけて城南地方の隈庄、堅志田をめぐって、相良、阿蘇、菊池義

第三章 武が大友氏と鎬を削る争いをしていた。天文九年（一五四〇）二月、相良長唯が川尻に出兵し、三月十八日、

相良・名和の連合軍と大友義鑑の豊後勢が戦った。豊後勢は入田親廉、田北親和に率いられた隈本城外加勢川、緑川流域一帯に進出し、大瀨、木部（熊本市）の争奪戦は凄惨をきわめたという。（『八代日記』）

この合戦で連合軍は「大友勢千余人を討取り、生け捕り二千余人に及べり」と記している。『八代日記』は相良氏側の日記であるので、味方の損害をかくして、相手方の損害を大きく記載するのは戦記の常である。しかし、大友勢の大敗は掩うべくもなく、重忠の戦死を次のように伝えている。（天文十九年五月九日大友家年寄連署書状 小代文書）

「今度小代刑部太輔（重忠）戦死、是れ忠貞比類なきに候。これらの儀言上之趣、被露され候。……（以下略）」入田丹後以下六將軍の連署で小代重忠の戦死が注進されている。浄業寺五輪塔群のなかに、天文九年三月十八日、宗空禪定門と宗惠禪定門の二基の五輪塔があるのは、重忠（法名宗空）、武弘（法名宗惠）の墓石である。重忠戦死のあとの家督は小代八郎次郎、宮内大夫実忠が相続した。

川尻の戦いにおいて小代勢が壊滅的打撃をうけたのは、野原莊の人々にすくなからぬ悲しみを与えた。當時の武家社会のならわしとして配偶の未亡人は寺に入り剃髪して、尼となり亡夫の霊を弔い、自分も逆修の供養をおこなうのが貞婦の道とされていた。小代氏の菩提寺浄業寺には、天文十一年（一四七九）春の彼岸日に逆修の供養を行った。尼僧の五輪塔が七基ならんでいるのはそぞろ哀れをおぼえる。

梅尾城の戦い 天文十九年（一五五〇）二月、突如、豊後府内（大分市）大友館の二階で大友義鑑がその家臣に斬られた事件がおこった。あとを嗣いだ義鎮は事件の共謀者に菊池義武がいたとみて、義武の行方を限なく搜索した。義武は八代から筑後にでて、三月中旬反旗を掲げて肥後に渡り、田嶋伊勢入道宗意、鹿

子木三河守寂心に迎えられて隈本城に入った。「八代日記」)

筑後の義武支持者に西牟田親氏、三池親貞、溝口鑑資、肥後では大津山重経、和仁親統、迎春親貞が呼応して四月、田尻親種の鷹尾城を攻めたが攻略することはできなかった。「大友文書」) 鷹尾城攻略に失敗した三池、大津山、迎春、和仁それに大野正親、吉弘引馬、東郷衆、田嶋宗意等は協議して小代八郎次郎実忠が居城梅尾城下にせまった。これらの国衆たちは反大友派の国侍で、大友氏の信用のあつい鷹尾の田尻親種、柳河城の蒲地鑑盛、梅尾城の小代実忠を心よしと思わぬ人々である。

四月廿八日、戦鬪は城外で三池勢と小代勢の激しい討ち合いではじまった。小代大和守は大太刀を振りかぶり、三池の武者十数人を薙ぎ倒し、つゞいて井手中務少輔、中嶋佐渡守、雄方おかた和泉守、宮崎修理亮しゆりのすけも乱軍のなかに割って入りいずれも華々しく討死した。御大将の八郎次郎実忠は隈本方の田嶋宗意の家人と渡りあい、身に数創を負い十数人を斬り伏せ血だるまになって奮戦、城兵を上げまして敵を撃退した。と、「大友宗麟書状」にある。

戦が終わり、実忠は戦死者、手負い、分捕りの一さいを記録した軍忠状を作成して府内(大分市)の大友義鎮におくり届けた。義鎮は田尻・小代の両国人を無二の忠臣といつて頼もしく思うぞ、しっかり忠節を勵むよう返書を送り実忠を攻めた玉名の諸将を討つよう命じた。(天文十九年閏五月廿日「大友義鎮書状」小代文書) この戦いで野原荘の東西両郷は大きな損害をうけた。

反大友勢を討つ 肥後・筑後における反大友勢の総反抗に怒った義鎮は、閏五月豊後勢を二手にわけ、

筑後鷹尾城の田尻親種の援軍を筑後口に、肥後隈本城の菊池義武討伐軍を阿蘇路に出発させるとともに、肥

後と筑後の国衆に出勤を命じた。城・赤星・長野、内空閑・小森田・阿蘇・高知尾・小代・田尻・蒲池等の馳せ参じた総勢は、二万三千余騎と称される大軍となった。

筑後口を攻めたてる豊後勢は、田尻の鷹尾城を囲む溝口、西牟田勢を掃蕩して囲みをとぎ、七月十三日には、田尻親種が竹井原（筑後高田町竹飯）を、廿三日には、蒲池鑑盛と協同して小山浄栄入道が籠る三池城外今福、新開所を終日攻撃し、小山西城の小山対馬等数十人を討ち取った。（『田尻文書』）

三池口の攻め手は、主として小代実忠勢によっておこなわれていた。今福城をおとした蒲池、田尻の軍勢も取り懸け攻め戦った。小代勢は城内深く攻め入り三池右衛門大夫をはじめ、高名者の多くを討ちとった。城主三池上総介親員は城を遁れ、白間庄をさして落ちていった。（天文十九年八月四日「大友義鎮書状」小代文書）

隈本城攻めの豊後勢は総大将の大友左京大夫義鎮に率いられ、阿蘇大宮司惟豊から派遣された甲斐宗運の案内によって進軍し、阿蘇小国の満願寺を本陣に定めて肥後攻めにとりかかった。（『北肥戦記』）

三池を攻めおとした小代実忠は、大野氏の要害取り壊しに兵を進めた。大野正親は日嶽城を詰めの城として前原城に前原宗因、高岡館に大野左馬介親連、中村に従兄弟の大野加志磨兄弟、それに築地、高道、野口の城館にも大野一族が籠っていたが、小代勢は金山越えより攻め入り、大野の諸城を片っ端から討ち潰し、廿五日迄に大野攻めを終り、それより首をかえし大津山重経の藪か嶽城に迫り、ここも難なく八月十一日に陥し入れた。こうして、義鎮が命じた玉名郡五里四方の反大友勢の要害を完全に占領した。（天文十九年八月廿二日「大友義鎮書状」小代文書）

一息いれた小代勢は隈本城攻めにでかけようと態勢を整えていたところ、隈本城は既に八月九日に陥落していた。(天文十九年十七日「大友義鎮書状」小代文書)

これより小代勢は、隈本城外金峰山きんげうの中で反抗する山上三苗字の残敵を掃蕩した。(天文十九年十月十六日「大友義鎮書状」小代文書)

小代実忠への行賞 このようにして菊池義武にかかわる肥前地方の作戦を終えた大友義鎮は、この地を自分の守護地として守護代に豊後竹田城主志賀安房守親安を置き、南関城督に小原鑑元、隈本城主に城氏、隈部城主に赤星親家、矢部地方を阿蘇惟豊に統治させた。

義鎮が義武討伐の際小代実忠に送った感状はすこぶる多いが、天文十九年(一五五〇)八月廿二日書状には、今回の大野・大津山氏の攻撃には、小代実忠が編成した独力の小代軍によりなしとげた戦果であり、「粉骨誠に祝着に候。君臣の義理変らず、御忠節之儀、永々忘却有るべからず候。」などと、ありとあらゆる言葉を並べて賞賛し、「後刻、田北大和守親員を遣しつか恩賞の坪付けを申しあげる筈である。」と、豊前、筑前の間に五拾町を宛行い筑後国三原郡内古閑村に拾八町、さらに玉名郡に次の尨大な所領が宛行われている。

大友義鎮宛行状(天文廿年四月十七日「大友義鎮書状」小代文書)

「去年、其国乱の砌 実忠無二の心底を顕わされ候。感心に候。其の賞のため、肥後国の内長洲・鯨くま拾壹町分、玉名郡の内石貫式拾五町分、同郡の内、田嶋伊勢入道跡、社家方七拾五町分、津久見美作守跡鴟尾式廿壹町分、中尾跡伍町分之事、判形進め候の上は、永く、他の妨げなく知行肝要に候。三池郡の内二部八拾

町分、新開四拾町分のは、心当り子細あるの条。必ず連づれ申談すべく候。……

天文廿年四月十七日

この頃より、義鎮は「宗麟」の法名をつかっている。この論功行賞の内容について補足すれば、長洲・鯉の拾壹町分は、東郷地方屈指の要港長洲浦、深田浦の所在地で、今後、大友氏の海上作戦に小代水軍の使用が有効であると考えたためであろう。また、石貫地方式拾五町は筒が嶽城の東部要害地であり、社家方七拾五町歩は、旧玉名郡玉名村、八嘉村世間部一帯であろうといわれ、当時、菊池義武支持者の田嶋伊勢守宗意の所領地、「鴟の尾」式拾壹町分は現在の玉名市富尾のこと、当時の所有者は、国守大友義鑑を暗殺して逐電し、義武支持にまわり、肥後の国乱をおこした津久見美作の旧領地である。また、大野上野介正親の所領地であった岱明町中尾の五町分の以上の地は、既に宛行状に印形を押ししているので相違はないが、三池郡のうち二部村八拾町分、同新開分四拾五町（大牟田市）にはちよつと仔細があるので暫らく待ってもらいたい、今回の国乱に働いた数百人の論功行賞の該当者があり、元老たちの間にも意見の相違があるので、今すぐ発令する訳にいかない。御賢察のことを前もって願いたい。

という文面になっている。この宛行状の宛名は小代八郎次郎になっているのは、実忠の惣領親忠のことである。この頃親忠は成年に達し弘治四年（一五五八）二月、宗麟に成年を報告したところ宗麟は「藤原親忠」の加冠名字を与えた。これが戦国大名と国衆との主従関係をあらわす重要なしきたりの一つである。（弘治四年二月廿三日「大友義鎮名字書出」小代文書）

次に宗麟に徹底的に反抗し、小代氏によって壊滅的打撃をうけた大野上野介正親の所領処分について、中

尾五町は小代氏に与えられたが、前原九町、亀甲二町、下築地拾壹町が弘治三年（一五五七）三月、豊後国竹田城主志賀民部太輔親安に預けられた。（『大友義鎮預状』）

以上を要約すれば、小代氏の所領は、野原東西両郷を中心に南は大野庄、伊倉庄、東は筒が嶽を中にして東麓玉名、白間庄、北部は三池庄南郷にわたり、西は有明海の制海権を有する有力な大友氏の国人となつていた。

大津山城の戦い　大友義鎮（宗麟）は菊池義武追討の殊勲者である小原鑑元を肥後の城督（すゐかみ 檢察）として、戦略上の要地大津山の任地に広大な知行地を与えたが、肥後の守護代を望んでいた鑑元は不満であった。悶々（えんもん）の末、天文廿三年（一五五四）意を決して大友本家に謀反をおこした。

報せをうけた宗麟はいかり、鑑元討伐のために佐伯惟教（さきまきののり）、田原親賢（ちかた）を大将にし、一万余騎の軍勢をさしむけ、肥後、筑後の大友方国衆である小代、辺春、三池、田尻、蒲池、谷川、河崎の諸氏に出動を命じた。このなかに菊池郡木野の城主木野弥次郎親政、もと大津山城主大津山資冬も加わっていた。木野親政は、菊池義武に諫言（かんげん）したが容れられず、手討ちされた木野親則の一子で、父の仇討ちのため宗麟の義武退治の軍に加していたものであり、また、大津山資冬は、去る天文十九年義鎮に反抗し小代勢に敗れて肥前に亡命していたのを、小代実忠の友情にみちた参戦の誘いをうけて、大津山城政略の先駆をつとめた。

第三章 中 世  
弘治二年（一五五六）五月三日、豊後勢は城の要所をかため、町小路を焼き払い城壁に迫ったが城のままは固く攻めあぐんでいた。木野弥次郎も重傷を負い後送されたが死亡した。実忠は大津山資冬と相談し、城の搦手（かちめ）にまわり城内に侵入し、木戸を破って放火したので、城は猛火に包まれ城兵は討たれ、鑑元は妻女

を刺し殺し、郎党百二十人とともに城門を押し開いてうってでたが、皆討ちとられた。

戦いは終わり小代実忠のはからいで、大津山資冬は大津山城主にかえりざいた。「南関紀開」

## 二、龍造寺氏の支配

梅尾城の戦い 天正五年（二五七七）正月、日向の伊藤氏が島津氏に追われて宗麟に頼ったので、宗麟

は肥前の龍造寺氏を討ち、薩摩の島津を服従させ九州征覇をなしとげようと考え、十月、大軍を日向に出陣させたが耳川一帯の戦いで大敗した。（耳川合戦）

これを知った龍造寺隆信は、かねて考えていた筑後に攻め入り、翌六年十二月までに諸城をおとし、翌七年三月になると、隆信は大軍を引きつれ、三池郡今山の三池鎮実しげまの城を攻めたてた。

三月二十日 いよいよ城攻めが始まった。攻手の大将鍋島信昌は「肥後の小代の援兵の来ぬまに城を乗りとろう」と奮い戦い、血戦はいつ終わるともみえなかつたが、夜にいり大雨が烈しく風も加わり、漆黒しつこくの風のなかを三池鎮実は生き残りの兵を率いて遁れていった。ここにおいて龍造寺軍もひきあげた。（『歴代鎮西要略』）

三池氏の本城三池今山城が陥ちたので、龍造寺隆信は、三月下旬、鷹尾城主（福岡県山門郡山門町）田尻鑑種を、筒が嶽城主小代親忠のもとに遣わして降伏をすゝめた。しかし、親忠は、父宗禪入道実忠とともに、永年大友氏の恩顧を受けているからこれを断つた。ところが、親忠の妻が鎮種の陣所を訪れ「龍造寺殿と戦つても負けて滅されることは瞭おぼらかですが、十二代もつゞいた小代家を滅むすことは出来ません。妾むすめが人質に



梅尾城と家中の村むら

なつて小代家が救われるものなら、妾を人質として隆信公の陣所へ連れて行つて下さい。」とたのんだ。感激した鑑種は隆信の陣所に到り仔細を話した。この妻女は鑑種の姑しよであつたことでもあり、居城鷹尾城に預まかるることになつた。(『九州治乱記』)

しかしこのことを聞いた親忠は大いに怒り、一族小代越前守と重臣荒尾家経に三千余の兵を与え龍造寺攻撃へ向かわせた。小代勢は原万田山鹿越やまがこえをとおり、両国の国境樫野峠かしののにむかつた。隆信はあらかじめ放つた偵察ていさつの報せをうけ、信昌に伏兵をもつて小代勢を待ち伏せさせた。小代勢が芥田あゐた神かみまで来たとき、前後からこれを攻めたてた。(『鍋島直茂年譜』)

狭い谷間での打合いで多くのものが討死した。(『鍋島直茂年譜』) 越

前は蒲池鎮並勢に追われ梅尾にのがれた。鍋島勢は町小路や梅尾館を焼き払い、伊藤兵部少輔、石丸藤左エ門、小宮左馬允、小柳弥藤太らがおめき叫んで矢たけび刀戟のなかで奮戦していた。小代越前守主従は鍋島の将木下田郎兵エ昌直のため討たれ、鍋島方は城内に侵入し小代勢の首級をあげた。(『九州治乱記』)

まもなく城は黒煙に包まれ、小代実忠入道宗禪と親忠は生き残りの兵をつれて筒が嶽城へ登つていったが、佐嘉勢の急追をかねすことができずついに降伏した。(『鎮西要略』)

この戦いで府本、平山の村々や野原八幡宮が兵火をうけ、御神体、縁起宝物をすべて焼失したと、旧八幡村役場備「社寺本末調べ」にかかれてある。

また、浄業寺の梵鐘は肥前軍の戦利品として肥前に持ち去る途中、故あって有明海に投げ捨てたという。宮内の住吉大明神社は兵火を蒙り御神体を野原八幡宮に遷した。

実忠、親忠は城を明け渡し、龍造寺氏の軍門に降り人質として佐嘉（佐賀）に送られたが、隆信は、実忠等の勇気を賞し、領内謹慎を命じ小代氏から奪ったすべての所領を返した。親忠も入道し親泰に家督を譲った。これ以来、小代氏は龍造寺氏の国衆となり仕えた。

この頃、島津氏は肥後領に侵入し、水俣城を六万の大軍で囲み、一部は八代海を北上して大兵を隈本、宇土方面に進め、城、宇土、川尻等の在地豪族と結び、南下する龍造寺軍にそなえた。

菊池城を攻む 島津氏の肥後進軍を知った隆信は、天正八年一月子政家に肥後進軍を命じた。

政家は肥前の兵を率いて四月九日佐嘉城を發し、大津山を経て山鹿に着陣した。小代親忠、隈部親永、大津山家稜、迎春親行も參陣し、肥前、肥後、筑後三州の軍勢でひしめきあい隈部山城攻めがはじまろうとしていた。

一方、藤津衆は塩田より乗船し有明海を渡航して対岸の肥後の高瀬、大島に押し渡り、竹崎衆も竹崎を出帆して肥後の高瀬、猫宮、三池、黒崎に着船し、薩摩の來攻にそなえた。肥前勢の上陸地となった長洲、荒尾一带はいかめしく武装した肥前勢の占領地になっていた。

隈部山城の攻撃は四月十三日鍋島信昌を大将として数千の大軍を以て赤星統家の城を攻めたとすると、赤星も小勢ではかない難く、合志竹迫の合志隆重の城に引き退いた。隈部山城は隈部親永に渡され、肥前勢と隈部勢は逃げる赤星勢を追って合志城を囲んだが、城はかたく守られ陥ちなかった。

いっぽう鳥津氏の肥後進攻は、北肥後、下筑後の国人に動搖を与えていた。柳河城主蒲池鎮並は龍造寺隆信に度々叛いて遂に隆信によって謀殺され、その残党もことごとく田尻、小代氏によって柳河で殺された。

#### 焼石、金山原の戦い

天正九年（一五八一）三月、隆信は肥後在陣中の将士に玉名進攻を命じた。小代

親忠の総勢は筒が嶽城から梅尾城下、野原、高浜の線に布陣し、大野勢と対陣していた。（「北肥戦記」）

それにしても大野勢は鳥津氏の北上に気をよくし野原庄東郷方面も占有し、金山焼石原に主力を布き、小代勢の進路を遮断する作戦をとった。金山焼石原というのは「玉名郡誌」は「金山原」と記し、「田添由来記」は「焼石原」としている。行政的には府本字焼石から、金山に拡がる高燥な台地であり、古来より交通の要路である。

両軍の主力は、満を持し各所でゲリラ戦をおこしていたが、いよいよ戦いの幕が切っておとされると、激しい撃合いが始まり、白刃をひらめかしての斬り合いより、肉弾飛びかう格闘となり、いままでの平和境は忽ち屍山血河の修羅場にならわっていった。ここ焼石原から金山原にかけては過去数回両軍が激しく戦った怨念の地であるが、今回は過去の怨恨もこの一戦にかけた凄絶な戦いであつたと伝えられている。

小代勢に斬りたてられ敗退する大野勢は西照寺で反撃にでたが、再び敗れて大野弾正親祐の指示で日嶽の開田城に引き籠った。この戦いで大野宗玄、築地隆重等は戦死し、迦統家の祖築地清隆は肥前に逃れた。（『大野氏系図』）

#### 大野氏の滅亡

金山原の勝利が伝わり野原・高浜の第一線は南にむけ発進し東郷地方を経て上村城を陥し、高道城めがけて雪崩をうって押寄せた。高道城は有明海にのぞむ低い丘陵に築かれた平城である。城

を固める城主大野左馬介の一族池松主水貞胤がたてこもっている。戦いは城外の野戦ではじまったが、城兵はひとたまりもなく撃ち破られて築地隆信、前原道富等の歴戦の勇将が戦死し、城は遂に陥落してしまった。小代勢は下村城を屠り大野氏の詰め城日嶽の開田城に迫った。標高二百八のこの山は小代氏の筒が嶽城とは谷を距てたところであり、本城は鶴城と亀城の二つの砦に岐かれて聳える要害である。（『熊本県中世古城』）領内の支城、館を陥された大野氏の一族郎党はその女・子供の総ぐるみで城にのほり城を枕にまもりをかためていた。

城下にひしめく小代勢は開田の館や、七カ寺にも放火し、東郷の寺社、民家を焼き払った。長洲町折地天満宮の棟札には「天正九年の比、龍造寺氏乱世社頭悉為炎上……。」とあり、折地阿弥陀寺もこの時戦火を蒙ったのであろう。（寺記の天正八年戦火を蒙るは誤りか）

寄せ手はじりっじりつと本丸に逼るたびに激しい撃ち合いがおこり、白刃がひらめき、一の木戸が破られ、二の木戸もおち、本丸にも小代勢が乱入してきた。

いまはこれまでと城主大野弾正親祐は、城内にいる女性四十九人を城のいかくより逃がし城に火を放った。天を焦す炎は敵影をはつきりとうつしだした。城兵は矢弾丸の盡きるまで撃ち放し、盡きるとやがて白刃を振って斬り死した。一人倒れ、また倒れる。傷ついた者は屠腹し、刺し違い、或は火中に飛びこみ斃れていた。憶えば大野氏三百八十年の興亡の歴史はいま城内の火とともに消え滅んでしまおうとしているのである。

城を脱出した四十九人の婦人は火に包まれている城を顧み、主君やその夫・父・兄を案じ山を下り、すべ

てが焼き盡された村に辿りついたが、生きて甲斐ない今の身を悲しみ、重い足をひきながら築地の宮に詣で、宮前の池面を熟視していたが、一人また一人吸い込まれるように池中に消えていった。（『四十九池神社伝承』）この悲憫な情景を『田添由来記』には「其の亀城に籠居被申候四十九之子女・即、数十代盛之屋形屋形焼け申を詠め、殿原は討死、陣々は焼け、無程ほどなく是も火を懸申最早難遁のがれがた、我に相場此池に一同に身を投げ可申と申合せ、念仏の声鳴、声山も谷も響、即時に滅す、思ひやられて哀れなり」と記している。

村民は、その後、彼女たちの靈魂を慰めるために建てた社がこの御霊社であるといわれている。しかし、『築地四十九池神社社記』によれば、「人皇第七十代、後冷泉天皇即位十二年の天喜丁酉（註、五年西暦一〇五七）秋九月、築地の御司徳発が阿蘇四宮を築地に勧請し、村の鎮守としたが、この地で大野・小代両氏が戦火を交え、大野氏の詰城である鶴城・亀城にいた勇士四十九人は防守奮戦し、遂に防戦叶わず戦死した。その後、彼等の靈魂は成仏出来ず、池辺や西山に現われて里人を悩ました。そこで村民一同謀って、阿蘇大明神をここに移し、その傍に一社を建て『四十九池大明神』として祀った。これ以来亡霊は成仏して怪異はおこらなかつた」と伝えられている。

それから小代勢は高岡の館に拠つた大野左馬介親を降し、春出陣内にある中村館にいる大野加志麻呂・登得麻呂を攻め殺し、繁根木八幡宮、寿福寺、高原山浄光寺等の神社や民家を焼き払い、天正十年までに大野氏を滅ぼした。

#### 四十九池大明神

『肥後国誌』

には「阿蘇の四之宮を勧請するといふがその年代は明らかではない。棟

札には阿蘇四宮池大明神を社頭に再興し奉つた。大檀那は田北大和守源鑑生あまみか、願主蒲木小次郎、甲佐方秀あまひで、

干時とよときは弘治二年（一五五六）十月吉日、時の催司は九郎右エ門尉、大工は伊吉民部少輔藤原乗渚、小工三人、宮の規模は神殿、幣殿、拝殿にして社地五反は空地なり。」と、記してある。

この神社の社記から考えてみると、さきに記した「四十九池神社の社記と伝承」には、いささか疑問がないでもない。『肥後国誌』の記事にしたがえば、再興の時は城が落城した天正九年（一五八一）より二十六年遡る弘治二年のことであるので、この悲憫物語りと神社創建の物語りは符が合わないことになる。

社殿再興にあたった田北大和守源鑑正あきまさの名は、既に天文廿一年（一五五二）三月廿日『大友文書』「大友家老中連署遵行状案」に出ている。また、この年弘治二年十一月の『大友文書』には、大津山城の戦いで敗北した小原鑑元の所領玉名郡小原の地三町を田北神九郎鎮忠に預けたという。大友義鎮の文書のあることから、大野荘一帯の地が、大友氏の老臣たちにより管理されていたものと思われる。

それ故、神社名の四十九は戦死した四十九人を指すのではなく、『弥勒上生経』に「トソツ天上五百億の天子、各額上より百億の摩尼宝珠まにほうしゆをだして、弥勒菩薩のために四十九層の宝殿を造る。」とあり、（『織田仏教大辞典』衆生を救う弥勒菩薩は、いまはトソツテン浄土で四十九重の宝殿に住んでいるということである）このような宗教的な教えが、四十九のお寺を建てたり、四十九の供養塔を建て聖地となっている四十九院信仰によったものであろう。

築地四十九池神社のある一帯の字地名が「四十九」であり、ここに掘られた四十九池は、比較的に新しい池であるにもかかわらず四十九人の入水死の物語は後世に作られたのであろう。

### 破格の受賞

隆信たかのぶがおこした肥後攻めの第一の殊勲者にえらばれた小代親忠せいかたには、龍造寺民部大輔鎮賢しげかた

(久家) より次の宛行状が送られた。(『小代文書』)

肥後国玉名郡安楽寺之内十三町分之事

知行あるべく候。猶、鍋島飛彈守申すべく候。恐々謹言

天正九年菊月七日 龍造寺久家

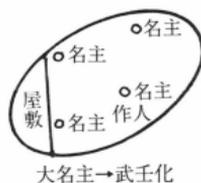
小代殿

(註) 菊月は九月のこと

これをうけて、六月廿九日「家理信連署状」いえまのぶつら「小代文書」に、鍋島飛彈守は、玉名郡安楽寺のうち十三町分は亀甲、立願寺(共に玉名市の内)の両所であると、その場所(地名)を知らせている。また、天正九年十二月廿七日付「龍造寺政家判物」(小代文書)によれば、「玉名郡の内、大野別符二百町を小代親忠に宛行うとし、さらに、天正十年七月廿八日、龍造寺政家宛行状(『小代文書』)には天正十年七月廿八日、龍造寺政家より玉名郡の内、下内田十五町、田原三町、柿原一町六反、石野尾二町五反が宛行われた。」この地内はいずれも小岱山東麓一帯の地であり、小代氏にとって筒が嶽城東麓の要害の地となるところである。

佐賀市にある龍造寺八幡宮所蔵史料のなかに『隆信公御一族并御家中幕下之侍名前附』という天正八年以来の分限帳がある。それによると、肥前国内の侍数の合計二百五人。知行五万三千二百三十六町あり。肥後、筑後、筑前、豊前の幕下三十四人。知行七万三千五百三十一町という壮観さで、龍造寺隆信全盛期を知ることができる。また、そのなかに小代氏の位置も知行一千町となっているのも、小代氏最大の盛代であったことが察せられる。

三、惣村の発達



農民層の台頭 建武中興時代前後から戦国時代には中央政府の公家の勢力はもとより將軍家の支配力も失われ、地方においては守護や地頭も戦争に専念する有様であった。そのようななかで中世の農業は著るしく生産力を増進し、貨幣経済もこれに伴ない、土地と財力を持った名主層が実力者として社会の主導権を握ってきた。しかしそれらの有力名主層も武士化して土地を離れたり、戦陣の巷に出て行くと、百姓農民が名主層に出世した。

野原祭事簿には手短かではあるが、名田内の百姓の名主化を要領よく次のように述べている。

まず、南北朝も終りに近づいた

明德元年（一三九〇）かのうま 庚午 宮方大行事 井手三良丸

「井手三良丸は平民百姓たりといへ共 外廓造営用途を沙汰致すにより、宮方大行事を勤め終る。

とある。また、

明德三年（一三九二）みずのえさる 壬申 宮方大行事 あらをおこもり

「こもり八百姓たりといえとも 外廓造営 きんしせしむるに由て 大行事つとめおわる」

と、

以上は、井手の三郎丸や、荒尾のおこもりは百姓平民であり、八幡宮の宮方大行事勤仕など思いもよらぬことであったが、今日では八幡宮外廓の造営をもなしとげるほどの充実した経済力をつけ、屋敷を代表する

名主層に代つて神主役を勤めたといっているのである。

また、次の事例は戦国時代を迎えた記事

「文明五年（一四七三）癸巳みずのとみ

宮方小行事 阿らお（荒尾）分同丸名は「買地に依り、中尾大膳方より勤められ候」

とあり、また、

「文明八年 丙申ひのえさる

大行事役之事、田原分まこさこ二さされ候といへとも、先年よりかの分に仕きたらざるよし、百姓かたく申二より、阿くる二月十一日ニ被取行候畢 国方大行事 万田之田原分田次郎丸候 小行事同丸名隈部山城殿御きんし候、孫さこは名田屋敷を阿くるに、田二郎丸後分つとめ候畢」  
とある。

これは、荒尾村の同丸は買地かうちする程の経済力を有し、万田村の孫迫まごさきは名田屋敷を売り払い、百姓たちからもそしられ、小行事役は田次郎丸に替かわられたというような意味に解せられる。この数例により、中世平民百姓の意識が神事担当者階層のなかにもくいでこんできて、この頃の農村社会が、莊園の破壊により領主から離れ、村の支配にあつていた地侍名主からも離れ、漸次ではあるが下層農民、百姓によつてとつて代り、村役人を選び、自治制を布き、自分たちの生活環境を作つていく様子が見出される。このようなまとまりを「惣」と呼び、村を「惣村」といった。

第三章 中世

農村の自治

農民は耕地・山林・用水をめぐつて深く結びつき、主体的な動きには会合がもたれ、協議

がおこなわれていた。このような会合は当時これを「寄り合い」といつていた。勿論、寄合いの源流はもと寺社においておこなわれていた村寄合いであったともいわれている。

惣の自治的なものは祭礼・入り合い地や用水の管理・防犯・防災・村の秩序などが寄合いで定められていたようである。それ故、惣の最高議決機関は寄合いであったのである。寄り合いには、名主・百姓層の自営農民のなかから、年寄・乙名（おとな）・若者衆（わかもんしゅ）が選ばれる。まず、年寄り・オトナの衆によって惣の自治が寄り合いで評定され、その議決事項は若者衆がその執行にあたり村落自治を展開するしくみになっていた。

惣の秩序を保つために「村掟」が寄合いで定められ、違反者には極刑もあり、村外追放、村外しがあつた。この場合の裁判や刑の執行の場合には多数決定主義がたらぬかれたのではあるが、やはり人が人を検断するのであるからこの場合の判断には神仏の権威が必要とされ、多くの場合は神前が寄合いの場となつた。

なおここで知っておく必要なのは、当時の村の概念である。従来村といわれているものは莊園郷保のことで、その多くは数村に跨がるものであつたから、同じ村寄りという名の集会も莊官らを加えた莊園領主のためにおこなわれた村寄りである。中世の村というのは生活村落のことで村寄り合いは、莊園制より離れた村落の復活であつて、自治村落の発生ともいわれる意義のあるものである。

たまには、惣村の村寄り合いは領主の圧力に対し嘆願や強訴をし、容れられなければ一揆の行動をおこし、農村自治を推進している。例えば領主の不当な税をのがれるために一方的な守護請や地頭請をしりぞげ、百姓等が寄り合いによって年貢の算用をして、村落で請負う地下請（百姓請）をおこなつたところもある。

数村からなる郷の自治的結合も郷社の宮座などがその具体的なあらわれである。例えば、野原八幡宮の宮座の成員である村落の代表者たちが、祭礼の日に神前で協力一致しながら収穫の喜びを語り合い、冬にむかって今度は野山の分け合い、海磯の海藻の分け合いなどについて話し合ったことであろう。村の大小によってオノを何ちよう、或は海磯の貝はシヨウケ何荷とその配分について入会地いりあいちのことも話し合ったことである。

郷土におけるこのような村のことについて書かれたものはないが、各地に残っている資料からわが郷土のようすが推察される。次にわが村がいつ頃自治制の村に生れかわってきたのかについて述べてみよう。

新しい村の成立 野原庄の惣村の成立の時期を、祭事簿とおして推測すれば永正年間（一五〇四〜一五二〇）までには成立したようである。それは、永正十年（一五二三）の条に

御祭禮 万田三郎丸

大行事 水志ま嶋さき

宮方

小行事 一分の太郎丸

はたの御祭 井手もち丸

正月二日 水嶋二町分うら殿やしき

正月七日 牛水わいた

正月十七日 あらおより

三月三日 ほりの内より

五月五日 一部田中丸

と、西郷の祭の座が惣村制の發達とともに整備し、以前の地侍中心から屋敷単位の祭礼、そして、惣村組織の充実によって農村の祭礼へ変化していく過程を知ることができる。次の大永七年（一五二七）にもなれば、大永七年 御供之節頭 万田阿ま木丸

宮方

大行事 付原中尾四郎兵衛尉勤候

小行事 荒尾童丸屋敷を小代衛門殿被勤候

はた乃御さい禮 井手村ゆの木その

正月二日 水嶋小土井丸屋敷ヲ三宮新左エ門尉殿被勤候

同 七日 くら三つ村牛水犬丸屋敷

同 十七日あら尾村より

三月三日 ますなか村より

五月五日 一部の村より

と村名が標示されてくる。そして、天文元年（一五三二）にもなればすべてに村名がついてくる。

はた乃御さい禮 井手之村おしき田

正月二日 平山之村中尾屋敷平山四郎兵衛尉

同七日 くら光之村別当屋敷

同十七日 阿ら尾村定役

三月三日 ますなか村定役

五月五日 一部之村田中丸

という形式をとって百姓の村があらわれる。

ではその頃西郷の村にあって、わが東郷の村と境を接する牛水、水島両村の屋敷名をあげると牛水村に犬丸（一三八九）犬次郎丸（一五一七）浄祐（一三九七）磯の彦四郎（一五二五）磯の和伊太（一五三三）上妻（一五二四）三郎别当（一五一九）兵五三郎（二四五七）下内（一六〇二）水島村に嶋崎（一八三四）弥次郎丸（一四六七）朔弊 大宮司（一二八三）次郎丸（一五七七）土井丸（一五一九）小土井丸（一五二七）小屋敷（一六一五）大嶋屋敷（一五二五）迫丸（一五三九）二町分（一五一三）六郎丸（一五二三）

（註）（一）内の数字は祭事簿に記載される。初めの暦年

などの屋敷名を抽出することができる。

以上の屋敷は鎌倉時代（一一九二↓）には数は少ないが、南北朝時代は（一二三三六↓）特に後半に入ると多くなり、室町時代以降（一三九二）は更に倍加し、いまも「小字」や「小名」の地名となって残っている。

東郷地方における惣村の成立を知る資料はないのはつきりしたことはいえないが、西郷地方と同じような傾向で南北朝期―室町期にかけて多くあらわれ、自治制の村の成立を促進していたものと思うので、いま

一応東郷における中世の村々について居屋敷をみてみよう。

まず、東郷地方ではやくより史上にあらわれたところは鱈村の古屋敷と、折地村の四郎丸・秋丸・梶取一帯であろう。古屋敷は景行天皇の行在所跡と伝えられ名石大明神宮が建てられ、名田は浦畑、大辻前田に拡がり、陣内屋敷は古荘氏の居屋敷となり、元徳、辻の居屋敷は百姓名が昇格し、北口の坂崎方の天神を天正二年（一五七四）十月ここに遷し、腹赤天満宮としたといわれる。小野四郎山の南にある居屋敷は山の南端を堀切り、三面に空堀・水濠をめぐらした本町唯一の環濠屋敷であり、隣接の北口阿弥陀堂はその阿弥陀寺の跡である。

折地村には四郎丸・秋丸の居屋敷をはじめ松浦・松尾の居屋敷があり、秋丸の天満宮と松浦の稲荷社は元久元年（一二〇四）に創建し、四郎丸には観音堂があったといわれているが、これは天正九年の戦火をうけ、後年阿弥陀寺として再建されたものであろう。松尾には宝樹庵があったというが、いまは消滅している。この一帯は奈良時代には都へ贄を積出し、荘園時代には荘園領主に年貢を送る梶取の基地になった深田浦の繁栄がみられ、南北朝時代から戦国時代にわたる動乱の時代には水軍の知行海夫船の絵巻さがみられたことであらう。

赤崎地方は有明海の入江をへだてて大野荘に接し、その要害が軍用に共用されて、はやくから、菊池、大野氏の勢力を排除する目的で関東御家人中原親能や相良宗頼の赤崎城築城説が史上にあらわれたところである。

向野村の本村・東屋敷には当時大きな名主屋敷があり、聖観世菩薩を本尊とする鎮徳寺という持仏堂が建

てられていたが、天正の兵火で煙滅し、近世期にはフシ庵という小堂が建てられていた。堂内には天文十五年十月銘のある板碑や、近世期の地藏・普門品供養碑が当時の繁栄を遺している。

向野神社のある向野東屋敷一帯の台地から六栄小学校の一帯にも有力名主の名田があったものと思われる。向野神社は別名を七社宮ともいわれ、七柱の祭神がまつられている。筆者は向野村の七か所の神々を一社に纏めて祭祀したものと思っていたが、社殿の神紋をみると七つ星になっている。七つ星は北斗七星という北方の天に輝く星を祀り、国土を護り災を消し、敵をしりぞけ福寿を増すものと人びとに敬まわれる妙見さんの信仰である。この信仰は妙見菩薩・妙見星神・北辰妙見といつて星をまつる信仰である。まつる際には七体の御神像を安置し荒尾の杵村では七老神社と名づける。当地では七星に伊邪那岐神、天照皇大神、中筒男神、健磐龍神、応神天皇、武内宿弥、菅原之神をあてている。由緒書によれば天正五年（一五七七）十月とあるので、この頃から妙見尊の信仰が七社信仰にかわったのであろう、神殿には延宝七年（一六七九）にくられた七体の御神像が安置してある。

七社宮の境内を「寺ん前」という。ここに小堂があり、江戸時代の阿弥陀如来木像が本尊として安置され、傍に天文十五年（一五四六）十月仏師周養作の板碑がそなえてある。この石仏はこの名主と思われる某（刻名不明瞭）とその妻妙範が逆修供養のために本尊仏と当庵の開基行尊の姿を描いてまつったものである。この庵寺を「肥後国誌」には光鎮寺といっている。地元の老嫗宮原ちのさん（故人）は光鎮寺の開基八幡長者の子が親のために建てたといっているが、この地の豪族が名田屋敷の守護のために妙見社と持仏堂を宮寺様式で建てたものであると思われる。

今の六栄小学校の敷地は青田の殿さんの城跡といわれてきた。郭まがの周囲には幅五間、深さ二間ほどの空堀が方形に繞り、中央部にガランサンと称する小祠がまつられ、村人は齒の神として信仰していた。傍には古井戸もあつたが明治十五年墓地とともに整理した。昭和四十年頃、筆者は校舎の北側に東西に延びる空堀の痕跡があつたのをみたので、この話は真実であると思つた。またその頃運動場の中央部付近より土拵墓が一基発見されたこともある。これらを総合すれば、中世の武士化した名主の屋敷跡であつたのではないだろうか。

宮崎村西屋敷一带は前に有明海の入江をのぞんで名田のあつたところである。いまも中世期の五輪塔のある持仏堂が存在する。光正寺東に観音堂と薬師堂があり、ともに天保十二年（一八四一）の佛像が安置されているが、薬師堂は中世の通禅寺の跡ともいわれる。また光正寺の前身は鎌倉時代に建てられた清源寺の跡であることはさきに述べたとおりである。

永方村は野原八幡宮に近く東郷地方の諸村のうちでも最も交渉の多い村であつたのであろう。「祭事簿」にも祭事に勤仕した六郎丸・小太郎丸・弥法師丸・自在丸・得丸・岩丸・入道丸・永方弥三郎の名があらわれている。

永方屋敷は信定寺を中心に上方（うえがた）下方（しもかた）中屋敷と称し何れも空堀で境され、西側は険しい崩崖くづかになり一帯を船津ともいっているので当時は港として賑わつたこともあつただろう。屋敷群を「方かた」と呼ぶのは「館」のことで、武蔵国小代郷の小代館は今も東方・中方・西方・駒方などといっているにも通じる。永方は中世の初より築地氏の勢力下にあつた地域で、その居館跡はいまの信定寺の寺域一帯

であつたのであろう。

寺の北方台地は当時の墓地跡であり。そこに持仏堂があつた。天正年中金山原の戦いで戦死した築地隼人佐清尚の嫡子治郎大夫隆重の末弟隼人佐清隆は肥前に三年間亡命していたが、その子内蔵丞が永方に帰り住み、その子五郎兵衛が僧侶となり、第一代住職釈禪上人（禪念）を称し、そこにあつた持仏堂と墓地を移し信定寺としたのであるといわれる。（築地家系図）

葛輪の公民館はもと福専寺といわれた観音堂のあつたところで地方豪族の名田跡といわれ館内に尊名不明の如來仏二軀がある。また付近にも当時代の五輪塔や宝塔も散見される。

葛輪一帯には中世名田の跡がみられ、屋敷を土塁と空堀で囲つた跡に五輪塔群をまつる一角があつたり、宮野友房方には古様の観音仏がみられ、往時の屋敷の堂内仏と思われる。

菜切川入江を距てた高浜は二ノ宮八幡宮を中心にして集落群がみられる。まず、本村には宮座を掌る宮丸や稲丸などの名主層の屋敷があり、建浜方面一帯には八幡宮の僧坊があつただろう円通寺跡、釈迦堂、清泉寺跡（本村）など天台宗系寺院跡や、伊勢信仰のあとをのこす真言宗系金剛院跡がある。

第三章 中世  
浜浦から堀崎の海辺一帯には縄文時代以来の集落群があり、陸化した長洲・沖洲も中世に入り活気を帯びてくる。特に長洲は「馬場文書」にもみられるように四王子大明神が須崎浜に勧請され、大明神の集落が港町として栄え、市なども開かれ、小代氏の海夫知行船（水軍）の基地ともなつたと思われ、大友・龍造寺氏の支配下にあつて有明海の制海権を有したと「田尻文書」にみえる。室町時代あるいは南北朝時代には禪宗寺院正禪寺がたてられた模様である。

鯨村に隣接する清源寺村の繁栄は、鎌倉時代の後期か南北朝早期頃、宮崎村にあった清源寺が小代氏の庄力におされて対岸の清源寺村に移り繁栄したことについてはさきに述べたとおりである。寺名が村名となり、清源寺の高瀬移転後は清源寺領として繁栄したと伝えている。

対岸の沖洲も清源寺領であったといわれ、弘治三年（一五四六）島内最古の板碑があり、名石神宮も天正十二年に鯨村より遷され、近世期発展の素地がひらかれた。

**東郷地方の寺社と堂宇**

東郷地方に存在していた寺社名を旧村別に表示してみた。

中世末東郷地方に存在した寺社一覧

所在地	社寺堂宇名	寺跡にある遺跡・遺品・文献
野原村	野原八幡宮 靈驗寺跡	八幡宮、新宮、早馬観音、文献 宝塔、五輪塔、文献
〃	浄明寺跡	寺跡
〃	文珠堂	堂宇、五輪塔
菰屋村	宝釈寺跡	釈迦堂、宝塔、五輪塔
〃	正円寺跡	真宗正円寺、宝塔、五輪塔
〃	善源寺跡	阿弥陀堂、五輪塔、宝塔
〃	長福寺跡	阿弥陀堂、天文16年板碑

所在地	社寺堂宇名	社寺堂宇名	寺跡にある遺跡・遺品・文献
菰屋村	金社八幡宮	金社八幡宮	文献、八幡宮
川登村	北円寺跡	北円寺跡	妙音観音堂、永録4年、7年板碑
〃	水光寺跡	水光寺跡	妙見堂、五輪塔、板碑
高浜村	清水寺跡	清水寺跡	阿弥陀堂
〃	円通寺跡	円通寺跡	観音堂
〃	金剛院跡	金剛院跡	虚空藏堂
〃	清泉寺跡	清泉寺跡	観音堂
梅田村	二の宮八幡宮	二の宮八幡宮	八幡宮、文献、鰯口
〃	龍造寺跡	龍造寺跡	観音堂
永方村	梅田天満宮	梅田天満宮	天満宮、神木
〃	信定寺	信定寺	金石文、系図
〃	信定寺旧跡	信定寺旧跡	文明16年角柱塔、宝塔、五輪塔
〃	福専寺跡	福専寺跡	阿弥陀如来木像、宝塔、五輪塔
赤崎村	鎮徳寺跡	鎮徳寺跡	観音堂、天文十五年板碑
向野村	光鎮寺跡	光鎮寺跡	阿弥陀堂、天文十五年板碑

所在地	社寺堂宇名	寺跡にある遺跡・遺品・文献
向野村	七社大明神	向野神社、天正二年文書、神紋
宮崎村	清源寺跡	正和四年五輪塔、光正寺、文書
〃	中央大明神宮	大永三年墨書銘神像
〃	廣福寺跡	阿弥陀堂、五輪塔、板碑
〃	観音堂	肥後国誌、堂宇、五輪塔
〃	通禪寺跡	肥後国誌、堂宇
折地村	阿弥陀寺	四郎丸屋敷、寺院
〃	折地天満宮	室町後期板碑、神社
清源寺村	清源寺跡	大女地藏堂、正福寺文書、検地帳、堂宇
〃	平原神社	神社、記念碑
腹赤村	阿弥陀寺跡	阿弥陀堂、小野四郎山屋敷、古庄文書(寛)
〃	陸社跡	古庄屋敷、享禄二年板碑、検地帳
〃	名石神社	女石神社、弘治三年板碑
〃	天満宮	記念碑
長洲村	四王子神社	古文書、社記、伝説

往生するときは、生前の信仰生活によって弥勒の兜率浄土、釈迦の靈山浄土、観音の補陀落浄土、阿弥陀の極楽浄土などさまざまあるが、阿弥陀の極楽浄土への往生が一般化して、浄土教といえ、阿弥陀信仰の別名とされている。

「アミダ」という意味は無量大の光、無量大の寿命の意であるといわれている。このアミダはもと法蔵菩薩

郷土の浄土信仰 平安時代にひろまった浄土教というのは、仏教のうちの来世信仰のことである。この世を穢土と見、仏教を信仰すると、仏の力で、その支配する理想の世界へ往生させてもらえるという、他力信仰である。ここにいう往生とは、仏の国へ往って生きることであり、自分が仏になる（成仏）ことではない。

所在地	社寺堂宇名	寺跡にある遺跡・遺品・文献
長洲村	洲崎神社	大明神跡 社記
榊村	正善禪寺跡 榊山賀庭寺跡	観音堂、古記録、五輪塔 仏像、坊跡、古塔群、文献、地籍 神紋、文書
金山村	七老神社 日吉神社跡 六郎丸屋敷 八つ手観音	古記録 薬師堂、五輪塔 観音堂、五輪塔

薩といつていたころ、四十八カ条からなる願をたてた、これを本願ともいう。そして「自分は、一切衆生を濟度しない限り、仏にはなるまい」と決意したといわれる。

「アミダ」が仏になり、一切衆生は阿弥陀如来によって濟度され、西方にある極楽浄土に往生されるといふのがこの浄土教である。

平安時代出身の源信（九四二—一〇一七）の著書「往生要集」は、阿弥陀を信仰し、極楽往生をすゝめるために書いたものである。この書の冒頭に六道輪廻のことが人びとに強い印象をあたえる。

六道とは、地獄・餓鬼・畜生・修羅・人界・天上のことで、われわれは前世の因果で人界に生まれているが、この世での宿業が来世で応報をうけねばならない。死者は一人、一人、七日ごとに裁かれ、四十九日目

に判決が下され地獄に送られ、地獄の苦しみを嘗めるかも知れない。

阿弥陀に救われそなつて解脱（さとり）のできなかつた者を救う仏が「地蔵菩薩」といわれる。地蔵はもとは、インドの大地の神であるが、わが国に渡来し僧形に頭をまるめ、錫杖と宝珠を持っている。宝珠は不可能を可能にする力であり、エンマの裁判所にも現れて弁護人をつとめ、地獄にも餓鬼道にも現れる。アミダに救われそなつた者も地蔵によって救われるというのである。このために比丘の姿で宝珠を持ち、錫杖をつく地蔵像や、六体地蔵塔をよく町なかに見ることができぬ。

このように、人びとは生きる限り苦悩を伴わねばならぬ。その苦しむ人びとの生きざま（音）と、願い（声）とをよく知りその苦悩に成り切ることによって、苦悩の場を安らぎの場に転じようと誓い、その誓いの実現に精進する実行者を、「観世音菩薩」と名づけられた。

六道の世界に迷い悩む死者のために、その障害物を取り除き浄土に導くために六観音をつくり、六観音信仰がはじめられたり、観音は衆生済度のために三十三身に変化するという信仰から三十三観音の造像もある。

長洲地方にも戦国時代を迎え、弥陀、地藏、観音の姿が板碑に刻まれて信仰の主導になってくる。石に佛画を描いてこれを彫る人のことを当時石大工または佛師ともいつていた。筑後国三池郡南郷の仏師周養（周陽）は永正から天文年間（一五〇四―一五四六）に至る三十六年間、大牟田市三池町をはじめ、瀬高町・南関町・荒尾市・長洲町に九基の石仏を製作している。彼が刻んだ佛体は地藏・阿弥陀・観音の三類に限られ、長洲町では腹赤古荘屋敷にある景行天皇が御腰を掛けられたといひ伝えられる板石に、地藏菩薩遊行の画像を享祿二年（一五二九）八月の彼岸中日に彫りあげた。後世の住民たちは天皇の御影がこの石に影向（姿を現わした）したと云って神聖視している。周養はその後天文十五年（一五四六）十月、向野神社の西にある光鎮寺跡阿弥陀堂に阿弥陀如来画像、赤崎鎮徳寺跡観音堂に聖観世音菩薩の画像板碑を製作している。

このほか沖洲名石神社境内に弘治三年（一五五七）の板碑、折地天満宮境内にもその頃のものと思われる板碑が建てられている。また、永方信定寺境内には文明十六年（一四八四）銘の角柱塔婆もある。これらの塔婆については「信仰石造物」の項で述べることにした。

**戦国板碑** 手近に産出する安山岩や砂岩、凝灰岩などの自然石の面を平らかに磨いて、上の方に本尊をあらわし、文字数の多い銘文を刻んだ石の塔婆を板碑などと呼んでいる。

私たちの村にも戦国時代に入って姿をあらわしてきたので戦国板碑と呼んでみた。石塔の一種であるが墓標とは違って供養塔が多い。

日本仏教は印度・中国・朝鮮を経由して伝えられたもので、日本の仏教もその系統をもっていることは勿論のことである。そのなかで死者のために供養の仏事の法要を営み、本尊に供物・香華・燈明などを供えて法事を営み、その記念に石塔を建てた。これを供養塔というようになった。

ところが戦国時代に入ると死後の供養（追善の供養という）が減り、生前の供養が急増するようになる。これを「逆修」とか「豫修」ともいって、生存中に逆修を行なえば死者のうける一分と追善者のうける六分、あわせて仏の与える功德の全部が得られるというので、碑文に「七分全得」のことは書かれている。長洲町にはこのような、逆修・豫修のための供養碑が殆んどである。

死者の追善の法事を修めるとき、その年忌が定められたのは南北朝時代とされているが貴族の社会ではそれより早く「元亨釈書」によると、平安時代の承安元年（一一七一）ころすでにこの仏事が行われたとしてある。長洲地方でも、さきに述べたように宮崎区光正寺正和四年（一一三五）五輪塔のように鎌倉時代には供養の行事が行なわれていたことを知ることができる。死者の供養のおこりは、亡者は七七日中の毎日、七日、百か日、一周忌、三回忌それぞれ生前の罪を閻魔王などで知られている冥府にいる十王によりさばきを受けることになっている。それ故、初七日から三十三回忌までの追善仏事をおこなったが、戦国時代に入ると、逆修供養の法事にかわってくるのが、村々に建てられている板碑によりみることができると、次に施主について述べてみる。

次に施主について述べてみる。鎌倉時代の光正寺にある正和四年の五輪塔はこの地方の豪族の子供たちであったと述べた。向野光鎮寺の板碑はこの地方の名主夫婦の逆修碑であるが、鎮徳寺の観音板碑は五人程の男女が建立した板碑である。この頃になると民衆の力は信仰にも旺盛となり、一つの念仏行事にも多くの農

民が集まって数多くの人の名が板碑の施主のなかにあらわれてくる。この人達は地藏講・観音講・念仏講などをつくって十五講衆、一結衆いっけつしゆ二十六人、結衆いっけつしゆ一百余人、念仏衆百人というように多くの人による講がつくられていることは、いままではみられた領主名や豪族の名が消えて、名もない地方農民の法名や俗名があらわれたこともその特徴である。

次にみられる特徴は、多くの講衆の名前のなかに「禪尼」ぜんに「禪定尼」ぜんぢやうに「比丘尼」びくにあまなど尼のつく女性の名が多くあらわれてくることである。女性が板碑の主人公となるのも明らかに戦国時代の特徴ある現象である。女性の戒名ひななに「妙」の字が多いのは曹洞宗（禪宗）のばあい、庶民僧に授けられるもので、武士層の「大姉」とは区別される。このように戦国板碑に主体的に関係した庶民の女性が現われたことも注意すべきことであろう。

伊勢信仰 惣村時代の村の生活にとり入れられた信仰に伊勢信仰があることについて述べてみよう。

戦国時代は武士の勃興により各地の公領、荘園は侵略され、寺社の料田は奪われ祭典の費用もなく、儀式もとどこおりがちになり、社寺の建物の荒廢はその極に達していた。その頃、高野山や伊勢神宮の僧侶や神人たちは、戦乱をさげ農閑期の町や村の壇家をめぐり、大麻（伊勢神宮の御札）を授け、みやげ物の伊勢曆、白粉・物差・貝細工をわけあたえた。これらの人々を高野聖・伊勢御師いせのみしといった。それらの聖や御師にかわって町や村から、伊勢講、神明講しんめいこうなどと呼ばれる講員が、金を積みたてそれぞれ代表を送る代参講の形をとって、農作業も忙しくない春先きに伊勢へ旅立った。

神宮に向かう街道筋には道者相手の茶店がならび、それぞれの名物を商あなっていた。路傍には石の道標に神



奈良市般若寺の十三重石塔と経堂（左）

宮までの道程が示され、これらの人びとを目あてに馬や駕籠が用意され馬の背に鞍がおかれ、その左右に杵をだし、一頭の馬に三人が乗れるようにしたものである。

御師の家に泊り外宮、内宮の参拝だけでなく、外宮に近い朝熊村の朝熊山金剛証寺にまいり、二見が浦などを巡拝し、帰途は京都・奈良・海を渡つて四国の金毘羅詣りをした。村に帰ると盛大な「坂迎え」とよばれる宴会が催され、御礼や土産物が配られた。

**般若寺の落書** このように室町時代には伊勢信仰が全国的に普及し、神明社の建立もみられた。伊勢神宮は地方では「神明」といわれていたからである。

昭和四十七年奈良県奈良市の古刹般若寺の経蔵が解体修理された。壁を外したところ、塗りこめられた間柱に墨痕あざやかに左記のような落書（楽書）が書かれていた。

九品（州）肥後国玉名郡野原庄之住

鱧中光 同行三人

元龜四年 七月七日

中々に手向の数はあらねども

けふ七夕に 旅のしるしぞ



天照大神を祀る石堂（中央）

落書のあつた柱は経蔵を支える十本のうちの一本で上から下までびつりと書いてあつた。

この経蔵は「一切経」を格納する蔵で、正面三間、側面二間、切妻造り平入りの鎌倉時代の建造物である。南北朝戦乱期の元弘三年（一三三〇）大塔宮護良親王が、足利勢に追われ難を避け、この経堂の経巻をかぶり敵兵の眼を遁れ一命を助かつたという有名な話のこつている。二百四十余年を経た元亀四年（一五七三）長洲鯨の伊勢講の一行が、本尊の文珠さんに手向け、大塔宮ゆかりの蔵と知つてか知らでか落書をすると、とにかくも旅の恥はかきすてて千歳のあとまでに自分の名を書き残すとはほほえましい話である。

高浜村の伊勢信仰 二ノ宮高浜八幡宮の祭神は縁起書に「野原八幡宮の三所、垂迹は住吉大明神なり」と書かれてあるが、いまでは、応神天皇、天照大神、住吉大明神の三柱の神が祭神になっている。このなかで天照大神（天照皇大神宮）をいつ、何故祀るようになったかは伝えられていない。

このことについて考えさせられることは、社地の北側の小高いところに、四基の石室があり、それにはそれぞれ石神が祀られている。そのなかの中央にある石室の奥壁の中央に天照大神、左右に春日大明神・阿蘇大明神の名が刻まれている。おまつりした年代については、享保六年（二七二二）、願主は庄屋橋本七左門尉、等五人の庄屋名、称宣に浜崎太郎兵衛、ほか氏子名が刻まれたものであり、天照大神信仰にかかわる



金剛院跡本尊

信仰遺物であることのほかはなにもわからない。

ここより西、建浜区に真言の古跡といわれる金剛院の跡地があり、堂内に求聞持法の虚空蔵菩薩像を安置してある。お堂も仏像も近世作のものであるが、広い境内の一隅に室町時代の五輪塔があるので古い寺跡であることが想像された。

寺跡より更に北二百<sup>ほど</sup>の地点に「インの墓地」がある。犬を葬った墓地という人もあったが、「院の墓地」というほうが正しいのであろう。

以上のことから察して当時の金剛院という寺院は相当広い寺領をもって栄えていた寺院であったことであろう。ただ、不審に思われることは、この一帯のお寺が天台宗系のお寺であるのに、ここだけが真言宗寺院であったことである。ところで、伊勢詣りには次のような歌謡がのこされている。「伊勢に参らば、朝熊をかけよ、朝熊かけねば片参り」と歌われる。当時、伊勢参宮のあとは、近くの伊勢市朝熊村にある朝熊山金剛証寺の本尊求聞持法の虚空蔵菩薩を拝み、その功德を戴いて帰るといのが農家や商業者、武士の間に信仰づけられた。

求聞持法の虚空蔵というのは、五智をあらわす宝冠たからむくを戴き、右手に智慧の利剣、左手に如意宝を持ち、衆生の願いや求め、智慧や幸運などの利益にこたえる姿をした仏である。

金剛証寺は勝峰山兜率院とそういんと号し、伊勢神宮の鬼門にあたり神宮鎮護の霊場とされてきた。真言宗に属し、本尊は福威智満虚空蔵菩薩であるといわれる。室町時代になると寺運は衰え臨済宗南禅寺派に属しいまに

たっている。

室町時代に成立したと考えられる「朝熊山縁起」や「朝熊嶽儀範」には、天長二年（八二五）空海が大和国鳴川の善根寺で求聞持法を修めた時、赤精童子が現われ、伊勢の朝熊入山修行を教えた。空海はここで修行中に天照大神十六歳の姿を感得し、兩宝童子の立像を製作したこの本地仏が虚空藏菩薩といわれる。

伊勢詣りは参宮ともお蔭参りともいわれ、室町時代から盛んに行なわれ、遠隔地からの参宮は費用や道中の不安などのため、各地で伊勢講が結成され掛銭を集め、講中の代表数名が参宮する。荒尾地方においては、原万田村当時、孫迫名（まごせりな）の名主弘祐成が天文二年（一五三三）参宮をはたし、神宮の分霊を携え帰り原万田西原に西原大神宮をまつり、朝熊山金剛証寺から虚空藏菩薩を戴いて、大島四つ山に虚空藏堂を建てた。四つ山の大島能満虚空藏菩薩の信仰は「こくんぞさん」の別称で有名になった。

高浜村における伊勢信仰も右に述べたように伊勢宮の分霊を二ノ宮八幡宮の祭神に配祀し、併せて建浜に金剛証寺の末寺金剛院（真言宗）を建て、八幡神の神宮寺とし、求聞持法の虚空藏菩薩を安置したのである。う。（肥後国誌）さきに述べた八幡宮境内の享保六年の石堂は伊勢参宮記念に建立したものであろう。「肥後国誌」には「真言の古跡、本尊は虚空藏菩薩、いま堂にあり」といつているのはこのことであるか。

第三章 中世  
いま、ここの堂内には宝暦九年（一七五九）七月の金ピカの虚空藏菩薩像が安置されている。建浜地区では、この虚空藏さんは大島の四つ山より迎えたものといっているが、村の先祖が伊勢参宮をし皇大神宮の御神霊とともにお迎えしてここにお祀りしたものであり、さきに述べた享保六年の天照大神を祀る石堂とともに伊勢信仰の尊い文化財と思われる。

## 第五節 動亂の終焉

一、動亂の終焉しゆえん

一 触即発の高瀬川 龍造寺隆信が北肥後に攻め入り隈本攻めを知った隈本城主城親賢は、耳川合戦で大友氏を破った島津義久に隈本の保護を願った。天正七年（一五七九）秋、義久は隈本・宇土方面に進駐し、宇土・合志・詫磨・河尻・鹿子木の反大友グループの国衆と連合し、大友宗麟と結ぶ赤星・阿蘇の大友グループ並に隈部親永、小代親忠の龍造寺グループの国衆と対立する三者鼎立の状態で玉名地方が戦場となった。時はあたかも天正十年（一五八二）の春、京都にいた織田信長が明智光秀の毒刃に倒れ、天下が日々変容していく時であった。

玉名地方に進出した島津勢は菊池川に沿った隈部氏、内空閑うちそが氏の諸城を陥し、玉名郡花簇はなむら（菊水町）の花牟礼城むれにこもる小森田又次郎親光を攻め殺し、島津忠平に兵二万余の兵を与え菊池川（高瀬川）に沿って陣を布いた。これを知った隆信も肥前・筑後の兵三万七千余騎を動員し、子政家を將として玉名に進駐した。

長洲猫宮、荒尾大島の海岸一帯は肥前軍の上陸地点となり、多くの軍勢が村むらに駐屯した。住民たちは肥薩両軍の大衝突を心配したが、筑前秋月の領主秋月種実たねざねの調停によって、高瀬川を以て両国の分国に定め、両軍はそれぞれ兵を引きあげた。

隆信は筑後と北肥後の部将を支配しようとしていたが、筑後柳河の武將蒲池鎮並は隆信にそむき殺され、鷹尾城主田尻鑑種もそむき隆信の大軍に囲まれた。鑑種は救いを八代にいた島津忠長に求めた。島津は鷹尾救援の兵五百余人を志岐天草の軍船 大船、小船十餘艘に兵糧を積み三十餘艘の島津の加勢船がこれを守り三角を出帆し鷹尾に向かわせたが、長洲の沖を通過した頃、大島の沖で肥前の海將田澤の率いる水軍のために大敗した。そのときの戦況を「豊薩軍記」には次のように書いている。

「風悪しくして漸くその日の晩景に同国大島の浦に寄せ、翌くれば則ち押出す。田澤も船を漕出して大島差して行くほどに、沖中にて逢い均しく戦いける。島津方は兵糧多く積みたる故に、船重くして進退自由ならず、田澤が船は元來軍の出立にて槽数多く立たりければ、思いの儘に押し廻して近き船をば鎌手を打懸け打懸け、遠き船をば火砲を放つて射伏せ、打ち伏せなどしける程に、志岐天草が船二、三艘終に乗りとられにければ、その餘の船は悉く三角を差して漕きもとすと。」

有明海は潮汐の干満の差の多い潟海で干満によって生ずる潮流の速いことでも有名なところである。天正十二年一月十二日といえは小潮より大潮にうつる時期であり、若し島津の船が引き潮にさからつていけば一時間五ノット以上の逆潮に出合うことになる。また風悪しくとあるので、一月の風は冬の地方風「アナゼ」といふ北西方向より吹く卓越風であり、その方向によっては「北アナゼ」「西アナゼ」等ともいわれ、これをまともに受けたら船は大変難儀する。

海に慣れた天草志岐水軍も長洲・大島の灘海の風土性がわからず海に乗りいで、海戦に失敗したようであ

る。このように島津方の鷹尾救援は失敗したが、次回よりは救援物資や兵員の送りこみには成功したようで、龍造寺氏にとっては容易ならぬ事態が生じてきたことになった。

#### 隆信肥前有馬に敗死

肥薩両軍は一たん兵を後退したものの、再び高瀬川兩岸に兵員の集結をはかっていた。すなわち、天正十二年二月、肥前国深江ふかえの城主安富純治やすとみすけはるが、隆信の命をうけて、玉名郡横島に移動した。これを知った有馬城主有馬鎮貴しげたかは、手薄になった深江城を囲んだ。報らせをうけて隆信は怒り、ここに有馬討伐の軍をおこした。有馬鎮貴も島津義久に援兵を請うた。

こうして、横島・伊倉方面で両軍は衝突しはげしい攻防戦を展開していたが、戦いは対岸島原半島に移り、島原城下沖田畷の戦いで隆信は戦死をした。時に三月廿四日のことである。

隆信の歿後、島津義弘は天正十三年六月、北肥後を制圧した。「上井寛軒日記」九月六日の項には玉名一帯の戦況を次のように記している。

「十六日、合志へ往かれ候。下知衆など帰られ、彼方の様子物語り候。哀れなる事ども也。此日三池境へ軍衆少々さし登らされ候。伊集院肥前守（久春）山田越前守（有信）猿渡越中守（信光）此衆を始、諸所之衆さし遣わされ候。宇土・隈本・大津山いんかど（家稜）和仁（親実）辺春（親行）小代（親泰）右之衆也、御行は宇津・久我（ともに三池郡）などへ、此方之衆取入、従夫ら下里、目辺（筑後国八女郡）放火せられ候て、しかるべしの談合也……。」と肥筑一帯の戦況について細かく記している。

小代親泰は、伊集院忠棟いぢゅういただねを通じて起請文をおくり一城在宅を許され、同時に島津義弘の来国を喜び祝言を述べ、これより島津氏に隷属し、筑前の戦闘に参加することとなった。

### 秀吉の九州征討

肥後を制圧した薩摩勢は軍を二分し、一軍は阿蘇氏を討つて豊後路より豊前国へ、義弘の率いる勢は、北肥後より筑後の大友勢を制圧して筑前に入った。大友宗麟は大坂にいる豊臣秀吉に書を送り九州出兵を請うた。すると秀吉は細川幽齋らを遣わし、島津氏に平和解決の要請をおこない、次の九州分割案を示した。すなわち

筑前は秀吉領、肥前は毛利領、筑後・肥後・豊前の半分をそれぞれ大友領、その余りは すべて島津領とする。

以上を、天正十四年七月までに承認しなければ薩摩を討つという強圧的なものであった。

秀吉が示した分割案によれば、島津氏の所領地は、薩隅二国のほか、日向・肥後・筑後の半国、これはいままでに島津氏の占領地を指すものであり、これ以上には手をだしてはならぬ、手をだせば叩くぞという秀吉の威圧である。これを島津が承知する筈はなく、かえって大軍を率いて高良山（久留米市）に陣営し、秀吉の要求を刎ねつけた。

秀吉は毛利、長曾我部氏の兵を先発させ、九州征伐の口火をきり、十二月一日、畿内・北陸・南海・山陽・山陰三十七箇国二五万の大軍を動員、翌十五年（一五八七）、正月半ばその先陣は九州に到着、秀吉も三月廿五日赤間関に到着、軍を指揮した。

西下軍が四月十二日、高良山の本陣を発し、八里・南関に着き、正法寺で諸將を引見、

四月十三日 南関―高瀬 五里

秀吉の宿舎 願行寺

## 清正の宿舎 清源寺

四月十四日、十五日 大雨のため高瀬に滞在する。

ところが、城戸左兵衛覚書「藻塩草」に拠れば、

五番 御陣山下より大津山之間五里

一夜の野陣 同十一日 大津山之城御受取被成候

六番 同 十一日 御陣 小代一夜之野陣

大雨故夫丸不参候 大津山より中間二里

小代の城、御受取被成候なまれ

七番 同十二日 御陣 高瀬 野陣一夜

大雨大風 高瀬川大水出申候得共 数万騎の勢に渡申候 小代より 高瀬迄二里也。

八番 同十三日 御陣 安楽寺 高瀬より二里 一夜之野陣 大雨也

このようにして、秀吉の征西軍は、隈本では隈本城を城久基より請取りうけと、浅野長政が城代となり、宇土氏の宇土城を請けとり加藤清正に守らせるなど、肥後路の諸城を請け、要所要所を用心ぶかく守らせて薩摩に入った。

降りしきる梅雨に川水の漲る川内川を渡り、五月三日 川内の太平寺の本陣で島津義久の降伏を許し、弟義弘に薩摩大隅・日向の三国の支配をまかせ、こうして秀吉の九州平定は終り、肥後の統治を佐々成政に命じた。

## 戦後処理

秀吉は、八代古麓城で肥後の国衆を引見し、即座に本領安堵をゆるした。本領安堵というのは、例えば、小代親泰の場合、天文二年（一五三三）に四百二七町を有していたが、本来の所領は二百町ということであり、二百二七町は戦国期に獲得した所領として秀吉政権のもとに吸収された。

それで肥後の国衆の場合、隈部親永の所領千九百町は本地八百町、隈本城主城十郎太郎千町の本地は八百町、大津山氏の三百町は五〇町に、辺春氏も七ヶ村から百二町へ、大幅に減知された。これが秀吉が示した旧領安堵の意味である。

肥後の国衆は以上のような旧領安堵の秀吉の朱印を得ながら、佐々成政の与力を命ぜられたところに、数年後におこる国衆一揆の原因がもたれていた。

次に隈本城主城久基、宇土城主名和顕孝、筒か嶽城主小代親泰の三氏については、「堪忍分を下され、城主・妻子ともに召し連れられ、国にやまい（病）のこれなきよう。」の理由で大坂に召換され、他の国衆については「人質として妻子を佐々成政の隈本城に送るよう。」という形で、肥後の仕置が定められた。

小代氏が名和・城氏らとともに死刑を免ぜられ、妻子もろとも大坂に召換され、扶持ふちを与えられているその意味はわからない。国内にはまだ、隈部・相良・阿蘇氏などの有力国衆もいるのである。これを自由に推理することが許されるものであれば、宇土と小代は、肥後を支配する佐々成政の隈本城の南と北を占める城池である。

隈本城を佐々成政に渡した城氏、名和氏、小代氏の居城も佐々の支城として提供させられている現状から、旧城主の在国は何かと紛争の種が残るものである。この懸念から生じた処置と考えた方が妥当な推察であろう。

